

官報

平成二十七年六月三十日

○第百八十九回 衆議院會議録 第三十六号

平成二十七年六月三十日(火曜日)

議事日程 第二十九号

平成二十七年六月三十日

午後一時開議

第一 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第三 農業協同組合法の一部を改正する法律案(岸本周平君外三名提出)

第四 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

日程第三 農業協同組合法の一部を改正する法律案(岸本周平君外三名提出)

日程第四 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長江田康幸君。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○江田康幸君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の結果及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十五年十二月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、貿易保険制度をより効率的かつ効果的に運営する体制を整備するための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、独立行政法人日本貿易保険を株式会社日本貿易保険に改め、政府が常時その株式の総数を保有していなければならないこととするとも

に、国が保険の引き受け基準を定めるほか、一定の重要案件について、国が株式会社日本貿易保険に対して意見を述べることを可能とすること、

第二に、貿易再保険特別会計を廃止し、株式会社日本貿易保険に経理を一元化するとともに、保険金の確実な支払いを担保するため、資金調達が困難な場合には、政府が必要な財政上の措置を講じるものとする等であります。

本案は、去る六月十日日本委員会に付託され、十二日に宮沢経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十七日に質疑を行い、質疑を終局いたしました。十九日に討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第二、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長今村雅弘君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件につき承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○今村雅弘君 たいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、平成十八年十月十四日から本年四月十三日まで北朝鮮船舶の全ての船舶の入港を禁止することとする閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、本年三月三十一日に入港禁止の期間を平成二十九年四月十三日まで二年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る六月十八日本委員会に付託され、翌十九日、太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに討論を行い、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することになりました。

平成二十七年六月三十日 衆議院會議録第三十六号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

日程第三 農業協同組合法の一部を改正する法律案(岸本周平君外三名提出)

法律案(岸本周平君外三名提出)

日程第四 農業協同組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、岸本周平君外三名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案、日程第四、内閣提出、農業協同組合法の一部を改正する等の法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長江藤拓君。

報告書

農業協同組合法の一部を改正する法律案及び同

報告書

及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(江藤拓君登壇)

○江藤拓君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の法律案について申し上げます。

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合等について、その目的の明確化、事業の執行体制の強化、株式会社等への組織変更を可能とする規定の整備、農業協同組合中央会の廃止等の措置を講ずるとともに、農業委員会の委員の選出方法の公選制から市町村長による任命制への移行、農地を所有できる法人に係る要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

次に、岸本周平君外三名提出の法律案について

申し上げます。

本案は、最近における農業協同組合等が果たしている役割の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合等が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることを明記するとともに、農業協同組合等の自主性を尊重するための規定、農業協同組合等の政治的中立性に関する規定等を整備しようとするものであります。

両法律案は、去る五月十四日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、十九日の委員会において林農林水産大臣及び提出者小山展弘君からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。五月二十一日からは両法律案を一括して議題とし、審査を進め、五月二十七日及び六月十六日には参考人から意見を聴取し、八日には石川県及び山梨県においていわゆる地方公聴会を開催し、二十五日には安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重かつ熱心に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。

質疑終了後、内閣提出の法律案に対し、維新の党より、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織のあり方についての当該組合の構成員と役員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進についての農業の担い手を初めとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取り組みを促進するものとする規定を追加する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、両法律案及び修正案について一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、ま

ず、岸本周平君外三名提出の法律案につきましては、賛成少数をもって否決すべきものと議決した次第であります。次に、内閣提出の法律案につきましては、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。佐々木隆博君。

(佐々木隆博君登壇)

○佐々木隆博君 私は、民主党・無所属クラブを代表し、たいだいま議題となりました、政府提出、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案について反対、民主党・無所属クラブ提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案について賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、冒頭、本議案の討論に入る前に一言申し上げます。

去る二十五日、安倍総理に近いと言われる自民党の有志議員による会合で、言論、報道の自由をじゅうりんし、沖縄県民の尊厳を踏みにじる多数の暴言があつたことが明らかにになりました。この驚くべき暴言の数々にに対し、私は、断固たる抗議の意を表明するものであります。

民主主義国家のあり方を根底から否定するような発言が立法院の一員から発せられ、しかもその場に政府高官が同席したことを看過するわけにはまいりません。問題となった会合関係者の役職停止や厳重注意で済まされる問題ではないのです。自民党総裁である安倍総理みずからが猛省し、真摯に謝罪することを強く求めます。

さて、本年二月十二日、総理は所信表明演説で、「強い農業をつくるための改革、農家の所得をふやすための改革を進める」、「六十年ぶりの農協改革を断行します。」と高らかに宣言されました。しかし、政権の規制改革の象徴として提出された法案は、誰のための改革、何のための改革なのか、二カ月に及ぶ議論を通じて、ついに明らかにはなりませんでした。

一昨年の安倍政権発足以降、全く根拠のない農業戸別所得補償制度の廃止、全く実績の上がつていない農地中間管理機構の創設、国会決議を無視し続けるTPP交渉など、自民党お得意の猫の目農政が復活し、史上最悪の、米価が急落に追い込まれるなど、農業の現場は混乱と疲弊が続いています。

今、農協改革に求められているのは、農業再生、地域再生に向けて、この難局とともに手を携え、知恵を絞る、乗り越えていくため、地域のための農協を法律で明確化することこそ必要なのです。そのため、民主党・無所属クラブ提出の法案は、極めて時宜を得たものであり、与野党の垣根を越えて賛同すべき法案であると考えます。

他方、政府提出法案は空理空論、絵そらごにほかなりません。農協法が改正されることにより、なぜ強い農業がつくれるのか、なぜ農家の所得がふえるのか、二十数時間に及ぶ質疑、地方公聴会でもなお、与党の皆さんも含めて納得できないまま、本日を迎えることになっております。

三度の参考人質疑と二カ所で実施した地方公聴会で意見陳述された農協関係者全員が、農協改革は必要だが、全く焦点がずれている、地域インフラとしての農協を無視していると厳しく指摘し、陳述した四人中三人の学識経験者は、改革の理念がない、協同組合の本質をゆがめるものと断罪しています。

また、ICA、国際協同組合同盟は、日本の農協と家族農業を脅かす提案と懸念を表明しています。

具体的には、中央会制度の廃止について、農協改革の端緒をつくった規制改革会議は、再三、単協の経営の自由の尊重を主張してきました。このような指摘は、どのような事実に基づくものでしょうか。

日本農業新聞が行ったアンケートにおいては、実に九五%以上の組合長が、中央会制度によつて経営の自由化を奪われてはいないと回答し、委員会で示された裏づけも、わずか数例の発言にすぎませんでした。

なぜこの程度の理由で中央会制度を廃止するのか。全く詭弁以外の何物でもありません。自民党農政の失敗を転嫁するためには制度廃止もいらない。これを責任転嫁と言わずして何と言えましようか。

次に、農業所得増大への最大限の配慮を記した第七条第二項の新設についてであります。

この条文どおり、正組合員ばかりの職能組合への純化を突き進み、農協経営において重要な地位を占めてきた准組合員の事業利用を規制することとなれば、既に地域において当然のように提供されているサービスが、ある日突然縮小されることとなり、地域住民の生活に支障が出ることは明白であります。

質疑においては、与党議員からも、規制を導入すれば、農家所得向上を目指すことと逆行し、農家も農協も成り立たないとの指摘が出たほどであります。農協の理念をねじ曲げ、それこそ経営の自由を奪う法改正が、なぜ改革と言えるのでしょうか。

農業協同組合の理事を認定農業者などに限定す

る改革も、何ら現場の声を踏まえたものではありません。国が意思決定体の構成割合を押しつけるようなことは、協同組合の理念を踏みにじるものであります。

地方公聴会でも指摘のあったように、地域の農業者を分断するようなことは、やる気のある農業者が理事に就任できない事態を引き起こしかねません。地方創生を掲げながら、その担い手のありようを法律で押しつけるのが今般の改革の実態なのであります。

農業委員会の公選制の廃止も極めて大きな問題であります。農地の公共性に鑑み、その集約や権利移動を決定する農業委員は、長年、公選により選出されてまいりました。しかし、政府は突然、公選制の廃止を打ち出し、その補完的な役割という理由で農地利用最適化推進委員なる新たな役職が創設されました。農業委員との役割分担も明確でなく、農地中間管理機構も全く実績が上がらない中、何ゆえ農地にこだわらず先鋭化するのか、疑問は払拭できておりません。

日本の農業基本法のもとになったと言われるドイツでは、一九七〇年前後に、家族経営と社会補完型農政に転換しました。その理念は、「誰にも機会を」と「農業を万人のために」であり、協同組合の二人は万人のために、万人は一人のために」として、その理念は受け継がれているのであります。

農業は、農村全体として所得をどう向上させるか、新規就農者をどう確保するか、農産物のブランド力をどう強化するかなど、抜本的な議論が必要であります。そして、将来も見据え、与野党の区別なく、農業者が安心して営農を継続できる政策の確立が求められています。

私どもも、農業戸別所得補償法案やふるさと維

持三法案を提出し、各党の皆さんに議論を呼びかけてまいりました。しかし、そのような議論がなされないまま、農協を改革すれば農業が強くなるという到底理解できない説明が長々と展開されてまいりました。政権のアピールのためだけの法案に大変貴重な国会での議論を割かれ、国政を担う者として恥ずかしい思いであります。

以上申し上げましたように、政府提出法案は全く立法事実を欠くものであり、何ら賛成できる余地はなく、断固反対であることを申し述べ、私の討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 加藤寛治君。

(加藤寛治君登壇)

○加藤寛治君 自由民主党の加藤寛治でございます。

自民党を代表いたしまして、政府提出の法案について賛成、民主党提出の法案について反対の立場から討論を行います。(拍手)

今回の政府法案は、これまで安倍内閣において進めてきた農政改革の一環として、農業者を初め、地域農業を盛り上げていこうとする個人、団体などさまざまな方々が、創意工夫しながら、自由に活動できる環境を整備するものであります。農協も農業委員会も、いかにすばらしい制度であつても、常に改善を積み重ねなければ、実態と合なくなってくるのは当然であり、今回の政府法案は、経済社会の変化に的確に対応できるようにしようとするものであります。

まずは、農協について。私自身、平成七年から国会に参画するまで、JAの組合長等を務めてまいりましたが、今の全中を頂点とする上意下達のピラミッド形の組織のままではいけないの思いを抱き続けてまいりました。

今回の改革は、農業者の協同組合であるという農協の原点に立ち返り、農業所得の増大に全力投球できるようにするための改革であります。したがって、農協の役職員が担い手を初めとする農業者と徹底した話し合いを行い、農産物をいかに有利に販売していくかということを最重点に置いて改革を進めることが最も重要であります。

政府法案は、地域農協の自己改革を促す観点から、責任ある経営体制を確立するための理事構成の見直しや、農業所得の増大に最大限配慮するという事業運営の原則の明確化を行い、また、連合会や中央会についても、地域農協の自己改革を適切にサポートできるように組織体制に移行することができるとしております。

次に、農業委員会について。農業委員会は、市町村の独立行政委員会であり、その主たる使命は、担い手への農地集積、集約の促進や、耕作放棄地の発生防止、解消といった農地利用の最適化の促進であります。

しかしながら、現在の農業委員会は、地域によつて相当の差はありますが、総じて言えば、農業者から十分な評価を受けているとは言いがたい状況にあります。

政府法案は、農業委員の選出方法を、公選制から、市町村議会の承認を得て、市町村長の選任制に改め、各地域における農地利用の最適化を行う農地利用最適化推進委員を新設するものであり、この改革によつて、農業委員会がその主たる使命をよりよく果たせるようになるものと考えております。

最後に、農業生産法人について。

政府法案は、農地を所有できる法人である農業生産法人の要件について、法人が六次産業化等を図り、経営を発展させようとする場合の障害を取

り除く等の観点から、役員の農作業従事要件や構成員要件の見直しを行うこととしております。

一方で、民主党の農業協同組合法の改正案は、そもその問題設定から、我々とは決定的に異なっております。

農業者の世代交代が進む中で、農産物販売や生産資材調達における農協のシェアは低下の一途をたどっており、大多数の農業者から、販売力の強化や資材価格の引き下げを強く求める声が出ています。したがって、農業のために真剣に取り組む農協にするにはどうするかというのが最大のポイントであります。

そうした状況にもかかわらず、民主党は、農協は、農業ではなく、それ以外の地域貢献を優先すべきとの全く逆のメッセージを発しております。日本農業に対する危機意識を完全に欠いていると言わざるを得ません。

これまでかんかんがくがくの議論があり、紆余曲折を経てきた農協改革、農業委員会改革については、今や議論を終えて実行に移すべきときであります。

政府法案が、あらゆる農業者、農業関係者にとつて農業の将来を真剣に考える契機となることを強く期待して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 斉藤和子君。

(斉藤和子君登壇)

○斉藤和子君 私は、日本共産党を代表して、農協法等の改正案に反対の討論を行います。(拍手) 本法案は、安倍総理主導のもと、農業を企業のもうけの場に開放するため、邪魔になる農協や農業委員会の解体に道を開くものです。農協を岩盤規制の象徴として描き出し、六十年間続いていた制度に穴をあけるとしていることは、とんでもありません。政府が本当に農業の再生を願うなら、

再生産可能な価格保障を実現し、歯どめなき農産物の輸入拡大路線こそ見直すべきです。

以下、具体的な反対理由を述べます。

協同組合は、自主自立が基本であり、理事の資格の導入などの改革案を政府や規制改革会議が押しつけるものではないということです。JA全中がみずからまとめた自主改革案こそ尊重すべきです。

参考人質疑などでも、本改正案への積極的な賛成の声は聞かれず、現場の意見が反映されていない、改革の的がずれているなどの批判の声が相次ぎました。

国際協同組合同盟理事会は、日本の農協運動の結束を解体する法改正に大きな懸念を表明し、日本の農協が農業者や地域社会に提供しているサービスを縮小し、最終的には国民経済にとって逆効果となるだろうと厳しく批判しています。

この改革は、農業者を置き去りにしているものであり、認めることはできません。

また、本改正案は、これまで家族農業と地域社会を支えてきた総合農協の役割を否定するものです。

本改正案の特徴の一つは、農協の目的として、営利の追求を強調していることです。株式会社化の導入で、営利が優先され、今赤字となっている営農指導や地域のインフラなど、農家や地域に必要な不可欠なものさえ切り捨てられかねません。農外企業の横暴に協同して立ち向かう農協の目的と性格を否定して、どうして農業者を守れるのでしょうか。

さらに、JA全中の監査指導権限を奪うことや、信用、共済事業の分離、准組合員の利用制限などを狙っていることは許されません。もう一つ重大な問題は、農業委員会の公選制を

廃止し、農地の番人としての農業委員会制度を骨抜きにし、農地への企業参入を促進することです。

農地は、単なる土地ではありません。先祖代々の土地を耕し、土をつくり引き継いできたものだからこそ、農民の農地に対する思いは特別なものがあります。

農地の権利の移動や転用にかかわる農業委員会は、農業者がみずから代表者を選ぶことで、農家から信頼され、農地の守り手として役割を発揮することができたのです。それを市町村長の任命制に変えて、これで本当に農地を守ることができるのかと不安の声が出るのは当然です。

さらに、農業、農村の全般的な問題について意見する権利を奪い、農地利用に関するものに限定することは、農業委員会を形骸化するものです。加えて、農地法を一部改正し、農地所有の法人の要件緩和を進めることは、企業による農業や農地への参入をさらに進めるものであり、許すことはできません。

今、TPP交渉が重大な局面を迎えています。多くの農家が不安を強めているときに、農家の声を束ねTPP反対を訴えてきた農協組織の解体を進めることは重大です。協同組合の自主性を奪い、家族経営を基本にしている日本の農業と農村の将来に重大な禍根を残す、農業組織の解体ともいふべき本法案を廃案にすることを求めて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 横山博幸君。

(横山博幸君登壇)

○横山博幸君 維新の党、横山博幸です。維新の党を代表して、ただいま上程されました政府提出の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案及び維新の党提出の修正案について、賛

成の立場から討論をさせていただきます。(拍手) 今回の改正は、農協、農業委員会、農業生産法人の見直しという農業の組織面の改革を行うことによって、昨年から進められている農業の大改革を推し進めようとするものであります。

我々維新の党は、TPP交渉に参加し、自由貿易体制を発展させることが必要だと主張しており、日本の農業が成長産業へと成長することは、TPPへの参加いかにかわらず、大変重要なことだと考えております。

まず、維新の党の基本的な考え方である、農業が成長産業へ向かう七つの視点を述べさせていただきます。

一つ目は、日本のすばらしい食文化を、世界市場を見据えて、輸出産業とすることです。

二つ目は、全国一律の農業政策を、きめ細かな気候や土壌や生産技術に鑑みて、適地適産の政策を打ち立てること。

三つ目は、企業参入により、経営感覚を持つこと。

四つ目は、若者にとって魅力ある産業にすること。

五つ目は、農協の機能を進化させること。六つ目は、観光産業との融合であります。

最後の七つ目に、忘れてはならないのが、日本の環境を維持するために、中山間地の農業は環境保全として考えるべきであることであります。

以上七つの視点から考えると、今回の法案では、農協の機能を進化させ、経営感覚を持たせるという点では評価をすることができま

す。一方、現状の課題として、例えば、飼料用米の増産を積極的に進めておりますが、これを全国一律で進めているがゆえに、ひずみも生じております。

飼料メーカーの工場のない地域、あるいは飼料米の需要のない地域であれば、流通経費をかけて他の地域に飼料米を運ばなければならなくなりま

す。あるいは、倉庫で飼料米を保管せざるを得なくなりま

す。その結果、飼料米のコストが上がってしまい、肝心な畜産農家が買えなくなるなど、いろいろなふぐあいが起きると想定できます。

したがって、失政を防ぐには、やはり、全国一律ではなくて、四十七都道府県における適地適産を考えた農業対策を実施していかなければなりません。

また、農地中間管理機構の創設についても課題があります。

これは、農業の担い手への農地集積と集約化によつて農業構造の改革と生産コストの削減を推進するためのものであり、具体的には、現状で担い手の利用面積が農地全体の約五割となっているのを、今後十年間で八割へと高めるように農地集積を推進するというものであります。

しかし、創設から一年たつても、いまだうまく進んではおりません。農業者の数も減つてきております。

現状の農業政策では、農業の将来像をどのように描いているのかが見えてこないのは明らかであります。農家のためにも、十年後、二十年後の農業の将来像をしっかりと描いていかなければなりません。

さて、現在の農業はどういう環境にあるのか、いま一度思い起こしてみたいと思います。

一九九〇年には、十一兆五千億の農産物の産出額がありました。しかしながら、今では大きく減額し、八兆円程度となっております。特に、日本が一番大切にしてきた米の生産が三兆円以上も減少しております。

日本は、米の価格を維持するために、需要と供給のバランスを鑑みて、減反及び生産調整の政策をとつてきました。減反開始は一九七〇年でありましたが、現実には、その翌年から一九七四年にかけて約七百四十万トンの米余りが生じ、さらに、一九七九年から一九八三年にかけて約六百万トンの米余りが生じました。これらの過剰米に対し、驚くべきことに、三兆円余りの税金をかけて処理せざるを得なくなるという結果に追い込まれました。

さらには、WTOでミニマムアクセス米を輸入することとし、それに対する対策で、実に六兆円を上回る税金投入を余儀なくされてしまいました。

この間の政府の農業政策では、転作作物への推進、土地改良による基盤整備、融資や助成措置などを行つてまいりましたが、それにもかかわらず、農家の所得は下がり続けてきました。一九七〇年代には五兆円を超えていた米の生産農家所得は、二〇一一年には約三・二兆円まで下がりました。

一方、若者離れも進んでおります。現在の平均年齢は六十五歳以上であり、六十五歳未満の男子のいる専業農家はわずか七％であります。

まさに、現在の日本の農業は厳しい状況にあり、このままいけば日本から農業が消えてしまふとも言える大変な岐路に立たされているのであります。

ます。

もちろん、維新の党は、自立する国家という基本方針を実現するためにも、農業が大変大切な位置を占めていると強く認識をしております。今こそ、日本の食文化を守る農業を産業として再生していかなければなりません。

では、なぜ、過去に毎年二兆円以上の予算をかけたながら、農業が魅力ある成長産業にならなかったのでしょうか。

日本は、一九七〇年代、生産技術や農業機械の開発によつて飛躍的に農業生産高がふえていく中、日本の一番の強みである米について、国内市場だけに視点を当て、減反政策に踏み切つたのであります。そのため、結果的に、農業は、日本市場内で独自の方向性を持った、国内だけしか見られない産業になつてしまいました。成長を目指す産業であつたなら、当然、世界市場を見据えた農業政策を展開しなければなりません。過去の政策は、世界市場で結果的におくれをとつてしまつたのであります。

昨年来、農地中間管理機構が創設されて、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払い制度の創設など、安倍政権としても重要政策の大転換の方針が示されました。しかし、農業者の間では、この農業政策もいつまで続くのかという不安と不信が大きく広がっております。

今回の改正は、農協に対して変革を求めるものであります。農協は、農業者の協同組織であり、農協を通じて農産物を販売したり、生産資材を購入したりすることなどにより、農業者がメリットを受けられるものでなければなりません。

農協の設立は六十七年前であります。当時は戦争直後であり、疲弊した農業を立て直しと食料危機を脱すること、さらに農地解放を定着させる

ことを狙いとしておりました。その七年後に設立された中央会は、全国各地に多数設立された小規模零細農協の監査と経営改善の役割を果たしてまいりました。

しかしながら、六十年を経過して、農協を取り巻く状況は大きく変化いたしました。国内の食料マーケットが縮小に向かう中で、海外への輸出を視野に入れたり、六次産業化により川下の付加価値を取り込んだりしなければなりません。

農産物を有利に販売するためには、まず、消費者、需要者のニーズに対応したマーケットイン型の農業経営と、フードバリューチェーンを構築するといった販売努力が不可欠であります。まさに、賢く、したたかで、柔軟力を持った強い農協に変貌を遂げていただく必要があります。

また、過疎化が進む中山間地と都市近郊地域では、方向性も大きく異なります。つまるところ、農協のやるべき経済事業が地域によつて非常に多様化しているということであり、地域農協がそれぞれの地域の実情に応じて自由で独自の経済事業を展開することにより可能性を広げていく、そうした環境が何より大切だと考えております。

○議長(大島理森君) 横山君、時間が来ております。

○横山博幸君(続) はい。

我々維新の党は、農業の成長産業化で農村に新たな人材や企業の参入を呼び起こし、ふるさとの再生の目標を掲げ、農業の発展なくして日本の将来はあり得ないとの強い意思を持ち、改革を進めることを確約し、維新の党を代表しての横山博幸の賛成討論とさせていただきます。

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第三、岸本周平君外三名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第四、内閣提出、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

出席国務大臣

農林水産大臣 林 芳正君
経済産業大臣 宮沢 洋一君
国土交通大臣 太田 昭宏君

○議長(大島理森君) 議長の報告

〔議決通知〕

一、去る二十二日、本院は、国会の会期を六月二十五日から九月二十七日まで九十五日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

〔報告書受領〕

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領した。

特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

自殺対策基本法第十条の規定に基づく「平成二十六年我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告

少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十六年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告

平成二十六年度第四・四半期における予算使用の状況(ただし出納整理期間を含みます。)

平成二十六年度第四・四半期における国庫の状況

一、去る二十二日、国会法第百二条の十四に基づき、内閣から次の報告書を受領した。

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

〔議席変更〕

一、去る二十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二六九 竹下 亘君
二七〇 遠藤 利明君

〔理事補欠選任〕

一、去る二十五日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 浦野 靖人君(理事遠藤敬君去る二十

五日委員辞任につきその補欠)

理事 遠藤 敬君(理事浦野靖人君去る二

十五日委員辞任につきその補欠)

〔常任委員辞任及び補欠選任〕

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任 伊藤 忠彦君 補欠 神田 憲次君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 柴山 昌彦君 補欠 門山 宏哲君

農林水産委員

辞任 伊東 良孝君 補欠 前田 一男君

勝沼 栄明君 補欠 青山 周平君

武部 新君 補欠 木内 均君

金子 恵美君 補欠 篠原 孝君

木内 均君 補欠 中川 俊直君

青山 周平君 補欠 勝沼 栄明君

篠原 孝君 補欠 金子 恵美君

中川 俊直君 補欠 武部 新君

前田 一男君 補欠 伊東 良孝君

議院運営委員

辞任 遠藤 敬君 補欠 浦野 靖人君

浦野 靖人君 補欠 遠藤 敬君

懲罰委員

辞任 遠藤 利明君 補欠 土井 亨君

〔特別委員辞任及び補欠選任〕

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員

辞任 武井 俊輔君 補欠 三ツ林裕巳君

橋本 英教君 補欠 前田 一男君

原田 義昭君 補欠 井上 貴博君

丸山 穂高君 補欠 柿沢 未途君

志位 和夫君 補欠 宮本 徹君

井上 貴博君 補欠 原田 義昭君

前田 一男君 補欠 橋本 英教君

三ツ林裕巳君 補欠 武井 俊輔君

柿沢 未途君 補欠 丸山 穂高君

宮本 徹君 補欠 志位 和夫君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員

辞任 橋本 英教君 補欠 青山 周平君

宮澤 博行君 補欠 赤枝 恒雄君

若宮 健嗣君 補欠 安藤 裕君

緒方林太郎君 補欠 本村賢太郎君

長島 昭久君 補欠 岡田 克也君

青柳陽一郎君 補欠 井坂 信彦君

太田 和美君 補欠 木下 智彦君

丸山 穂高君 補欠 吉田 豊史君

濱地 雅一君 補欠 上田 勇君

志位 和夫君 補欠 宮本 徹君

青山 周平君 補欠 神山 佐市君

宮本 徹君 補欠 塩川 鉄也君

神山 佐市君 補欠 中山 展宏君

赤枝 恒雄君 宮澤 博行君
安藤 裕君 若宮 健嗣君
中山 展宏君 橋本 英教君
岡田 克也君 長島 昭久君
本村賢太郎君 緒方林太郎君
井坂 信彦君 青柳陽一郎君
木下 智彦君 太田 和美君
吉田 豊史君 丸山 穂高君
上田 勇君 濱地 雅一君
塩川 鉄也君 志位 和夫君

(議案受領)
一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案
(質問書提出)
一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
生活保護の住宅扶助に関して旧基準を適用することに関する質問主意書(初鹿明博君提出)
労災補償行政に係る労災認定に関する質問主意書(高橋千鶴子君提出)
高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る地方自治体向け非公開説明会に関する質問主意書(阿部知子君提出)

日本書道並びに仮名文字のユネスコ無形文化遺産登録に関する質問主意書(本村賢太郎君提出)
法曹養成制度等に関する質問主意書(丸山穂高君提出)
(答弁書受領)
一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員初鹿明博君提出自転車運転中のイヤホンの使用並びに補聴器がイヤホンと混同されることに関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する再質問に対する答弁書

は「法第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為」が記載されているため、「イヤホンをつけての運転」が「危険行為」に含まれるのではないかという誤解が広まっています。
また、各都道府県が条例で定めている「道路交通規則」では、「イヤホン等を使用して交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転しないこと」等の記載があるものが多くあることや、現場の警察官が「イヤホンをつけての運転」に対して、実際に声掛けや注意をしていることが誤解を招く原因になっていると考えられます。
例えば片耳でのイヤホンの使用について、神奈川県警は「安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態」とはならないため、違反となりません」とホームページに掲載しており、交通違反としては取り扱っていないと理解しますが、他の地域で実際にどのような対応がなされているのかは分かりません。
以上を踏まえ、質問します。
一 自転車運転中のイヤホンの使用が「危険行為」に含まれると誤解している方が多いこと、各都道府県の定める道路交通規則に基づく対応も一貫していないように思われることを考えると、政府として明確な対応方を都道府県警察に示し、全国一律の対応を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。
二 難聴や聴覚障害で補聴器を装着している方が、イヤホンを装着しているとの誤解で警察官に呼び止められることがあるとの事例があると聞きますが、これは事実ですか。
三 補聴器はイヤホンと間違えやすいので外すように、との指示をする警察官がいると聞きますが、これは事実ですか。
四 二及び三が事実であるとすれば、難聴や聴覚

辞任

補欠

橋本 英教君 大串 正樹君
宮崎 政久君 赤枝 恒雄君
若宮 健嗣君 木村 弥生君
青柳陽一郎君 吉田 豊史君
太田 和美君 升田世喜男君
丸山 穂高君 小沢 鋭仁君
佐藤 茂樹君 岡本 三成君
志位 和夫君 宮本 徹君
赤枝 恒雄君 池田 佳隆君
木村 弥生君 神山 佐市君
池田 佳隆君 門 博文君
大串 正樹君 橋本 英教君
門 博文君 宮崎 政久君
神山 佐市君 若宮 健嗣君
小沢 鋭仁君 丸山 穂高君
升田世喜男君 太田 和美君
吉田 豊史君 青柳陽一郎君
岡本 三成君 佐藤 茂樹君
宮本 徹君 志位 和夫君

イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する質問主意書(阿部知子君提出)
東シナ海の領海防衛に対する政府の考え方に關する質問主意書(逢坂誠二君提出)
一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
求職者支援制度に基づく職業訓練受講手当の不支給に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
基礎的財政収支に関する再質問主意書(福田昭夫君提出)
一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
雇用促進住宅に関する質問主意書(中根康浩君提出)
特別支援教育に関する質問主意書(中根康浩君提出)
「マラケシュ条約」に関する質問主意書(中根康浩君提出)
新国立競技場の建設に関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

平成二十七年六月十二日提出
質問 第二七三号
自転車運転中のイヤホンの使用並びに補聴器がイヤホンと混同されることに関する質問主意書
提出者 初鹿 明博
平成二十七年六月一日から「改正道路交通法」が施行され、自転車の運転に関する一定の危険な違反行為を「危険行為」とし、それを反復した自転車運転者は、公安委員会の命令を受けてから三か月以内の指定された期間内に講習(自転車運転者講習)を受けなければならないこととなりました。
自転車運転者講習の受講命令の要件となる危険行為として、道路交通法施行令第四十一条の三には飲酒運転や信号無視などの十四項目の行為が列挙されています。この中に「イヤホンをつけての運転」は明記されていませんが、同条第十四号に

「法第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為」が記載されているため、「イヤホンをつけての運転」が「危険行為」に含まれるのではないかという誤解が広まっています。
また、各都道府県が条例で定めている「道路交通規則」では、「イヤホン等を使用して交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転しないこと」等の記載があるものが多くあることや、現場の警察官が「イヤホンをつけての運転」に対して、実際に声掛けや注意をしていることが誤解を招く原因になっていると考えられます。
例えば片耳でのイヤホンの使用について、神奈川県警は「安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態」とはならないため、違反となりません」とホームページに掲載しており、交通違反としては取り扱っていないと理解しますが、他の地域で実際にどのような対応がなされているのかは分かりません。
以上を踏まえ、質問します。
一 自転車運転中のイヤホンの使用が「危険行為」に含まれると誤解している方が多いこと、各都道府県の定める道路交通規則に基づく対応も一貫していないように思われることを考えると、政府として明確な対応方を都道府県警察に示し、全国一律の対応を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。
二 難聴や聴覚障害で補聴器を装着している方が、イヤホンを装着しているとの誤解で警察官に呼び止められることがあるとの事例があると聞きますが、これは事実ですか。
三 補聴器はイヤホンと間違えやすいので外すように、との指示をする警察官がいると聞きますが、これは事実ですか。
四 二及び三が事実であるとすれば、難聴や聴覚

障害を有する運転者は、補聴器を外すことにより「安全運転に必要な音又は声が聞こえない状態」に陥ることになり、法令違反の状態を作り出すことになるではありませんか。

補聴器の取扱について、政府として全国一律の対応を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

内閣衆質一八九第二七三号

平成二十七年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出自転車運転中のイヤホンの使用並びに補聴器がイヤホンと混同されることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出自転車運転中のイヤホンの使用並びに補聴器がイヤホンと混同されることに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「全国一律の対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第百八条の三の四に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）については、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十一条の三各号に定められているところであり、危険行為に係る広報・啓発を引き続き推進し、周知を図ってまいりたい。

なお、イヤホンを使用して安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態で自転車を運転する

行為の禁止については、法第七十一条第六号の規定に基づき、都道府県公安委員会において、運転者の遵守事項として定める事項に該当し得るものであり、その取扱いについては、各都道府県公安委員会において適切に判断し、対応されているものと承知している。

二及び三について
お尋ねのような事実については、把握していない。

四について

「難聴や聴覚障害を有する運転者」についての「お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。」

いずれにせよ、法においては、聴覚障害者が補聴器を使用して自転車を運転することは禁止されておらず、引き続き適正な指導取締りがなされるよう都道府県警察を指導してまいりたい。

平成二十七年六月十五日提出
質問 第二七四号

安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する再質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する再質問主意書

安倍晋三内閣総理大臣が二〇一五年五月二十八日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において行った「早く質問しろよ」との不規則発言（以下「本件不規則発言」という。）に関する前回質問主意書（本年六月二日提出、質問第二五一号）に対し、答弁書（本年六月十二日付内閣衆質一八九第二五一号）で示された答弁は、質問に対して明確に回答しておらず、不誠

実、不十分な答弁と言わざるを得ない。そこで、以下、再質問する。

一 ① 本件不規則発言は、どのような意図でなされたものか。

② 内閣総理大臣は、質疑を行っている衆議院議員に対し、早く質問することを要求することができるとの法的根拠は何か。

③ 衆議院議員には、内閣総理大臣から「早く質問しろよ」との要求を受けたときに、これに応じる義務があるのか。また、仮にそうであるとすれば、その法的根拠は何か。

④ 安倍内閣総理大臣は、本件不規則発言の内容が不適切なものであったと認識しているのか。仮に、そのように認識しているとすれば、本件不規則発言の内容にどのような問題があつて不適切であつたと考えているのか。

二 日本国憲法は、議院内閣制を採用しており、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」と定めるとともに（日本国憲法第六十六条第三項）、国会が内閣を監督するための手段として、内閣総理大臣その他の国務大臣の出席義務を規定し（日本国憲法第六十六条後段）、及び内閣総理大臣その他の国務大臣の答弁義務及び説明義務をその当然の前提としている（答弁書四の答弁参照）ものと理解している。

本件不規則発言は、日本国憲法が採用しているこのような基本的な原則に反するものであつたという認識はないのか。

内閣衆質一八九第二七四号

平成二十七年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する再質問に対する答弁書

一の①及び④について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月十二日内閣衆質一八九第二五一号。以下「前回答弁書」という。）一及び二についてお答えしたとおりである。

一の②及び③について
現行法令において、お尋ねの「早く質問することを要求することができる」と及び「これに応じる義務」について定めた規定は存在しないと承知している。

二について

お尋ねの「基本的な原則の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「本件不規則発言」が、前回答弁書四についてお答えした「政府の見解」に反するものとは考えていない。

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡本充功君提出「二者応札・二者応募」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出新国立競技場の整備費に関する特別立法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出「労働者派遣法改正法案附則第二条」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出「普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問に対する答弁書」

衆議院議員初鹿明博君提出「米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに關する質問に対する答弁書」

平成二十七年六月十六日提出
質問 第二七五号

「二者応札・一者応募」に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

「二者応札・一者応募」に関する質問主意書
国および地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によらなければならない（会計法二十九条の三）。これは、透明性・公平性の確保や、民間の新規参入の開口を広げること等による真の競争環境の確保をするためである。過去、政府は、平成二十年十二月の行政支出総点検会議（平成二十年七月二十九日内閣官房長官決裁）「指摘事項」ムダ・ゼロ政府を目指して」における「各府省は、一者応札・応募となつた契約を精査した上で、応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を検討し、公表すべき」とする指摘（以下「平成二十年指摘」とする。）を踏まえ、平成二十一年以降に、調査結果や改善方策を発表している。

これらを踏まえて、以下の質問につき、政府の回答を求める。

1 昨年度から今日現在まで、政府全体の調達案件のうち、一者応札・一者応募であった状況・案件を精査しているか、またそれはどのような要因によるものと分析しているか。

2 1の案件への対応状況、並びに、一者応札・一者応募であった場合の対応状況や、講じられた改善方策はどのようなものか。それらは平成二十年指摘を踏まえた対応か。
右質問する。

内閣衆質一八九第二七五号
平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡本充功君提出「一者応札・一者応募」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出「一者応札・一者応募」に関する質問に対する答弁書

1 について

お尋ねの「昨年度から今日現在まで、政府全体の調達件数のうち、一者応札・一者応募であった状況・案件」については、現時点で集計していない。

なお、行政改革推進会議においては、「調達改善の取組に関する点検結果」を年度の半期ごとに取りまとめて公表しており、直近の平成二十七年一月二十六日に公表された「平成二十六年度上半期調達改善の取組に関する点検結果」においては、「一般競争入札における一者応札の割合は、平成二十四年度と平成二十五年年度において、平成二十三年よりも増加している」、「平成二十四年度と平成二十五年年度の一者応札の割合が増加したことについては、経済状況の好転による事業者の供給制約等の影響も考えられる」と記載されているところである。

2 について

1 について述べたとおり、「昨年度から今

日現在まで、政府全体の調達案件のうち、一者応札・一者応募であった状況・案件」については、現時点で集計していないことから、お尋ねの「1の案件への対応状況」について、お答えすることは困難であるが、各府省庁においては、入札に参加しなかった事業者に対するアンケート調査を行い、競争参加資格要件を見直すなど、競争参加者を増やすための取組を実施するとともに、外部有識者から意見を聴くなどして事後的に検証するなど、入札の適正性を確保するための取組を実施しており、これらの取組は、平成二十五年四月五日付け行政改革推進本部決定「調達改善の取組の推進について」を踏まえたものである。

なお、行政支出総点検会議は、内閣官房長官決裁により平成二十一年十一月十七日付けで廃止している。

平成二十七年六月十七日提出
質問 第二七六号

新国立競技場の整備費に関する特別立法に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

新国立競技場の整備費に関する特別立法に関する質問主意書

現在、建て替え工事が予定されている新国立競技場の建設について、下村文部科学大臣は六月九日の閣議後の記者会見で、東京都に整備の一部を負担してもらうための特別立法の準備を進めていると発言をした。

憲法九十五条では「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半

数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」となっている。

新国立競技場の建設の整備費を東京都に負担させる特別法を制定するには、憲法九十五条の規定に基づいて、東京都民による住民投票を行うことが必要不可欠と考えるが、政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一八九第二七六号
平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出「新国立競技場の整備費に関する特別立法に関する質問」に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出「新国立競技場の整備費に関する特別立法に関する質問」に対する答弁書

平成二十七年六月九日の記者会見において文部科学大臣が発言した「根拠法」については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十七年六月十七日提出
質問 第二七七号

「労働者派遣法改正法案附則第二条」に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

「労働者派遣法改正法案附則第二条」に関する質問主意書

労働者派遣法改正法案（平成二十七年三月十三日国会提出。以下、「派遣法改正案」とする。）につ

いて、厚生労働省は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要」(以下、「派遣法改正案概要」とする。)を作成している。この派遣法改正案、並びに派遣法改正案概要について、以下の質問に対しての回答を求める。

1 派遣法改正案附則第二条二項「通常の労働者及び派遣労働者の数の動向等」、並びに、派遣法改正案概要6. 検討規定①にある「正社員と派遣労働者の数の動向等」という「等」にはどのようなものが含まれるのか、明示的・具体的な回答を求める。

2 派遣法改正案附則第二条二項「労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行」、並びに、派遣法改正案概要6. 検討規定①にある「能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行」とはどのようなものか、明示的・具体的な回答を求める。

3 派遣法改正案附則第二条三項「調査研究その他の必要な措置」、並びに、派遣法改正案概要6. 検討規定②にある「調査研究その他の必要な措置」という「その他の必要な措置」とはどのようなものがあるのか、明示的・具体的な回答を求める。

内閣衆質一八九第二七七号

平成二十七年六月二十六日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員岡本充功君提出「労働者派遣法改正法案附則第二条」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出「労働者派遣法改正法案附則第二条」に関する質問に対する答弁書

1 について

お尋ねについては、例えば、通常の労働者及び派遣労働者の求人数の動向を想定している。2 について

お尋ねについては、我が国のいわゆる長期雇用慣行を想定している。3 について

お尋ねについては、例えば、必要に応じ、検討会を開催することを想定している。

平成二十七年六月十七日提出
質問 第二七八号

普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問主意書

米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)周辺の住民約二千二百人が、米軍機の騒音で日常生活や睡眠を妨害され、精神的苦痛を受けたなどとして、国に計約十億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、那覇地裁沖縄支部は十一日、「騒音被害は深刻かつ広範にわたる、受忍しなげばならない程度と評価できない」として国に計約七億五千四百万円の支払いを命じたとの報道が各種なされている。右を踏まえ、質問する。

一 今回、那覇地裁沖縄支部が下した判決に関し、安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。

二 今回の判決を受け、世界一危険な飛行場と言

われる普天間飛行場を即刻閉鎖すべきと考えるが、政府の見解如何。

三 今回下された判決は、基地負担を強いられる住民が日常生活において精神的苦痛等をいかに受けるものかを表したものである。住民の精神的苦痛をなくすためにも、普天間の代替えを緊急措置として、現在ある嘉手納飛行場や下地島飛行場で運用すべきと考えるが、政府の考え如何。

右質問する。

内閣衆質一八九第二七八号

平成二十七年六月二十六日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木貴子君提出普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの判決については、国の主張について裁判所の理解が得られなかったところであり、平成二十七年六月二十四日、控訴したところである。

二及び三について

政府としては、沖縄県宜野湾市の中央部で住宅や学校等に密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

同飛行場の移設については、キャンブ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えに変わりはない。

政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していく考えである。

平成二十七年六月十八日提出
質問 第二七九号

米食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに係る質問主意書

提出者 初鹿 明博

米食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに係る質問主意書

米食品医薬品局(FDA)はマーガリンなどに使用され、心臓病などの関連が指摘されている「トランス脂肪酸」を、二〇一八年六月までに食品添加物から全廃する方針を決めたと公表しました。

トランス脂肪酸については、心筋梗塞や狭心症のリスクを増加させ、肥満を発生させやすく、アレルギー疾患を増加させる等が研究で確認されており、世界保健機関(WHO)も、トランス脂肪酸の摂取を抑えるべきだとして、一日当たりの平均摂取量を総エネルギー摂取量の1%未満とすることを勧告しています。

現在、我が国では、内閣府食品安全委員会のホームページに掲載されている「食品に含まれるトランス脂肪酸」評価書に関するQ&Aにおいて

て、「日本人の大多数は、トランス脂肪酸に関するWHOの目標を下回っています」と前提は置きながらも、「脂質に偏った食事をしている人は、留意する必要があります」「トランス脂肪酸は、ヒトに不可欠なものではなく、できるだけ摂取を少なくすることが望まれます」と記載している通り、摂取を抑える必要性は認めております。

しかしながら、日本人の平均摂取量がWHOが提示している一日の総エネルギー摂取量の1%未満であるという理由で、健康への影響を及ぼす可能性が低いとして、加工食品への含有量の表示が義務化されておりません。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 食品安全基本法が、国民の健康の保護が最も重要であることを基本的認識として、食品添加物を全廃する方針を公表したことを受けて、我が国においても、トランス脂肪酸を使用することを禁止すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

二 消費者である国民が健康に関して正確な情報をもとに食品を選択出来るようにするためにも、加工食品におけるトランス脂肪酸の含有量の表示を義務付けることは最低限必要であると考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆質一八九第二七九号

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに関する質問に対する答弁書

一について

食品によるトランス脂肪酸の摂取については、平成二十四年三月に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価において、「日本人の大多数がWHOの勧告(目標)基準であるエネルギー比1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる。」と評価されている。このため、トランス脂肪酸を含む食品の販売等を禁止することは、現在のところ考えていない。

二について

食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第一項の規定に基づき定める食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)に基づく栄養成分の量及び熱量の表示については、消費者における表示の必要性、事業者における表示の実行可能性及び国際整合性の三点全てを満たすものについて、義務表示としたところであるが、トランス脂肪酸の表示については、これらを満たしていないことから、同基準に基づく義務表示としないこととしたところである。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(貿易保険法の一部改正)

第一条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「独立行政法人日本貿易保険」を「株式会社日本貿易保険」に、「第七条」を「第六条」に、「第八条」第十二条を「第七条」第十一条に、「第三節 業務等(第十三条―第十八条)」を「第四節 雑則(第十九条―第二十一条)」を「第三節 業務(第十二条―第十六条)」を「第四節 財務及び会計(第十七条―第三十条)」を「第五節 雑則(第三十一条―第三十八条)」に、「第二十二條―第二十六條」を「第三十九條―第四十三條」に、「第二十七條―第三十一條」を「第四十四條―第四十七條」に、「第三十一條―第三十三條」を「第四十八條―第五十一條」に、「第三十四條―第三十六條」を「第五十一條―第五十三條」に、「第三十七條―第三十九條」を「第五十四條―第五十六條」に、「第四十條―第四十四條」を「第五十七條―第六十一條」に、「第四十五條―第四十八條」を「第六十二條―第六十五條」に、「第四十九條―第五十一條」を「第六十六條―第六十八條」に、「第五十二條―第五十三條」を「第六十九條―第七十條」に、「第五十四條―第五十六條」を「第七十一條―第七十三條」に、「第四章 政府の再保険」を「第五章 罰則」に、「第六十二條―第六十四條」を「第四章 罰則」に、「第六十七條―第七十條」を「第四章 罰則」に、「第六十八條」を「第六十九條」に改める。

第二條第十八項中「若しくは本邦人若しくは」を、「下」に「本邦法人若しくは本邦人若しくは」を、「発行される」の下に「本邦法人若しくは」を、「当該資金に充てられる」の下に「本邦法人若しくは本邦人若しくは」を加え、同項ただし書中

「外国法人又は外国人が行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 外国法人又は外国人が行うもの
二 本邦法人又は本邦人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るもの

第二章 株式会社日本貿易保険
第三條及び第四條を削る。

第五條の見出しを「(会社の目的)」に改め、同条中「独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」を「株式会社日本貿易保険(以下「会社」に改め、「効率的かつ効果的に」を削り、「とす」の下に「株式会社とする」を加え、同条を第三條とし、同条の次に次の二條を加える。

(株式の政府保有)
第四條 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。
(政府の出資)
第五條 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に

出資することができる。
2 会社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五條第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。

この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)」とする。
第五條の二を削る。
第六條を次のように改める。

(商号の使用制限)
第六條 会社でない者は、その商号中に株式会

社日本貿易保険という文字を使用してはならない。

第二章第二節の節名を削る。

第七条を次のように改める。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第七条 会社の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七条の前に次の節名を付する。

第二節 役員及び職員

第八条及び第九条を次のように改める。

(役員等の欠格条項)

第八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、会社の役員等となることができない。

(役員等の兼職禁止)

第九条 会社の役員等(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)は、会社以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十条を削る。

第十一条の見出しを「役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務」に改め、同条中「日本貿易保険の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」を「会社の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次条において同じ。)及び職員」に改め、同

条に後段として次のように加える。

これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

第十一条を第十条とする。

第十二条の見出しを「役員等、会計参与及び職員の地位」に改め、同条中「日本貿易保険の役員」を「会社の役員等、会計参与」に改め、同条を第十一条とする。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 業務

第十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「日本貿易保険」を「会社」に、「第五条」を「第三条」に改め、同条第二項及び第三項中「日本貿易保険」を「会社」に改め、第二章第三節中同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「業務の範囲等」を付する。

第十四条中「日本貿易保険は、第四章の規定による政府を相手方とする再保険のほか」を「会社」に、「てん補される」を「填補される」に、「日本貿易保険が」を「会社が」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「日本貿易保険」を「会社」に、「第十三条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(貿易保険引受基準及び再保険引受基準)

第十五条 経済産業大臣は、会社が貿易保険の引受けを決定するに当たつて従うべき基準(次項及び次条第一項において「貿易保険引受基準」という。)及び再保険の引受けを決定するに当たつて従うべき基準(次項及び次条第一項において「再保険引受基準」という。)を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により貿易保

険引受基準及び再保険引受基準を定めるときは、これを公表するものとする。

第十六条を次のように改める。

(引受決定)

第十六条 会社は、貿易保険又は再保険の引受けを行おうとするときは、貿易保険引受基準又は再保険引受基準に従つて、貿易保険又は再保険の引受けを決定しなければならない。

2 会社は、貿易保険又は再保険の引受け(経済産業省令で定めるものに限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

第十七条及び第十八条を削る。

第四章を削る。

第六十四条中「日本貿易保険の役員」を「会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「認可」の下に「又は承認を加え、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第四号中「第十三条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第三号中「第二十三条第二項」を「第二十一条第四項、第三十一条第二項又は第四十条第二項」に改め、同条を同条第五号とし、同条の次に次の三号を加える。

六 第二十二條の規定に違反して責任準備金を積み立てなかつたとき。

七 第二十三條の規定に違反して支払備金を積み立てなかつたとき。

八 第二十九條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

第六十四条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十六条第二項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

四 第二十條の規定に違反して、財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした財務諸表を提出したとき。

第六十四条を第七十六条とする。

第六十三条中「第十九条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、「をした」の下に「会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又は」を加え、「又は職員」を「若しくは職員」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第七十五条とする。

第六十二条中「第十一条」を「第十条」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十四条とする。

第五章を第四章とする。

第五十六条中「日本貿易保険」を「会社」に、「第五十四条第二項各号」を「第七十一条第二項各号」に改め、第三章第十節中同条を第七十三条とし、第五十五条を第七十二条とする。

第五十四条第一項中「日本貿易保険」を「会社」に改め、同条を第七十一条とする。

第五十三条中「日本貿易保険」を「会社」に改め、第三章第九節中同条を第七十条とする。

第五十二条第一項中「日本貿易保険」を「会社」に改め、同条を第六十九条とする。

第五十一条中「日本貿易保険」を「会社」に、「第四十九条第二項各号」を「第六十六条第二項各号」に改め、第三章第八節中同条を第六十八条とし、第五十条を第六十七条とする。

第四十九条第一項中「日本貿易保険」を「会社」に改め、同条を第六十六条とする。

第四十八条中「日本貿易保険」を「会社」に、

(法人税に係る課税の特例)

第三十七条 会社が、各事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険契約等に基づく債務の履行に備えるため、当該事業年度の決算において積み立てる責任準備金の金額のうち外国貿易その他の他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険で将来発生が見込まれるものを勘案して財務省令で定める金額以下の金額を損金経理(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。)の方法により異常危険準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む)は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 会社の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において前項の規定により当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合に、第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額)がある場合には、当該異常危険準備金の金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受け

ようとする事業年度の確定申告書等に異常危険準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 連結親法人である会社が、各連結事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険契約等に基づく債務の履行に備えるため、当該連結事業年度の決算において積み立てる責任準備金の金額のうち外国貿易その他の他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険で将来発生が見込まれるものを勘案して財務省令で定める金額以下の金額を損金経理(法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。)の方法により異常危険準備金として積み立てたとき(当該連結事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む)は、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 連結親法人である会社の各連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度において前項の規定により当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額)がある場合には、当該異常

危険準備金の金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に異常危険準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

二 青色申告書 法人税法第二十三条第七号に規定する青色申告書をいう。

三 損金経理 法人税法第二十五条に規定する損金経理をいう。

四 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

五 連結所得 法人税法第十八条の四に規定する連結所得をいう。

六 確定申告書等 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等をいう。

七 連結親法人 法人税法第十二条の二の六の七に規定する連結親法人をいう。

八 連結確定申告書等 租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいう。

8 前各項に定めるもののほか、会社が各事業年度終了の時ににおいて有する外国政府等を債務者とする金銭債権のうち当該外国政府等の長期にわたる債務の履行遅滞により弁済を受

けることが著しく困難なものとして財務省令で定める金銭債権について法人税法第五十二条の規定を適用する場合における当該金銭債権に係る同条第一項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額の特例その他会社に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税に係る課税の特例)

第三十八条 第五条第一項の規定による政府の出資があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。

第十九条第一項中「ときは、」の下に「会社若しくは」を加え、「対し、その委託を受けた業務に關し」を「対して」に改め、「職員に」の下に「会社若しくは」を、「事務所」の下に「その他の施設を加え、」その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

第十九条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(定款の変更)

第三十三条 会社の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第三十四条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二

章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

第二章第四節の節名を削る。

第十六条の次に次の一節、節名及び一条を加える。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第十七条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(事業計画)

第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(剰余金の配当等の決議)

第十九条 会社の剰余金の配当その他の剰余金の処分損失の処理を除く。)の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第二十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他経済産業省令で定める書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(第七十六条第四号において「財務諸表」という。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(責任準備金の算出方法書)

第二十一条 会社は、責任準備金の算出方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の算出方法書に記載すべき事項は、経

済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、経済産業省令で定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

4 経済産業大臣は、事情の変更により対外取引の健全な発達を図るため又は被保険者若しくは保険金を受け取るべき者の保護を図るため必要があると認めるときは、会社に対し、第一項の認可をした責任準備金の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(責任準備金)

第二十二条 会社は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度末において、貿易保険の保険契約又は再保険の契約(次条並びに第三十七条第一項及び第四項において「保険契約等」という。)に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

(支払備金)

第二十三条 会社は、毎事業年度末において、貿易保険の保険金又は再保険の再保険金(以下この条において「保険金等」という。)であつて保険契約等に基づいて支払義務が発生したもの(これに準ずるものとして経済産業省令で定めるものを含む。)がある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、経済産業省令で定めるところにより、支払備金を積み立てなければならない。

(社債及び借入金)

第二十四条 会社は、社債を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければ

ならない。

2 前項の規定は、会社が、社債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(一般担保)

第二十五条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(政府保証)

第二十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の第二十四条第一項の社債又は借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。次条及び第二十八条において同じ。)に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。)について、保証契約をすることができ。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するため政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができ。

(償還計画)

第二十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、社債及

び借入金の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財政上の措置)

第二十八条 政府は、会社が、第二十四条第一項の規定により、社債を発行し、又は資金を借り入れることによつても、なお第二十二條第一項若しくは第二項に規定する業務に要する費用又は社債若しくは借入金の償還に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(余裕金の運用)

第二十九条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

四 前三号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法

第三十条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、会社の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第五節 雜則

(監督)

第三十一条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。
本則に次の一条を加える。

第七十七条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十節から第十三節まで」を「第十節から第十四節」
「第十四節 貿易再保険特別会計(第百八十二条―第百九十二条)」を「第十節から第十四節まで 削除」に改める。

第二十条 第一項第十号から第十四号までを次のように改める。

十から十四まで 削除

第二章第十節から第十四節までを次のように改める。

第十節から第十四節まで 削除

第百三十八条から第百九十二条まで 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第七条まで並びに附則第十一
条、第十三条第二項、第十四条及び第二十六

条の規定 公布の日

二 第一条中貿易保険法第二条第十八項、第二十七條第二項第一号チ、第三十一条第二項第一号ト及び同項第二号ホ並びに第三十四条第二項の改正規定並びに附則第二十三條の規定 平成二十八年四月一日
(設立委員)

第二条 経済産業大臣は、設立委員を命じ、株式会社日本貿易保険(以下「会社」という。)の設立に關して発起人の職務を行わせる。
(定款)

第三条 設立委員は、定款を作成して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 株式の数

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項

2 会社の設立に關して発行する株式については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五條第二項の規定にかかわらず、附則第六條の規定により政府及び独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五條第一項中

「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)」とする。

(株式の引受け)

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政府及び日本貿易保険が引き受けるものとし、設立委員は、これを政府及び日本貿易保険に割り当てるものとする。

2 前項の規定により日本貿易保険に割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第六条 政府は、会社の設立に際し、会社に対して、第二条の規定による改正前の特別会計に関する法律(以下「旧特別会計法」という。)第二条第一項第十四号の規定により設置された貿易再保険特別会計(以下「旧貿易再保険特別会計」という。)に所屬する財産(政令で定めるものを除く。)を出資するものとする。

2 日本貿易保険は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。

(創立總會)

第七条 会社の設立に係る会社法第六十五條第一項の規定の適用については、同項中「第五十八條第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第五條第一項の規定による株式の割当後」とする。

(会社の成立)

第八条 附則第六條の規定により政府及び日本貿易保険が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第

四十九條の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第九条 会社は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十条 日本貿易保険が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(会社法の適用除外)

第十一条 会社法第三十條及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

(国の権利義務の承継)

第十二條 会社の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、第一条の規定による改正前の貿易保険法(以下「旧貿易保険法」という。)による政府の再保険事業に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、会社が承継する。

(日本貿易保険の解散等)

第十三條 日本貿易保険は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる中期目標の期間(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)以下「通則法」という。)第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)における最後の事業年度の直前の事業年度の終了後日本貿易保険が通則法第三十二條第一項の規定により評価を受けなければならない事項についての同項第二号の規定の適用については、同号中

「実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績」とあるのは、「実績」とする。

3 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる中期目標の期間における最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績については、会社が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出及び公表は会社が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は会社に対してなされるものとする。

4 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書に關し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、会社が従前の例により行うものとする。

5 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる事業年度における利益及び損失の処理については、会社が従前の例により行うものとする。

6 第一項の規定により日本貿易保険が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(承継される財産の価額)

第十四条 附則第十二条及び前条第一項の規定により会社が国及び日本貿易保険から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承

継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によるものが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
(日本貿易保険の役員等から引き続き会社の取締役等となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に關する経過措置)

第十五条 この法律の施行の日(以下この条及び附則第三十一条において「施行日」という。)の前日に日本貿易保険の役員又は職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により経済産業省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「経済産業省共済組合」という。))の組合員であるものに限る。)(が施行日において引き続き会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役員職員」という。))となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において会社の役員職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役員職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由がある)と経済産業省共済組合が認めた場合には、その認めた日)まで

でに経済産業省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該役員職員である期間経済産業省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する会社の役員職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合においては、その申出は、当該期限内に当該役員職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることが出来る。

3 施行日の前日において日本貿易保険の役員又は職員として在職する者(同日において経済産業省共済組合の組合員であるものに限る。)(が施行日において引き続き会社の役員職員となる場合であつて、かつ、当該役員職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。))をしたものとみなす。
(国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法による費用の負担)

第十六条 附則第十二条の規定により会社が承継する権利及び義務のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条の二第二項に規定する費用及び同法第五十四条第一項に規定する追加費用の負担に關し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持義務に關する経過措置)

第十七条 日本貿易保険の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

る。

(商号に關する経過措置)

第十八条 第一条の規定による改正後の貿易保険法(以下「新貿易保険法」という。))第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に株式会社日本貿易保険という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画等に關する経過措置)

第十九条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画及び償還計画についての新貿易保険法第十八条及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(法人税に係る課税の特例)

第二十条 会社が附則第十二条及び第十三条第一項の規定により承継する資産及び負債について法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に關する法令の規定を適用する場合には、附則第十四条第一項の規定により評価委員が評価した価額をその承継の時における価額とみなす。

2 附則第六条の規定による出資に係る法人税法第六十二条の八の規定の適用については、同条第七項中「をいう。」とあるのは「をいう。以下この項において同じ。」と、「あつては」とあるのは「あつては」と、「金額」とあるのは「金額とし、各差額負債調整勘定の金額が、株式会社日本貿易保険が貿易保険法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第十二条(国の権利義務の承継)及び第十三条第一項(日本貿易保険の解散等)の規定により承継した資産及び負債(以下この項において「特定承継による資産及び負債」と

決算に関しては、なお従前の例による。

いう。)に係るものである場合にあっては当該各差額負債調整勘定の金額に係る当初計上額とする。」「と、「事業年度」とあるのは「事業年度とし、各差額負債調整勘定の金額が特定承継による資産及び負債に係るものである場合にあっては株式会社日本貿易保険の成立の日の属する事業年度とする。」とする。

(登録免許税に係る課税の特例)

第二十一条 附則第九条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第六条第二項の規定により日本貿易保険が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登録については、登録免許税を課さない。

(業務の委託の認可等に関する経過措置)

第二十二條 この法律の施行前に旧貿易保険法第十五条第一項又は第十七条第一項の規定によりされた認可は、それぞれ新貿易保険法第十四条第一項又は第二十四条第一項の規定によりされた認可とみなす。

2 この法律の施行前に旧貿易保険法第二十三条第一項の規定によりされた届出は、新貿易保険法第四十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

(旧保険に関する経過措置)

第二十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に日本貿易保険が引き受けた普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険並びに同日前に成立したこれらの貿易保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 旧貿易再保険特別会計の平成二十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の

2 この法律の施行の際現に旧貿易再保険特別会計に所属する権利及び義務は、附則第十二条の規定により会社に承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、この法律の施行前に貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百一十一号)による改正前の貿易保険法による政府の保険及び旧貿易保険法による政府の再保険に関して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は当該国の法人若しくは人に關するものについて、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費に相当する額の交付金を交付することができる。

4 この法律の施行前に旧特別会計法第八十六条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために旧特別会計法第六條及び第八十六條第一項の規定により繰り入れられた金額は、国から会社に対し無利子で貸し付けられたものとみなす。

5 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中独立行政法

株式会社日本貿易保険

貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第二十九条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「貿易再保険特別会計を削る。

(地方税法の一部改正)

第三十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二第二項第二号及び第七十二条の十二第二号中「及び保険業を」保険業及び貿易保険業に改める。

第七十二条の二十四の二第三項第一号中「この項及び次項を」この条に改め、同条に次の項を加える。

5 第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、貿易保険業を行う株式会社日本貿易保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の十五を乗じて得た金額による。第七十二条の二十四の四並びに第七十二条の

人日本貿易保険の項を削る。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一

二 国家公務員共済組合法別表第二(国立国会図書館法の一部改正)

第二十八条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

二十四の七第一項及び第二項中「及び保険業を」保険業及び貿易保険業に改める。

第七十二条の四十一第一項中「若しくは保険業を」保険業若しくは貿易保険業に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第七十二条の二第二項第二号、第七十二条の十二第二号、第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項及び第二項並びに第七十二条の四十一第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第七十二条の二十四の二第五項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第三十二条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(印紙税法の一部改正)

第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

会社法及び貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(貿易保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「日本貿易保険の成立の際を」を「独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)の成立の際に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十五条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の一部改正)

第三十六条 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第三十七条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

理 由

貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険を解散して株式会社日本貿易保険を設立することとし、その目的、業務範囲に関する事項等を定めるとともに、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計を廃止し、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、平成二十五年十二月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、貿易保険制度をより効率的かつ効果的に運営する体制を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化等

(一) 独立行政法人日本貿易保険を株式会社日本貿易保険(以下「会社」という。)とし、政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。

(二) 会社の保険引受に国の政策を反映させるため、国が引受基準を定めるほか、一定の重要案件について、国が会社に対し意見を述べることができること。

(三) 一定の海外事業を行うための国内事業者への融資等を貿易保険の対象とすること。

2 貿易再保険特別会計の廃止等

貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険に関する経理を会社へ一元化するとともに、保険金の確実な支払を担保するため、会社の資金調達が困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本法案は、貿易保険制度をより効率的かつ効果的に運営する体制を整備するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十七年六月十九日

経済産業委員長 江田 康幸

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に当たっては、今後拡大する利用者ニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、専門能力を有する人材の登用や能力開発など職員の一層の専門性の向上を図ること。また、役員等の選任にあたっては、適材適所を徹底し、「天下り」の批判を受けることのないよう、既往の閣議決定の方針に沿って監督を行うこと。

二 株式会社日本貿易保険による貿易保険事業の経理の一元化に当たり、事業の運営については、経営状況、財務状況、業務内容、調達情報等の情報公開について適切な措置を講じることにも、政府による監督は「経営の自由度、効率性、機動性の向上」という特殊会社化の趣旨を踏まえ、同社の中長期的視点に基づいた経営を阻害することのないよう十分配慮すること。また、株式会社日本貿易保険が他の民間保険会社等と比して競争上著しく優位となり民業圧迫とならないよう、適切な対応を行うこと。

三 貿易保険及び貿易再保険の引受け基準の策定に当たっては、政策意図の反映等の国との一体性を確保しつつ、貿易保険事業が戦争やテロ等によって生じる通常の保険によって救済することのできない損失を填補するリスクの高いもの

平成二十七年六月三十日 衆議院會議録第三十六号

であることを踏まえ、中長期的に収支相償の原則が維持されるとともに、貿易保険が利用者の安定的な事業運営に資するものとなるよう十分に考慮し、大幅な剰余金が生じた場合には、利用者等に適切に還元すること。また、保険料率の設定については、貿易保険の利用者に配慮するとともに、履行担保制度に基づく財政上の措置が極力実施されることのないよう強固な財務基盤の構築に資するものとする。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十七年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成二十七年三月三十一日閣議決定)に基づき別紙のとおり行入港禁止の実施につき、法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書 農業協同組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三條第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

北朝鮮船舶の全ての船舶

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十九年四月十三日までの間。

五 法第二條第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

六 法第六條第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

理 由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

(内閣提出に関する報告書)

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船舶の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定等により変更された同年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成二十七年三月三十一日に入港禁止の期間を平成二十九年四月十三日まで二年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十七年六月十九日

国土交通委員長 今村 雅弘
衆議院議長 大島 理森殿

農業協同組合法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十七年五月十三日

提出者

岸本 周平 玉木雄一郎
福島 伸享 小山 展弘
賛成者
安住 淳外六十五名

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三條」を「第三條の三」に改める。

第一章中第三條の次に次の二條を加える。

第三條の二 この法律の運用に当たつては、第五條に規定する組合の行う事業が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、当該事業を通じて、豊かで住みよい地域社会の実現が図られるよう配慮されなければならない。

第三條の三 国及び地方公共団体は、第五條に規定する組合の特性に鑑み、その業務運営における自主性を尊重しなければならない。

第八條に次の一項を加える。

組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第二十八條第二項中「前項第十号」を「第一項第十号」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第三号の地区に関する規定には、全部又は一部が他の組合の地区と重複する区域及び都道府県の区域を超える区域を地区として定めることができる。

第六十條第三号及び第四号を削る。

第七十二条の十一第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第七十三条の十五に次の一項を加える。

中央会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第七十三条の二十二第三項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下この項において「組合」という。)の監査その他の組合に係る制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

最近における農業協同組合等が果たしている役割の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合等が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることを明記するとともに、農業協同組合等の自主性を尊重するための規定、農業協同組合等の政治的中立性に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案
(岸本周平君外三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業協同組合等が果たしている役割の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合等が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることを明記するとともに、農業

協同組合等の自主性を尊重するための規定、農業協同組合等の政治的中立性に関する規定等を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 配慮規定及び自主性の尊重に関する規定の新設

(一) 農業協同組合法の運用に当たっては、農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」という。)の行う事業が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、当該事業を通じて、豊かで住みよい地域社会の実現が図られるよう配慮されなければならないこと。

(二) 国及び地方公共団体は、組合の特性に鑑み、その業務運営における自主性を尊重しなければならないこと。

2 政治的中立性の確保に関する規定の新設
組合及び農業協同組合中央会は、これを特定の政党のために利用してはならないこと。

3 地区が重複する組合及び都道府県の区域を超える組合の設立が可能である旨の規定の新設等

(一) 組合の定款の地区に関する規定には、全部又は一部が他の組合の地区と重複する区域及び都道府県の区域を超える区域を地区として定めることができること。

(二) 組合の設立に関する行政庁の認可基準について緩和すること。

(三) 農業協同組合中央会が模範定款例を定めることができる旨の規定を削除すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行すること。

(二) 組合の監査その他の組合に係る制度の在り方については、この法律の施行後三年を

目途として、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

二 議案の否決理由

本案は、最近における農業協同組合等が果たしている役割の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合等が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることを明記するとともに、農業協同組合等の自主性を尊重するための規定、農業協同組合等の政治的中立性に関する規定等を整備しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十七年六月二十五日

農林水産委員長 江藤 拓

衆議院議長 大島 理森殿

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

右国会に提出する。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律

(農業協同組合法の一部改正)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第一節 通則(第三条―第九条)

第二節 事業(第十条―第十一條の五十二)

第三節 共済契約に係る契約条件の変更(第十一條の五十二―第十一條の六十三)

第四節 子会社等(第十一條の六十四―第十一條の六十九)

第五節 組合員及び会員(第十二條―第二十七條)

第六節 管理(第二十八條―第五十四條の五)

第七節 設立(第五十五條―第六十三條の二)

第八節 解散、合併、新設分割及び清算(第六十四條―第七十二條の三)

第三章 農事組合法人

第一節 通則(第七十二條の四―第七十二條の九)

第二節 事業(第七十二條の十一―第七十二條の十二)

第三節 組合員、管理、設立、解散、合併及び清算(第七十二條の十三―第七十三條)

第四章 組織変更

第一節 株式会社への組織変更(第七十三條の二―第七十六條)

第二節 一般社団法人への組織変更(第七十七條―第八十條)

第三節 消費生活協同組合への組織変更(第八十一條―第八十六條)

第四節 医療法人への組織変更(第八十七條―第九十二條)

第五章 特定信用事業代理業(第九十二条の五)

一 第九十二条の五

第六章 指定紛争解決機関(第九十二条の六—第九十二条の九)

六 第九十二条の九

第七章 監督(第九十三条—第九十六条)

第八章 雑則(第九十七条—第九十八条の五)

第九章 罰則(第九十九条—第一百三条)

第十章 没収に関する手続等の特例(第一百四十一条—第一百六条)

附則

第二条を削る。

第三条第三項中「これ」を「これら」に改め、同条を第二項とする。

第四条第一項中「の名称中には、」を「は、その名称中に、」なるを「という」に改め、同条第二項中「なるを」というに改め、第二章第一節中同条を第三項とする。

第五条中「組合」と「組合」とに改め、同条を第四項とする。

第六条中「なした」を「行つた」に改め、「配当」の下に「(第七條第三項において「事業利用分量配当」という。)」を加え、同条を第五項とする。

第七條中「在る」を「ある」に改め、同条を第六項とする。

第八條中「とし、」を「営利を目的としてその事業を行つてはならない」を「とする」に改め、同条に次の二項を加える。

組合は、その事業を行うに当たつては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を實現し、事業から生じた収益をもつて、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよ

う努めなければならない。

第八條を第七項とする。

第九條中この条、第十一條の四十九第一項第五号、第七十二條の八の二及び第七十三條の二十四において「を削り、同条を第八條とし、第二章第一節中同条の次に次の一條を加える。第九條 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

第十條第一項第一号中「第十一條の三十一第三項を」第十一條の五十第三項に改め、同項第八号中「貯蔵を」保管に改め、同条第三項第一号中「第十一條の三十一第一項第一号を」第十一條の五十第一項第一号に改め、同条第六項第八号中「第十一條の六の二を」第十一條の十二に改める。

第十條の二第二項中「前条第一項第三号」を「第十條第一項第三号」に改め、「(第十三條の二第二項の回転出資金を除く。次項において同じ。)」を削り、同条を第十條の三とする。

第十條の次に次の一條を加える。
第十條の二 組合は、前条の事業を行うに当たつては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

第十一條の二第二項中「前項に規定する」を「前項第二号の二」に、「第二節の三」を「第四節」に改める。

第二章の二の章名及び同章第一節から第四節までの節名、第三章及び第四章並びに第四章の二から第五章までの章名を削る。

第七十二條の十八の十四を第七十二條の四十八とする。

第七十二條の十八の十三中「第七十二條の十

八の三」を「第七十二條の三十七」に改め、同条を第七十二條の四十七とし、第七十二條の十八の十二を第七十二條の四十六とし、第七十二條の十八の十一を第七十二條の四十五とし、第七十二條の十八の十を第七十二條の四十四とし、第七十二條の十八の九を第七十二條の四十三とし、第七十二條の十八の八を第七十二條の四十二とし、第七十二條の十八の七を第七十二條の四十一とし、第七十二條の十八の六を第七十二條の四十とし、第七十二條の十八の五を第七十二條の三十九とし、第七十二條の十八の四を第七十二條の三十八とし、第七十二條の十八の三を第七十二條の三十七とし、第七十二條の十八の二を第七十二條の三十六とする。

第七十二條の十八第一項中「第七十二條の十四」を「第七十二條の三十四」に改め、同条第二項中「第七十二條の十二第四項」を「第七十二條の十七第四項」に改め、同条を第七十二條の三十五とし、第七十二條の十七を第七十二條の三十四とし、第七十二條の十六の二を第七十二條の三十三とする。

第七十二條の十六第三項中「第七十二條の十二第四項」を「第七十二條の十七第四項」に改め、同条を第七十二條の三十二とする。

第七十二條の十五第一項中「うめ」を「埋め」に改め、同条を第七十二條の三十一とする。

第七十二條の十四中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二條の三十とする。

第七十二條の十三第三項中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二條の二十九とする。

第七十二條の十二の十二第二項中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二條の二十八とし、第七十二條の十二の十一を第七十二條の二十七とし、第七十二條の十二の十を第七十二條の二十六とする。

第七十二條の十二の九第二項中「第七十二條の十三」を「第七十二條の二十九第一項第三号」に改め、同条を第七十二條の二十五とし、第七十二條の十二の八を第七十二條の二十四とし、第七十二條の十二の七を第七十二條の二十三とし、第七十二條の十二の六を第七十二條の二十二とし、第七十二條の十二の五を第七十二條の二十一とし、第七十二條の十二の四を第七十二條の二十とする。

第七十二條の十二の三中「すべて」を「全て」に改め、同条を第七十二條の十九とし、第七十二條の十二の二を第七十二條の十八とする。

第七十二條の十二第四項中「第七十二條の十第一項第一号」を「第七十二條の十三第一項第一号」に、「第七十二條の十七第一項」を「第七十二條の三十四第一項」に改め、同条を第七十二條の十七とし、第七十二條の十一を第七十二條の十六とする。

第七十二條の十の三中「議決」を「決議」に改め、同条を第七十二條の十五とし、第七十二條の十の二を第七十二條の十四とし、第七十二條の十を第七十二條の十三とする。

第七十二條の九中「第七十二條の八第一項第二号」を「第七十二條の十第一項第二号」に改め、同条を第七十二條の十二とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節 組合員、管理、設立、解散、合併及び清算

第七十二條の八の二を第七十二條の十一とする。

第七十二條の八第二項中「非出資農事組合法人」を「非出資農事組合法人」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第七十二條の十とし、第七十二條の七を第七十二條の八とし、同条の次に次の一條及び節名を加える。

第七十二条の九 第九条の規定は、農事組合法人について準用する。

第二節 事業

第七十二条の六中「なしたを」行つたに改め、同条を第七十二条の七とし、第七十二条の五を第七十二条の六とし、第七十二条の四を第七十二条の五とし、第七十二条の三を第七十二条の四とする。

第二章第六節の節名中「解散」の下に「合併、新設分割」を加える。

第六十四条第一項第一号中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「解散の議決」を「第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の解散の決議」に改め、同条第三項中「場合には、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては」を「認可については」に改め、「その他の組合にあつては」を「同項、第六十条及び第六十一条の規定を」を削り、同項の次に次の一項を加える。

組合(第二項の組合を除く。次条第一項及び第六十四条の三において同じ。)は、第一項第一号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

第六十四条の次に次の二条を加える。

第六十四条の二 休眠組合組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下この条において同じ。は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に農林水産省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止してない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされ

たときは、この限りでない。

行政庁は、前項の規定による公告をした場合には、当該休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならない。

第六十四条の三 組合は、第六十四条第一項第一号又は第四号に掲げる事由により解散した場合(前条第一項の規定により解散したもの)とみなされた場合を含む。には、その清算が終了するまで(前条第一項の規定により解散したもの)とみなされた場合にあつては、解散したものとなされた後三年以内に限り、総会の決議によつて、組合を継続することができる。

前項の規定による組合の継続については、第四十六条及び第四十八条の二の規定を準用する。

第一項の規定により組合が継続したときは、二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十五条第一項中「総会の議決を経て」を削り、「締結しなければ」を「締結して、総会の決議により、その承認を受けなければ」に改め、同条第三項中「場合には」を「認可については」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、同条第四項中「出資組合」を「組合」に、「合併」を「合併」に改め、「する旨」との下に「同項第二号中「計算書類」とあるのは、財産目録又は計算書類」とを加える。

第六十五条の二第二項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改める。

第六十五条の三第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 合併によつて消滅する組合 次のイ又は

ロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで

イ 第六十五条第一項の総会の日の二週間前の日

ロ 第六十五条第四項において準用する第四十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二 合併後存続する組合 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ 第六十五条第一項の総会の日(前条第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)の二週間前の日

ロ 前号ロに掲げる日

第六十五条の四第二項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第六十六条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第三項中「第三十条第十一項本文」の下に「第十二項及び第十三項を加え、同条第四項中「第三十条の二第三項本文」を「第三十条の二第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「前条第十一項から第十三項まで」とあるのは、「前条第十一項本文、第十二項及び第十三項」と読み替へるものとする。

第六十七条中「因つて」を「よつて」に改め、「第七十九条に規定する」を削る。

第六十八条中「因つて」を「よつて」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第六十九条中「準用する」を「それぞれ準用

する」に改める。

第七十条第二項中「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、同条の次に次の七条を加える。

第七十条の二 出資組合は、その事業(信用事業及び共済事業を除く。)に関して有する権利義務の全部又は一部を分割によつて設立する出資組合に承継させることができる。

第七十条の三 出資組合は、前条の分割(以下「新設分割」という。)をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

新設分割計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割によつて設立する出資組合(以下「新設分割設立組合」という。)の第二十八条第一項各号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項

三 新設分割設立組合が新設分割によつて新設分割をする出資組合(以下「新設分割組合」という。)から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

四 新設分割組合の組合員が新設分割に際して取得する新設分割設立組合の出資の口数又はその口数の算定方法(新設分割設立組合の組合員となることのできない新設分割組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に対して支払う金銭の額又はその算定方法を含む。)

五 新設分割組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

六 新設分割設立組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

七 その他農林水産省令で定める事項

新設分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可については、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十条及び第六十一条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第六十条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び新設分割によつて新設分割組合の組合員であつて新設分割設立組合の組合員となるべき組合員」と読み替へるものとすべし、必要な技術的読替えは、政令で定める。

新設分割については、第四十六条、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第六十五条の三、第六十五条の四第二項、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十五条の三第一項中「第六十五条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同号イ中「第六十五条第一項」とあるのは「第七十条の三第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、同項第三号中「合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十五条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同項ただし書中「第六十五条の二第一項」とあ

るものは「第七十条の四第一項」と、第六十六条第一項中「合併によつて設立する組合」とあり、及び第六十七条中「合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十八条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事」とあるのは「新設分割組合及び新設分割設立組合の理事は、共同で」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立組合が承継した新設分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「組合員、組合の債権者その他の利害関係人」と読み替へるものとすべし、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の四 新設分割によつて新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一(これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合)にあつては、その割合を超えない場合における新設分割についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)」とする。

前項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う新設分割組合は、その旨を新設分割計画に定めなければならない。

新設分割組合が第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合においては、新設分割組合は、新設分割についての理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日から二週間以内に、新設分割設立組合の名称及び住所、新設分割を行う時期並びに同項の規定により総会

の決議を経ないで新設分割を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

新設分割組合の総組合員(准組合員を除く。)の六分の一以上の組合員(准組合員を除く。)が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に新設分割組合に対し書面をもつて新設分割に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行うことはできない。

第七十条の五 新設分割設立組合は、その成立の日、新設分割計画の定めに従い、新設分割組合の権利義務を承継する。

前項の規定にかかわらず、新設分割組合の債権者であつて、第七十条の三第五項において準用する第四十九条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの(同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。)は、新設分割計画において新設分割後に当該新設分割組合に対して債務の履行を請求することができないものとされてゐるときであつても、当該新設分割組合に対して、当該新設分割組合が新設分割設立組合の成立の日以前に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第一項の規定にかかわらず、新設分割組合の債権者であつて、第七十条の三第五項において準用する第四十九条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立組合に対して債務の履行を請求することができないものとされてゐるときであつても、当該新設分割設立組合に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求

することができる。

新設分割組合の組合員(新設分割設立組合の組合員となるべき組合員を除く。)は、新設分割設立組合の成立の日、第七十条の三第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設分割設立組合の組合員となる。

第七十条の六 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第百三十三号)第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割(吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。）」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割(以下「分割」という。）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十条の五第一項」と読み替へるものとすべし、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の七 新設分割の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第十号に係る部分に限る。)、及び第二項(第十号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第十号に係る部分に限る。)、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条第一項(第四

号に係る部分に限る。』及び第二項並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第十号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十条の八 第七十条の二から前条までに定めるもののほか、新設分割に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条第一項中「第六十四条第六項第一号」を「第六十四条第七項第一号」に改め、同条第二項中「第六十四条第五項」を「第六十四条第六項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改める。

第七十二条第二項及び第七十二条の二第二項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第七十二条の二の二中「第二十七条の二」を「第二十七条に」、「第三十九条、第四十二条を「第三十九条第一項」に、「第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項」を「第四十六条の二並びに第四十六条の四第二項」に、「準用する。」を「それぞれ準用する。」に改め、「定めるもの」の下に「(以下「計算書類」という。)」を加え、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改め、第二章第六節中同条を第七十二条の三とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 農事組合法人

第一節 通則

第二章第六節を同章第八節とする。

第五十六条第一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第五十七条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第五十八条第三項中「議決」を「決議」に改め、

同条第五項中「その会日」を「創立総会の日」に改め、同条第七項中「第四十六条の三から第四十六条の五まで」を「第四十六条の二から第四十六条の四まで」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に、「第四十六条の三中」を「第四十六条の二中」に、「第四十六条の四」を「第四十六条の三」に改める。

第六十条第三号及び第四号を削る。

第六十一条第一項中「二箇月」を「二月」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に、「訴」を「訴え」に改める。

第六十二条第二項中「引渡」を「引渡し」に、「払込」を「払込み」に改め、同条第三項中「払込」を「払込み」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「以て」を「もつて」に改める。

第六十三条第一項中「因つて」を「よつて」に改める。

第二章第五節を同章第七節とする。

第二十九条中「左の」を「次の」に改める。

第三十条第十一項中「及び次条第三項」を削り、同項の次に次の二項を加える。

農業協同組合の理事の定数の過半数は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。

ただし、その地区内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。第一号において同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者(法人にあつては、その役員)

二 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者

合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者

農業協同組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第三十条の二第三項を次のように改める。

経営管理委員の定数は、五人以上とする。

第三十条の二第四項中「組合」の下に「(以下「経営管理委員設置組合」という。)」を加え、同条第五項中「前項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第六項中「前条第十一項」の下に「から第十三項まで」を加え、「第四項の組合」を「経営管理委員設置組合の理事」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

経営管理委員設置組合の理事は、農畜産物の販売その他の当該経営管理委員設置組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

第三十条の二第三項の次に次の一項を加える。

経営管理委員については、前条第十一項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第十一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、同条第十二項中「次に掲げる者のいずれか」とあるのは「第一号に掲げる者」と読み替えるものとする。

第三十条の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十条の五第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十一条第二項ただし書中「議決」を「決議」に改め、同条第三項中「合併」の下に「又は新設分割(第七十条の三第一項に規定する新設分割をいう。第五十一条第四項において同じ。)」を加え、「議決」を「決議」に改める。

第三十二条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十四条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第八項中「日から」を「日の」に改める。

第三十五条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の二第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「次項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項を次のように改める。

理事は、次に掲げる場合には、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第三十五条の二に次の二項を加える。

民法第八八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

第二項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十五条の三第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の四第一項中「準用するを」、それぞれ準用するに、「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に改める。

第三十五条の五第一項、第三項及び第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項」を「第三百八十三条第一項から第三項まで」に、「第三十条の二第四項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合」に改め、「及び経営管理委員会」との下に、「同項ただし書中」監査役が二人以上ある場合において、第三百七十三條第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは」とあるのは「同項に規定する経営管理委員設置組合にあつては」と、「同条第二項の取締役会」とあるのは「理事会」とを加える。

第三十五条の六第二項中「第三十条の二第四項の組合及び同条第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「前項を」と同項に改め、同条第六項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十六条第二項中「定めるもの」の下に「(以下「計算書類」という。)」を加え、同条第六項中「(第三十七条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査及び同項の全国中央会の監査)」を削り、「もの」の下に「(第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合の計算書類及びその附属明細書にあつては、前項の規定により監事の監査を受け、及び同条第三項の規定により会計監査人の監査を受けたもの)」を加え、「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理

委員設置組合」に改め、同条第七項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、「監事の」を削り、「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の二第三項」に、「特定組合」を「会計監査人設置組合」に、「同項の全国中央会の監査報告」を「会計監査報告」に改める。

第三十七条第二項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第三十七条の二及び第三十七条の三を次のように改める。

第三十七条の二 出資組合であつて、次に掲げるものは、会計監査人を置かなければならない。

一 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(政令で定める規模に達しないものを除く。)

二 農業協同組合連合会(政令で定める規模に達しないものを除く。)

前項に規定する出資組合以外の出資組合は、定款で定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

会計監査人設置組合(前二項の規定により会計監査人を置く出資組合をいう。次項において同じ。)

は、第三十六条第二項の規定により作成した計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、農林水産省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

あるのは「同法第四十四条第一項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条の三 会計監査人については、第三十条の三並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三十七條、第三百三十八條第一項及び第二項、第三百三十九條、第三百四十條第一項から第三項まで、第三百四十四條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百九十六條第一項から第五項まで、第三百九十七條第一項及び第二項、第三百九十八條第一項及び第二項並びに第三百九十九條第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七條第三項第一号中「第四百三十五條第二項」とあるのは「農業協同組合法第三十六條第二項」と、同項第二号中「子会社」とあるのは「子会社等(農業協同組合法第九十三條第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)」と、同法第三百四十五條第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、総会に出席して」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者又は解任された者」と、「辞任後」とあるのは「辞任後又は解任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と、同条第三項中「取締役」とあるのは「理事(農業協同組合法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)」と、「第二百九十八條第一項第一号」とあるのは「同法第四十三條の五第一項第一号」と、同法第三百九十六條第一項中「次章」とあるのは「農業協同組合法第

三十七條の二第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類」とあるのは「同項に規定する書類」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「理事及び経営管理委員並びに参事」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子会社等」と、同条第五項第二号及び第三号中「会計監査人設置会社又はその子会社」とあるのは「農業協同組合法第三十七條の二第三項に規定する会計監査人設置組合の理事、経営管理委員、監事若しくは参事その他の使用人又は当該会計監査人設置組合の子会社等」と、同法第三百九十七條第一項中「取締役」とあるのは「理事及び経営管理委員」と、同法第三百九十八條第一項中「第三百九十六條第一項」とあるのは「農業協同組合法第三十七條の二第三項」と、同法第三百九十九條第一項中「取締役」とあるのは「理事」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会計監査人の責任については、第三十五条の六の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同項第二号八中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同条第七項及び第八項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同条第九項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、同条第十項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替へるものとする。

第三十八條第一項、第二項及び第四項中「第

三十条の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第六項中「日から」を「日の」に改める。

第三十九条に次の二項を加える。

会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されるときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条及び第三百四十条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは、農業協同組合法第三十六条第二項と、同項第二号中「子会社」とあるのは「子会社等（農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条第一項中「第三十条の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改める。

第四十二条を削る。

第四十一条第三項中「第十三条並びに第九百十八条並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十四条及び第四十五条」を「第十二条並びに第十三条」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条の二中「役員」の下に「又は会計監査人」を加え、同条を第四十一条とする。

第四十三条第四項中「日から」を「日の」に改める。

第四十三条の三第二項並びに第四十三条の四第一項及び第三項中「第三十条の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改める。

第四十三条の七第一項中「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第四十四条第一項第五号中「貸借対照表、

損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」を「又は計算書類及び」に改め、同項第七号及び第八号中「又は農業協同組合中央会」を削る。

第四十五条第一項中「定の」を「定め」に改める。

第四十六条中「議決を」を「決議を」に改める。第四十六条の二を削り、第四十六条の三を第四十六条の二とし、第四十六条の四を第四十六条の三とし、第四十六条の五を第四十六条の四とする。

第四十七条中「第三十九条（同法第七十二条の二の二）を「第三十九条第一項（同法第七十二条の三）に改める。

第四十八条の二第一項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第二項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に、「議決を」を「決議を」に改め、同条第四項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第五項中「議決を」を「決議を」に改める。

第四十九条第一項を次のように改める。
出資組合が出資一口の金額の減少をする場合には、当該出資組合の債権者は、当該出資組合に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

第四十九条第二項中「出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して」を「前項の場合には、当該出資組合は」に改め、同項第二号中「前項の財産目録及び貸借対照表を」を「当該出資組合の計算書類」に改め、同条第三項中「第九十二条第二

項を「第九十七条の四第二項」に改める。

第五十条の二第一項及び第二項中「議決を」を「決議」に改める。

第五十条の三第一項中「第三十条の二第四項の組合を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項及び第三項中「議決を」を「決議」に改める。

第五十条の四第一項及び第二項中「議決を」を「決議」に改める。

第五十一条第三項中「次に掲げる金額を」出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払った金額及び損失の填補に充てた金額を超えるときは、その超過額に改め、同項各号を削り、同条第四項を次のように改める。
合併又は新設分割に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、農林水産省令で定める。

第五十一条第五項及び第六項中「てん補を」を「填補」に改める。

第五十二条の二を削る。

第五十二条の三中「第十一条の四、第十一条の六、第十一条の十三から第十一条の十九まで」を「第十一条の八、第十一条の十一、第十一条の三十二から第十一条の三十八まで」に改め、同条を第五十二条の二とする。

第五十三条中「払込」を「払込み」に、「終る」を「終わる」に改める。

第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項を」を「第二十条第一項」に改め、同項第二号中「全国の区域を地区とする」を削る。

第二章第四節中第五十四条の三の次に次の二条を加える。

第五十四条の四 非出資組合は、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十四条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において、登記をすることによつてその効力を生ずる。

第一項の規定による出資組合への移行については、第四十八条の二及び第六十二条第三項の規定を準用する。

第五十四条の五 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

出資組合の組合員は、前項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十四条第二項の認可があつたときは、変更後の定款の定めるところにより、当該組合員の持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

第二項の規定による非出資組合への移行については、第二十二條第二項、第二十三条から第二十五条まで、第四十八条の二から第五十条まで及び前条第三項の規定を準用する。

この場合において、第二十二條第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の五第二項」と、「脱退した事業年度末」とあるのは「非出資組合への移行の日」と、第二十四條中「前二条」とあるのは「第五十四条の五第二項及び同条第三項において準用する前条」と、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「非出資組合に移行する旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章第四節を同章第六節とする。

第十二條第一項第四号中「もとに」を「下に」に改め、同条第二項第三号口を削り、同号八中

「第十一条の四十七第一項第一号」を「第十一条の六十六第一項第一号」に改め、同号ハを同号口とし、同号ニ中「第十一条の四十九第一項第一号」を「第十一条の六十八第一項第一号」に改め、同号ニを同号ハとする。

第十三条の二を削る。

第十六条第八項中「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第十七条第二項中「以て」を「もつて」に改める。

第十九条を削る。

第二十条中「附された」を「付された」に、「附しては」を「付しては」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条第一項中「左の」を「次の」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第二項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「議決」を「決議」に、「会日から」を「日の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二号中「払込を」を「払込み」に改め、同条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条中「第二十二條第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条中「因つて」を「よつて」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十六条中「第二十二條第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条第二項中「第二十三條乃至第二十五条を」を「第二十二條から第二十四条まで」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十七条の二第一項第四号中「(回轉出資金

を除く。以下同じ。）」を削り、同条を第二十七条とする。

第二章第三節を同章第五節とする。

第十一条の五十第二項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に、「第一条の五十第一項」を「第一条の六十九第一項」に、「第十一条の四十九第四項」を「第十一条の六十八第四項」に改め、同条第三項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に改め、第二章第二節の三中同条を第十一条の六十九とする。

第十一条の四十九第三項中「第十一条の四十五第三項」を「第十一条の六十四第三項」に、「第十一条の四十九第一項」を「第十一条の六十八第一項」に改め、同条第五項中「第十一条の四十七第五項」を「第十一条の六十六第五項」に、「第十一条の四十九第四項」を「第十一条の六十八第四項」に、「第十一条の四十九第一項」を「第十一条の六十八第一項」に改め、同条を第十一条の六十八とする。

第十一条の四十八第二項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に、「第十一条の四十八第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改め、同条第三項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に改め、同条を第十一条の六十七とする。

第十一条の四十七第七項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を「私的独占禁止法」に改め、同条第三項中「第十一条の四十五第三項」を「第十一条の六十四第三項」に、「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に改め、同条を第十一条の六十六とし、第十一条の四十六を第十一条の六十五とし、第十一条の四十五を第十一条の六十四とする。

第二章第二節の三を同章第四節とする。

第二章第二節の二中第十一條の四十四を第十一條の六十三とする。

第十一条の四十三第三項中「第十一条の三十六第二項」を「第十一条の五十五第二項」に、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「第十一条の三十六第四項」を「第十一条の五十五第四項」に改め、同条を第十一條の六十二とする。

第十一条の四十二第二項中「第十一条の三十六第一項」を「第十一条の五十五第一項」に、「議決」を「決議」に、「第十一条の三十七第三項」を「第十一条の五十六第三項」に改め、同条第二項中「第十一条の三十六第一項の議決」を「第十一条の五十五第一項の議決」に改め、同条を第十一條の六十一とし、第十一條の四十一を第十一條の六十とし、第十一條の四十を第十一條の五十九とする。

第十一条の三十九第一項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に改め、同条第五項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に、「第九十九條の七」を「第九十九條の十一」に改め、同条を第十一條の五十八とする。

第十一条の三十八第一項中「第十一条の三十六第一項の議決」を「第十一条の五十五第一項の議決」に、「第十一条の四十四第一項」を「第十一条の六十三第一項」に、「第十一条の三十六第四項」を「第十一条の五十五第四項」に改め、同条を第十一條の五十七とする。

第十一条の三十七第七項中「議決又は」を「決議又は」に、「議決は」を「決議は」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「仮議決」を「仮決議」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議」に、「議決が」を「決議が」に改め、同条を第十一條の五十六とする。

第十一条の三十六第一項中「第十一条の三十三第三項」を「第十一条の五十二第三項」に、「議決」を「決議」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改め、同条を第十一條の五十五とし、第十一條の三十五を第十一條の五十四とし、第十一條の三十四を第十一條の五十三とする。

第十一条の三十三第一項及び第二項中「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同条を第十一條の五十二とする。

第二章第二節の二を同章第三節とする。

第十一条の三十二第三項中「又は廃止を」を「輕微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る農業經營規程の変更をしたとき、又は農業經營規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第二章第二節中第十一條の三十二を第十一條の五十一とする。

第十一条の三十一第六項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第七項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第九項中「議決を」を「決議を」に改め、同条を第十一條の五十とし、第十一條の三十を第十一條の四十九とする。

第十一条の二十九第三項中「又は廃止を」を「輕微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る宅地等供給事業実施規程の変更をしたとき、又は宅地等供給事業実施規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十一条の二十九を第十一条の四十八とし、
第十一条の二十八を第十一条の四十七とする。

第十一条の二十七第二号中「第十一条の二十
三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改
め、同条を第十一条の四十六とし、第十一条の
二十六を第十一条の四十五とし、第十一条の二
十五を第十一条の四十四とする。

第十一条の二十四第一項中「受ける」を「享受
する」に改め、同条第四項中「第十一条の二十四
第三項」を「昭和二十二年法律第百三十二号」第
十一条の四十三第三項に改め、同条を第十一
条の四十三とする。

第十一条の二十三第三項中「又は廃止を」(輕
微な事項その他の農林水産省令で定める事項に
係るものを除く。)に改め、同条に次の一項を
加える。

農業協同組合は、前項の農林水産省令で定
める事項に係る信託規程の変更をしたとき、
又は信託規程を廃止したときは、遅滞なく、
その旨を行政庁に届け出なければならない。
第十一条の二十三を第十一条の四十二とし、
第十一条の二十二を第十一条の四十一とし、第
十一条の二十一を第十一条の四十とする。

第十一条の二十第一項中「第三十条の二第四
項の組合」を「第三十条の二第五項に規定する經
営管理委員設置組合」に改め、同条を第十一
条の三十九とする。

第十一条の十九中「第十一条の十七」を「第
十一条の三十六」に改め、同条を第十一条の三十
八とし、第十一条の十八を第十一条の三十七と
し、第十一条の十七を第十一条の三十六とし、
第十一条の十六を第十一条の三十五とする。

第十一条の十五第一項中「第十一条の十七」を
「第十一条の三十六」に改め、同条第二項中「て
ん補」を「填補」に改め、同条を第十一条の三十

四とし、第十一条の十四を第十一条の三十三と
し、第十一条の十三を第十一条の三十二とし、
第十一条の十二の三を第十一条の三十一とし、
第十一条の十二の二を第十一条の三十とし、第
十一条の十二を第十一条の二十九とし、第十一
条の十一を第十一条の二十八とする。

第十一条の十の三中「第四十五条」を「同法第
四十五条」に、「第十一条の十の三」を「第十一
条の二十七」に、「次に掲げる事項」とあるのは
「次に掲げる事項その他農業協同組合法第十一
条の十第一号に規定する共済契約の契約条項の
うち重要な事項」を「交付しなければ」とあるの
は「交付するほか、共済契約者等(農業協同組合
法第十一条の二十第一項に規定する共済契約者
等をいう。以下この項において同じ。)の保護に
資するため、農林水産省令で定めるところによ
り、当該特定共済契約の内容その他共済契約者
等に参考となるべき情報の提供を行わなけれ
ば」に、「第十一条の八」を「第十一条の十八」に
改め、同条を第十一条の二十七とし、第十一
条の十の二を第十一条の二十六とする。

第十一条の十中「又は共済契約の締結の代理
若しくは媒介を、共済契約の締結の代理若し
くは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代
理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契
約に加入することを勧誘する行為その他の当該
団体共済に係る共済契約に加入させるための行
為」に、「第十一条の十の三」を「当該団体共済に
係る共済契約に加入することを勧誘する行為そ
の他の当該団体共済に係る共済契約に加入させ
るための行為に関しては第一号に掲げる行為
(被共済者に対するものに限る。)に限り、第十
一条の二十七に、「第一号」を「同号」に改
め、「規定する共済契約の契約条項のうち」の「下
に」に「共済契約者又は被共済者の判断に影響を及

ぼすこととなる」を加え、同条に次のただし書
を加える。

ただし、第十一条の二十第一項ただし書の
農林水産省令で定める場合における第一号に
規定する共済契約の契約条項のうち共済契約
者又は被共済者の判断に影響を及ぼすことと
なる重要な事項を告げない行為については、
この限りでない。

第十一条の十第一号中「のうち」の下に「共済
契約者若しくは被共済者の判断に影響を及ぼす
こととなる」を加え、同条第四号中「共済契約
者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その
他の関係者(以下「共済契約者等」という。))」を
「共済契約者等」に改め、同条を第十一条の二十
四とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二十五 共済代理店については、保
険業法第三百三条から第三百六条まで及び第
三百七条第一項(第三号に係る部分に限る。)
の規定を準用する。この場合において、同法
第三百三条中「保険仲立人」とあるのは「共済
代理店(その規模が大きいものとして農林水
産省令で定めるものに限る。次条において同
じ。)」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省
令」と、同法第三百四条中「保険仲立人」とあ
るのは「共済代理店」と、「内閣府令」とあるの
は「農林水産省令」と、「内閣総理大臣」とある
のは「行政庁」と、同法第三百五条及び第三百
六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」
と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」
とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれ
かに該当するときは、第二百七十六條若しく
は第二百八十六條の登録を取り消し、又は」
とあるのは「第三号に該当するときは、」と、
「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済
契約の締結の代理又は媒介」と読み替えるも

のとするほか、必要な技術的読替えは、政令
で定める。

前項において準用する保険業法第三百五
条の規定による立入り、質問又は検査をする職
員については、同法第三百十一条の規定を準
用する。

第十一条の九第二項中「第七十四条第二項第
七号」を「第九十七条の四第二項第三号」に改
め、同条を第十一条の十九とし、同条の次に次
の四條を加える。

第十一条の二十 第十条第一項第十号の事業を
行う組合又は共済代理店は、共済契約の締
結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は
自らが締結した若しくは締結の代理若しくは
媒介を行った団体共済(団体又はその代表者
を共済契約者とし、当該団体に所属する者を
被共済者とする共済をいう。以下同じ。)に係
る共済契約に加入することを勧誘する行為そ
の他の当該団体共済に係る共済契約に加入さ
せるための行為(当該団体共済に係る共済契
約の締結の代理又は媒介を行った者以外の者
が行う当該団体共済に係る共済契約に加入さ
せるための行為を含み、当該団体共済に係る
共済契約者又は当該団体共済に係る共済契約
者と農林水産省令で定める特殊の関係のある
者が当該団体共済に係る共済契約に加入させ
るための行為を行う場合であつて、当該団体
共済に係る共済契約者から当該団体共済に係
る共済契約に加入する者に対して必要な情報
が適切に提供されることが期待できるときと
して農林水産省令で定めるときにおける当該
団体共済に係る共済契約に加入させるための
行為を除く。次条及び第十一条の二十四にお
いて同じ。)に関し、共済契約者、被共済者、
共済金額を受け取るべき者その他の関係者

平成二十七年六月三十日 衆議院會議録第三十六号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

二九

(以下「共済契約者等」という。)の保護に資するため、農林水産省令で定めるところにより、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。ただし、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

前項の規定は、第十一条の二十七に規定する特定共済契約の締結に関しては、適用しない。

共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介を行うおとるときは、あらかじめ、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した組合の名称

二 自己が代理人として共済契約を締結するか、又は共済契約の締結を媒介するかの別

三 その他農林水産省令で定める事項

第十一条の二十一 第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自ら締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行つた団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に関し、利用者の意向を把握し、これに沿つた共済契約の締結等(共済契約の締結又は共済契約への加入をいう。以下この条において同じ。)の提案、共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際しての利用者の意向と共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして農林水産省令で定める場合

は、この限りでない。

第十一条の二十二 共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務(自らが締結の代理又は媒介を行つた団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に係る業務その他の共済契約の締結の代理又は媒介の業務に密接に関連する業務を含む。)に関し、この法律及び他の法律に定めるもののほか、農林水産省令で定めるところにより、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の二十三 共済代理店は、その主たる目的として、自己を共済契約者又は被共済者とする共済契約(次項において「自己契約」という。)の締結の代理又は媒介を行つてはならない。

前項の規定の適用については、共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介を行つた自己契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額が、当該共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介を行つた共済契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超えることとなつたときは、当該共済代理店は、自己契約の締結の代理又は媒介を行うことをその主たる目的としたものとみなす。

第十一条の八を第十一条の十八とし、第十一条の七を第十一条の十七とし、第十一条の六の二を第十一条の十二とし、同条の次に次の四条を加える。

第十一条の十三 第十条第一項第八号の保管の事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行

することができる。

前項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

第一項の許可を受けた組合が発行する同項の倉荷証券については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七条第二項及び第六百二十八条の規定を準用する。

第一項の許可を受けた組合については、倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第八条第一項及び第二項、第十二条、第二十二條並びに第二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第八条第一項中「その実施前に、国土交通大臣」とあり、及び同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第十二条第一項中「第六条第一項第四号の基準」とあるのは「主務省令で定める基準」と、同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十一条の十四 前条第一項の許可を受けた組合の作成する同項の倉荷証券には、当該組合の名称を冠する倉荷証券という文字を記載しなければならない。

第十一条の十五 第十一条の十三第一項の許可を受けた組合が同項の倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組

合員の利用に支障がない場合に限る。

第十一条の十六 第十一条の十三第一項の許可を受けた組合が同項の倉荷証券を発行した場合については、商法第六百六十六条第二項、第六百七十七條から第六百九十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定を準用する。

第十一条の六を第十一条の十一とし、第十一条の五の二を第十一条の十とし、第十一条の五を第十一条の九とし、第十一条の四を第十一条の八とする。

第十一条の三の二第一項第一号中「第十一条の十二の二第一項第一号」を「第十一条の三十第一項第一号」に改め、同条第二項第二号中「第十一条の十二の二第二項第二号」を「第十一条の三十第二項第二号」に改め、同条第四項第一号中「第十一条の十二の二第四項第一号」を「第十一条の三十第四項第一号」に改め、同条を第十一条の七とし、第十一条の三を第十一条の六とする。

第十一条の二の四中「及び」の下に「同法」を加え、「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の二の三第三号中「第十一条の五の二第一項」を「第十一条の十第一項」に、「第十一条の五の二」を「第十一条の九」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の二を第十一条の三とする。

第七十三條第一項中「第二十一条第二項」を「第二十条第二項」に、「第二十二条から第二十七條の二まで」を「第二十一条から第二十七條まで」に、「本法に別段の定めがある場合」を「この法律で別に定めるもの」に、「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項」に、「第二十四条及び第二十六条中」第二十二條第一項」を「第二十三

第七十三條の二 中「出資農事組合法人」を「出資組合」第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。以下この節において同じ。）又は出資農事組合法人」に改める。

第七十三條の三第一項中「出資農事組合法人」

を「出資組合又は出資農事組合法人」に改め、「前条の」の下に「規定による」を、「以下」の下に「この節において」を加え、「議決」を「決議に改め、同条第二項中「前項の」の下に「決議をする」を加え、「第七十二条の十四」を「出資組合にあ

つては第四十六条に規定する決議に、出資農事組合法人にあつては第七十二条の三に、決議を決議に改め、同条第三項中「第七十二条の十二の十二第一項」を「第四十三条の六第一項及び第三項並びに第七十二条の二十八第一項」

に、「同項」を「第四十三条の六第一項中「十日」とあるのは「二週間前」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画の要領」と、第七十二条の二十八第一項に改め、同条第四項第一号中「この節において」を

削り、同項第五号中「農事組合法人」を「出資組合の組合員若しくは会員（以下この章において「組合員等」という。）又は出資農事組合法人」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「農事組合法人」を「出資組合の組合員等又は出資農

事組合法人」に改め、同項第九号中「その他政令で定める事項」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 組織変更後株式会社の資本金及び準備金

第七十三条の三第四項に次の一号を加える。

十一 その他農林水産省令で定める事項

第七十三條の三第六項中「第一項に規定する」

を削り、「ついては」の下に、「第四十八条の二」を加え、「『組織変更をする旨』を『組織変更をする旨』と、同項第二号中『計算書類』とあるのは『計算書類又は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは損失処理案』に改める。

第七十三条の四を削る。

第七十三条の五第一項中「を行う」を「をとする
出資組合の組合員等又は」に、「第七十三条の三
第一項を」前条第一項に改め、「当該の下に改め、
「出資組合又は」を加え、「議決」を「決議」に改
め、同条第二項中「同項の」の下に「出資組合又

は」を加え、同条第三項中「による」の下に「出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の」を加え、「第二十三条から第二十六条まで」を「第二十二條から第二十五條まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十二条第二項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「組織変更の日」と読み替えるものとする。

第七十三條の五第四項を次のように改める。

第一項の規定により脱退する出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

第七十三條の五を第七十三條の四とする
第七十三條の六第一項中「を行う」を「を

第七十三條の六第一項中「を行ふ」を「をする」
出資組合の組合員等又は「の株式」の
下に「又は金銭」を加え、同条第二項中「株式」の
下に「又は金銭」を、「割当ては、」の下に「組織變
更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合

法人の」を加え、同条を第七十三条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の六 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第七十三條の七及び第七十三條の八を削る。
第七十三條の九第一項中「出資農事組合法人

の持分」を「出資組合又は出資農事組合法人の持分」に改め、「質権は」の下に「当該出資組合の組合員等又はを加え、「金銭又は株式を」株式又は金銭」に改め、同条第二項中「出資農事組合人」を「出資組合又は出資農事組合法人」に、「議決を」決議」に改め、同条を第七十三条の七とする。

第七十三条の十を削る。

第七十三條の十一第一項中「をする」の下に「出資組合又は」を加え、同条第二項中「をする」の下に「出資組合の組合員等又は」を加え、同条第三項中「第二章の二第四節」を「第四章第一節」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前三項の規定は、第七十三條の三第六項において準用する第四十九條並びに第五十條第一項及び第二項の規定による手續が終了していない場合又は組織變更を中止した場合に、適用しない。

第七十三條の十一第一項の次に次の一項を加える。

組織変更をする出資組合又は出資農事組合人は、効力発生日に、第七十三条の三第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従ひ、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

第七十三條の十一を第七十三條の八とし、同條の次に次の一條を加える。

第七十三条の九 出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十三条の十二中「出資農事組合法人」を「出資組合又は出資農事組合法人」に改め、同条を第七十三条の十とする。

第七十三条の十四を第七十五条とし、同条の次に次の一条、三節及び章名を加える。

第七十六条 この節に定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 一般社団法人への組織変更
第七十七条 非出資組合又は非出資農事組合法人は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第七十八条 非出資組合又は非出資農事組合法人は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の一般社団法人（以下「組織変更後一般社団法人」という。）の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項
- 三 組織変更後一般社団法人の理事の氏名
- 四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 組織変更後一般社団法人が監事設置一

般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六 組織変更がその効力を生ずる日（次条において「効力発生日」という。）

七 その他農林水産省令で定める事項

第七十九条 組織変更をする非出資組合又は非出資農事組合法人は、効力発生日に、一般社団法人となる。

組織変更をする非出資組合又は非出資農事組合法人は、効力発生日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

組織変更をする非出資組合の組合員等又は非出資農事組合法人の組合員は、効力発生日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後一般社団法人の社員となる。

第八十条 組織変更については、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第七十三条の三第二項及び第三項、第七十三条の八第四項及び第五項並びに第七十三条の九から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、第七十三条の三第二項中「前項」とあるのは「第七十八条第一項」と、同条第三項中「第一項の総

会」とあるのは「第七十八条第一項の総会」と、第七十三条の八第四項中「前三項」とあるのは「第七十九条」と、「第七十三条の三第六項」とあるのは「第八十条」と、同条第五項中「第四章第一節」とあるのは「第四章第二節」と、第七十四条第一項中「第七十三条の三第六項」とあるのは「第八十条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 消費生活協同組合への組織変更

第八十一条 農業協同組合（次に掲げる農業協同組合を除く。次条第一項及び第二項、第八十三条並びに第八十五条において同じ。）は、その組織を変更し、地域による消費生活協同組合になることができる。

- 一 組合員に出資をさせない農業協同組合
- 二 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合
- 三 都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合（前二号に掲げる農業協同組合を除く。）

第八十二条 農業協同組合は、前条の規定による組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の消費生活協同組合（以下「組織変更後消費生活協同組合」という。）の消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後消費生活協同組合の定款で定める事項

三 組織変更後消費生活協同組合の理事及び監事の氏名

四 組織変更をする農業協同組合の組合員が組織変更の際に取得する組織変更後消費生活協同組合の出資の口数又はその口数の算定方法（組織変更後消費生活協同組合の組合員となることのできない組織変更をする農業協同組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に対して支払う金額の額又はその算定方法を含む。）

五 組織変更をする農業協同組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

六 組織変更後消費生活協同組合が組織変更の際に組織変更をする農業協同組合の組合員に対してその持分に代わる金額を支払うときは、その額又はその算定方法

七 組織変更をする農業協同組合の組合員に対する前号の金額の割当てに関する事項

八 組織変更後消費生活協同組合の準備金に関する事項

九 組織変更がその効力を生ずべき日

十 その他主務省令で定める事項

前項第三号の理事の選任については、理事の定数の少なくとも三分の二は、組織変更後消費生活協同組合の組合員にならうとする者のうちから選任するものとし、同号の理事及び監事の任期は、組織変更後最初の通常総会の日までとする。

第八十三条 組織変更をする農業協同組合の組合員で、組織変更後消費生活協同組合の組合員となることのできないものは、組織変更の日に当該農業協同組合を脱退したものとみなして、第二十二条第二項の規定を適用する。

この場合において、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「第八十二条第一項に規定する組織変更の日」とする。

第八十四条 組織変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。

一 組織変更後消費生活協同組合が消費生活協同組合法第二条第一項各号に掲げる要件を欠くとき。

二 組織変更の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする都道府県知事の処分に違反するとき。

三 組織変更後消費生活協同組合が事業を行うために必要な経営的基礎を欠くことその他その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

第一項の認可については、消費生活協同組合法第五十七条第二項及び第五十九条の規定を準用する。

第八十五条 組織変更をする農業協同組合は、第八十二条第二項第九号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(次項及び第三項において「効力発生日」という。)に、消費生活協同組合となる。

組織変更をする農業協同組合は、効力発生日に、第八十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

組織変更をする農業協同組合の組合員(組織変更後消費生活協同組合の組合員となることのできなないものを除く。)は、効力発生日に、第八十二条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の出資を有

する組織変更後消費生活協同組合の組合員となる。

第八十六条 組織変更については、第四十八条

の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第七十三条の三第二項及び第三項、第七十三条の四から第七十三条の七まで、第七十三条の八第五項、第七十三条の九並びに第七十四条から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、第七十三条の三第二項中「前項」とあるのは「第八十二条第一項」と、同条第三項中「第一項の總會」とあるのは「第八十二条第一項の總會」と、第七十三条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、「通知したもの」とあるのは「通知したもの(組織変更後消費生活協同組合の組合員となることができないものを除く。)」と、第七十三条の五第三項中「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、第七十三条の六中「資本準備金」とあるのは「準備金」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、第七十三条の七第一項中「受けるべき株式又は」とあるのは「有すべき消費生活協同組合法第二十一条の規定による払戻請求権、同法第五十二条の規定による割戻請求権及び組織変更後消費生活協同組合が解散した場合における財産分配請求権又は組織変更により受けるべき」と、第七十三条の八第五項中「組織変更の効力発生日」とあるのは「第八十二条第二項第九号の日」と、「第四章第一節」とあるのは「第四章第三節」と、第七十四条第一項中「第七十三条の三第六項」とあるのは「第八十六条」と、同条第二項第三号中

「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 医療法人への組織変更

第八十七条 組合(第十条第一項第一号又は第十二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))のみを行う組合であつて、病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。)、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所(同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。))又は介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。))を開設するものに限り、以下この節において同じ。)は、その組織を変更し、社団である医療法人になることができる。

第八十八条 組合は、前条の規定による組織変更(以下この節において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総組合員又は総会員の同意を得なければならない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の医療法人(以下「組織変更後医療法人」という。)の医療法第四十四条第二項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後医療法人の定款で定める事項
- 三 組織変更後医療法人の理事及び監事の氏名
- 四 組織変更後医療法人の社員の氏名又は名称及び住所
- 五 組織変更後医療法人が組織変更の際して

組織変更をする組合の組合員等に対してその持分に代わる金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 組織変更をする組合の組合員等に対する

前号の財産の割当てに関する事項

七 組織変更がその効力を生ずべき日

八 その他主務省令で定める事項

第八十九条 組織変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る組織変更後医療法人の資産が医療法第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款の内容が法令に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

第一項の認可については、医療法第四十五条第二項及び第六十七条の規定を準用する。

第九十条 前条第一項の認可の申請をした組合は、都道府県知事に対し、政令で定めるところにより、当該申請に係る組織変更後医療法人が医療法第四十二条の二第一項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

前項の認定については、医療法第四十二条の二第二項の規定を準用する。

第九十一条 組織変更をする組合は、第八十八条第二項第七号の日又は第八十九条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条において「効力発生日」という。)に、医療法人となる。

組織変更をする組合は、効力発生日に、第八十八条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

組織変更をする組合の組合員等は、効力発生日に、第八十八条第二項第四号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後医療法人の社員となる。

前条第一項の認定を受けた組合は、効力発生日に、医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたものとみなす。

第九十二条 組織変更については、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第七十三条の七、第七十三条の八第五項並びに第七十三条の九から第七十六条まで並びに医療法第七十一条の三の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録又は計算書類」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、第七十三条の七第一項中「株式又は金銭」とあるのは「金銭その他の財産」と、第七十三条の八第五項中「組織変更の効力発生日」とあるのは「第八十八条第二項第七号の日」と、「第四章第一節」とあるのは「第四章第四節」と、第七十三条の十中「とき」とあるのは「とき（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合又は都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会が組織変更をしたときに限る。）」と、「行政庁」とあるのは「農林水産大臣」と、第七十四条第一項中「第七十三条の三第六項」とあるのは「第九十二条」と、同条第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、同法第七十一条の三中「この法律中都道府県がとあるのは、農業協同組合法第四章第四節中都道府県が」と、「この法律中都道府県」とあるのは「同節中都道府県知事」と、「指定都市」とあるのは「指定都市の長に」と読み替

えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 特定信用事業代理業

第七十三条の十三を第七十四条とする。

第二百五条中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同条を第百六条とする。

第百四条中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同条を第百五条とする。

第百三条第一項中「第九十九条の六の二第一項」を「第九十九条の十第一項」に、「第百五条」を「第百六条」に改め、同条第二項中「第九十九条の六の二第二項」を「第九十九条の十第一項」に改め、同条第三項中「第九十九条の六の二第二項」を「第九十九条の十第二項」に改め、同条を第百四条とする。

第七章を第十章とする。

第九十九条の二第一号中「第十一条の二の二」を「第十一条の三」に改め、同条第二号中「第十一条の二の四、第十一条の十の三」を「第十一条の五、第十一条の二十七」に改める。

第九十九条の七中「第十一条の四十第一項」を「第十一条の五十九第一項」に改め、同条を第九十九条の十一とする。

第九十九条の六の二第二項中「第九十九条の六の二第一項」を「第九十九条の十第一項」に改め、同条を第九十九条の十とする。

第九十九条の六第二号中「第十一条の十」を「第十一条の二十四」に改め、同条第三号中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改め、同条を第九十九条の九とする。

第九十九条の五第一号中「第十一条の二の三」を「第十一条の四」に改め、同条を第九十九条の八とする。

第九十九条の四

第九十九条の四「第九十九条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十一条の十三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第九十九条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の四を第九十九条の七とし、第九十九条の三を第九十九条の六とし、第九十九条の二の四を第九十九条の五とし、第九十九条の二の三を第九十九条の四とし、第九十九条の二の二を第九十九条の三とする。

第百条中「第十一条の四十二」を「第十一条の六十」に改める。

第百条の二第三号中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改める。

第百条の六第三号を削り、同条第二号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定に違反して、こ

これらの規定に規定する名簿を公衆の縦覧に供しなかつた者

第百条の六を第百条の八とする。

第百条の五中「出資農事組合法人」を「組合若しくは農事組合法人」に、「株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、「の取締役若しくは執行役」の下に「若しくは組織変更後一般社団法人、組織変更後消費生活協同組合若しくは組織変更後医療法人の理事」を、「選任された取締役若しくは執行役の下に「若しくは理事」を、「第四百一条第三項の規定の下に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定、消費生活協同組合法第三十条の二第二項の規定若しくは医療法第四十六条の四第五項の規定」を、「一時取締役若しくは執行役」の下に「若しくは理事」を、「行うべき者」の下に「若しくは仮理事」を加え、同条第一号中「第七十三条の三」を「第七十三条の三第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十条及び第八十六条において準用する場合を含む。）」、第七十三条の三第四項若しくは第五項、第七十八条、第八十二条又は第八十八条に改め、「違反して」の下に「第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「第七十三条の三第六項」の下に「第八十条、第八十六条若しくは第九十二条」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第七十三条の九第一項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすること

第百条の五第四号中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十（第八十条及び第九十二条にお

ける規定に規定する名簿を公衆の縦覧に供しなかつた者

第百条の五第四号中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十（第八十条及び第九十二条にお

ける規定に規定する名簿を公衆の縦覧に供しなかつた者

いて準用する場合を含む。に改め、同条第六号を削り、同条第五号中「第七十三條の十三第二項」を「第七十四條第二項」第八十條、第八十六條及び第九十二條において準用する場合を含む。に改め、農林水産省令の下に「若しくは主務省令」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十四條第一項(第八十條、第八十六條及び第九十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第百條の五を第百條の七とする。

第百條の四第一項第一号中「第九十九條の二の二」を「第九十九條の三」に改め、同項第二号中「第九十九條の二の三」を「第九十九條の四」に、「第九十九條の三」を「第九十九條の六」に、「第九十九條の五第一号」を「第九十九條の八第一号」に改め、同項第三号中「第九十九條の二の四」を「第九十九條の五」に改め、同項第四号中「第九十九條の四」を「第九十九條の七」に改め、同項第五号中「第九十九條の六第一号」を「第九十九條の九第一号」に改め、同項第六号中「第九十九條の二の三第二号、第九十九條の三第三号、第九十九條の五第二号、第九十九條の六」を「第九十九條の四第二号、第九十九條の六第三号、第九十九條の八第二号、第九十九條の九」に改め、同条を第百條の六とする。

第百條の三第一号中「第九十二條第五項」を「第九十七條の四第五項」に改め、同条を第百條の五とし、第百條の二の三を第百條の四とし、第百條の二の二を第百條の三とする。

第百一條第一項中「次の」を「次に掲げる」に改

め、「若しくは中央会」を削り、「若しくは清算人」を「清算人若しくは第三十七條の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員に改め、同項第一号中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同項第二十号中「第九十二條第五項」を「第九十七條の四第五項」に改め、同号を同項第五十五号とし、同項第十九号を削り、同項第十八号中「第九十七條の四第一項」を「第九十七條の三第一項」に、「第十一條の六の二、第十一條の四十七第四項」を「第十一條の六の二、第十一條の六十六第四項」に、「第十一條の四十九第四項」を「第十一條の六十八第四項」に、「第十一條の四十七第六項」を「第十一條の六十六第六項」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第十七号の四を第五十三号とし、第十七号の三を第五十二号とし、第十七号の二を第五十一号とし、第十七号を削り、同項第十六号中「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に、「第七十二條の十八の六第一項」第七十二條の十八の六第一項(第七十三條の四十八第三項において準用する場合を含む。に改め、同号を同項第五十号とし、同項第十五号中「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改め、同項第十二條の二の二を「第七十二條の三」に改め、「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項第十三号を削り、同項第十二号中「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に、「第七十二條の十八の八第一項」第七十三條の四十八第三項にお

いて準用する場合を含む。に改め、同条第七十二條の四十二第一項に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第十一号を同項第四十六号とし、同項第十号中「第六項まで」を「第三項まで、第五項若しくは第六項(これらの規定を、第七十二條の十五を「第七十二條の三十一」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第九号の三を第四十四号とし、第九号の二を第四十三号とし、同項第九号中「第四十九條」を「第四十九條第二項」に改め、「第五十條の四第四項」の下に「第五十四條の五第三項(第七十三條第二項において準用する場合を含む。に改め、第七十三條第四項において準用する場合を含む。に改め、第七十條の三第五項」を加え、「出資組合若しくは出資農事組合法人の」を「非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、に改め、又は出資組合に係る承継をした」を「第七十條第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をした」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第八号の二中「第四十六條の三」を「第四十六條の二」に、「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第八号中「第七十二條の二の二及び第七十三條の三十七」を「及び第七十二條の三」に、「(第七十二條の二の二)を「第七十二條の三」に、「第四十八條の二第二項」を「又は第四十八條の二第二項」に改め、「第七十條第二項の下に」及び第七十條の三第五項」を加え、「又は第七十三條の三十九第一項」を削り、同号を同項第四十号とし、同項第七号の三中「第三十七條の二第七項」を「第三十七條の三第一項」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第七号の二中「及び第七十三條の四十八第三項」及び「若しくは第七十三條の四十八第三項」を削り、同号を同項第三十五号とし、同号の次に次の三

号を加える。

三十六 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任(一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。)の手續をすることを怠つたとき。

三十七 第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百四十條第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十八 第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百九十六條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

第百一條第一項中第七号を第三十四号とし、第六号の二を第三十三号とし、同項第六号中「第三十七條の二第七項及び」を削り、「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第五号の五中「第七十二條の二の二」を「第七十二條の三」に改め、「及び第七十三條の三十七」を削り、「第七十二條の十二第五項」を「第七十二條の十七第五項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第五号の四中「第三十條第十三項」を「第三十條第十五項」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第五号の三中「第三十條第十二項」を「第三十條第十四項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第五号の二を同項第二十八号とし、同項第五号中「第二十二條第二項後段」を「第二十一條第二項後段」に改め、「並びに第七十三條の二十九第二項及び第五項」を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第四号中「第二十條又は第七十三條の二十九第一項(同条第四項にお

いて準用する場合を含む。」を「第十九条」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第三号を削り、同項第二号の二十二中「第十一条の四十九第四項」を「第十一条の六十八第四項」に、「第十一条の四十七第六項」を「第十一条の六十六第六項」に、「第十一条の四十九第一項各号」を「第十一条の六十八第一項各号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二号の二十一中「第十一条の四十九第一項」を「第十一条の六十八第八一項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二号の二十中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二号の十九中「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一条」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二号の十七中「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に、「第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項」を「第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項」に、「第十一条の四十八第一項又は第十一一条の五十第一項」を「第十一条の六十七第一項又は第十一条の六十九第一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二号の十六中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に、「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二号の十五中「第十一条の四十三第三項」を「第十一条の六十二第三項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二号の十四中「第十一条の四十三第二項」を「第十一条の六十

第二項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二号の十三中「第十一条の四十三第一項」を「第十一条の六十二第一項」に、「第十一条の四十四第一項」を「第十一条の六十三第一項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十二条の十八の六第一項」を「第七十二条の四十第一項」に、「第七十二条の十八の八第一項（これらの規定を第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の四十二第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二号の十二中「第十一条の三十八第二項」を「第十一条の五十七第二項」に、「第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項」を「若しくは第五十八条第七項」に、「第二十七条の第二第三項」を「第二十七条第三項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十三条第一項及び第七十三条の三十七」を「及び第七十三条第一項」に、「第七十三条第二項及び第七十三条の三十七」を「及び第七十三條第二項」に、「第四十六条の五第四項」を「第四十六条の四第四項」に、「第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項」を「及び第七十三條第二項」に改め、「第七十条第二項の下に」、「第七十条の三第五項」を加え、「第七十二条の十二の九第四項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の二十五第四項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第二号の十一中「第十一条の三十八第一項」を「第十一条の五十七第一項」に、「第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。 次号において同じ。」、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項」を「若しくは第五十八条第七項」に、「第二十七条の二第二項」を「第二十七條第二項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十

二条の三に、「第七十三条第一項及び第七十三条の三十七」を「及び第七十三条第一項」に、「第七十三条第二項及び第七十三条の三十七」を「及び第七十三条第二項」に、「第四十六条の五第二項」を「第四十六条の四第二項」に、「第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項」を「及び第七十三条第二項」に改め、「第四十九条第一項、第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第七十条第二項」の下に、「第七十条の三第五項」を加え、「第七十二条の十二の九第三項(第七十三条の三十七において準用する場合を含む。)」を「第七十二条の二十五第三項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二号の十中「第十一条の三十七第二項」を「第十一条の五十六第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二号の九中「第十一条の三十七第二項、第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第二項」を「第十一条の五十六第二項、第十一条の六十二第一項、第十一条の六十三第三項」に改め、「第四十八条の二第一項(の下に、第五十四条の四第四項、第五十四条の五第三項、第六十四条の三第二項」を、「第七十条第二項の下に「及び第七十条の三第五項」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第二号の八中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二号の七中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第二号の六中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第二号の五中「第十一条の二十二、第十一条の三十四」を「第十一条の四十一、第十一条の五

十三」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号の四中「第十一条の二十第一項」を「第十一条の三十九第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号の三中「第十一条の七第一項、第十一条の十三から第十五まで又は第十一号の十七から第十九まで」を「第十一条の十七第一項、第十一条の三十二から第三十四まで又は第十一号の三十六から第三十八まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の二の二中「第十一条の六の二」を「第十一条の十二」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の二中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項、第十一条の四十二第四項、第十一条の四十八第四項、第十一条の五十一第四項」に、「若しくは第七項、第七十二条の十三第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第二項、第七十二条の十八第三項、第七十三条の三十三第三項」を、「第五項若しくは第八項、第六十四条の三第三項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項、第七十二条の三十五第三項」に、「第九十七条の二」を「第九十七条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十一条の六」を「第十一条の十一」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九条第一項（第七十二条の九において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

第一百一条第二項中「第十一条の三十九第二項」を「第十一条の五十八第二項」に改め、同条第三項中「又は第三十七条の二第七項」を削り、「第三百八十一条第三項」の下に「の規定又は第三十九条の三第一項において準用する同法第三百九十六条第三項」を加える。

第百一条の二及び第百一条の三を削る。

第百二条第一号中「第四条第二項、第七十二
条の四第二項又は第七十三條の十七」を「第三
第二項又は第七十二條の五第二項」に改め、第
六章中同条を第百三条とし、同条の前に次の一
条を加える。

第百二条 次に掲げる場合には、共済代理店
は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一條の二十五第一項において準用す
る保険業法第三百三條の規定に違反して、
帳簿書類を備えず、これに同条に規定する
事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を
し、又はこれを保存しなかつたとき。

二 第十一條の二十五第一項において準用す
る保険業法第三百四條の規定に違反して、
同条に規定する書類を提出せず、又はこれ
に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚
偽の記載をしてこれを提出したとき。

三 第十一條の二十五第二項において準用す
る保険業法第三百五條の規定による報告若
しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の
報告若しくは資料の提出をし、若しくは質
問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答
弁をし、又は同条の規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第十一條の二十五第一項において準用す
る保険業法第三百六條又は第三百七條第一
項の規定による命令に違反したとき。

第六章を第九章とする。

第九十二條の三第二項中「第十一條の二の三」
を「第十一條の四」に、「第六章及び第七章」を
「第九章及び第十章」に改める。

第九十二條の四第二項中「第十一條の二の四」
を「第十一條の五」に改める。

第九十二條の五中「第十一條の二の四」を「第

十一條の五」に、「第五條」を「第四條」に改め、
同条の次に次の章名を付する。

第六章 指定紛争解決機関

第九十二條の六第一項第四号ハ中「禁錮」を
「禁錮」に改める。

第九十二條の七第三号中「第百條の二の三」を
「第百條の四」に改める。

第九十二條の八第一項中「第百二條第二号」を
「第百三條第二号」に改める。

第九十二條の九第一項中「第百二條第二号」を
「第百三條第二号」に改め、同条第二項中「第
十一條の十第四号」を「第十一條の二十第一項」に
改め、同条の次に次の章名を付する。

第七章 監督

第九十三條第一項中「農事組合法人若しく
は中央会」を「若しくは農事組合法人」に改め、
「中央会にあつては会員」を削り、同条第二項
中「第九十九條の四及び第百條の四第一項第四
号」を「第九十九條の七及び第百條の六第一項第
四号」に改める。

第九十四條第一項中「又は中央会」を削り、同
条第二項中「若しくは農事組合法人又は中央会」
を「又は農事組合法人」に改め、同条第四項中
「又は第十号」を「若しくは第十号」に、「都道
府県」を「又は都道府県」に改め、「又は中央会」
を削り、同条の次に次の二項を加える。

第一項から第五項までの規定による検査を
する職員は、その身分を示す証明書を携帯
し、関係人の請求があつたときは、これを提
示しなければならない。

第一項から第五項までの規定による検査の
権限は、犯罪捜査のために認められたものと
解してはならない。

第九十四條の二第五項を削る。
第九十五條第一項及び第二項中「若しくは農

事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」
に改め、同条第三項中「第十一條の七第一項、
第十一條の二十三第一項、第十一條の二十九第
一項又は第十一條の三十二第一項」を「第十一條
の十七第一項、第十一條の四十二第一項、第十
一條の四十八第一項又は第十一條の五十一第一
項」に改める。

第九十五條の二中「左の」を「次の」に改め、同
条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条
第二号中「組合」の下に「又は農事組合法人」を加
える。

第九十六條第一項中「又は中央会」を削り、
「議決」を「決議」に、「一箇月」を「一月」に改め
る。

第九十七條を削る。
第九十七條の二第三号中「第十一條の四十五
第一項」を「第十一條の六十四第一項」に改め、
同条第六号中「第十一條の四十七第一項第五号」
を「第十一條の六十六第一項第五号」に改め、同
条第九号中「第十一條の四十九第一項第三号」を
「第十一條の六十八第一項第三号」に改め、同条
第十二号中「信用事業」の下に「倉荷証券又は
第八十二條第一項若しくは第八十八條第一項に
規定する組織変更」を加え、同条を第九十七條
とし、同条の前に次の章名を付する。

第八章 雑則

第九十七條の三中「信用事業」の下に「倉荷
証券又は第八十二條第一項若しくは第八十八條
第一項に規定する組織変更」を加え、同条を第
九十七條の二とする。

第九十七條の四を第九十七條の三とし、同条
の次に次の一条を加える。

第九十七條の四 組合及び農事組合法人は、公
告の方法として、事務所の掲示場に掲示する

方法を定款で定めなければならない。

組合及び農事組合法人は、公告の方法とし
て、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方
法のいずれかを定款で定めることができる。
ただし、第十條第一項第三号又は第十号の事
業を行う組合にあつては、第二号又は第三号
に掲げる方法のいずれかを定款で定めなけれ
ばならない。

一 官報に掲載する方法
二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙
に掲載する方法
三 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方
法(会社法第二條第三十四号に規定する電
磁的方法をいう。))により不特定多数の者が
公告すべき内容である情報の提供を受ける
ことができる状態に置く措置であつて同号
に規定するものをとる方法をいう。以下こ
の条において同じ。)

組合及び農事組合法人が前項第三号に掲げ
る方法を公告の方法とする旨を定める場合に
は、電子公告を公告の方法とする旨を定めれ
ば足りる。この場合においては、事故その他
やむを得ない事由によつて電子公告による公
告をすることができない場合の公告の方法と
して、同項第一号又は第二号に掲げる方法の
いずれかを定めることができる。

組合及び農事組合法人が当該組合及び農事
組合法人の事務所の掲示場に掲示する方法又
は電子公告により公告をする場合には、次の
各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に
定める日までの間、継続して公告をしなけれ
ばならない。
一 公告に定める期間内に異議を述べること
ができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

組合及び農事組合法人がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第九十七条の四第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八條第一項中、「第七十條第一項及び第七十三條の二十二第二項」を「及び第七十條第一項」に改め、「中央会」を削り、同條第二項中「この法律」の下に「第八項に規定する規定を除く。」を加え、同項ただし書中「第十一条の四第一項」を「第十一条の八第一項」に改め、同條第八項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定める命令とする。

一 第十一条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第十二条に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令（倉荷証券に関するものに限る。） 農林水産省令・国土交通省令

二 第八十二条第二項第十号 第八十六条において読み替へて準用する第四十九条第二項第二号、第七十三条の五第三項、第七十三条の六及び第七十四条第二項第三号、第八十八条第二項第八号並びに第九十二条において読み替へて準用する第四十九条第二

項第二号及び第七十四条第二項第三号に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令（第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更に関するものに限る。）農林水産省令・厚生労働省令

第九十四條の二第三項に規定する主務省令及び第九十七條第十二号に規定する主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に關するものに限る。） 農林水産省令・内閣府令・財務省令

第九十八条第十一項中「第九項」を「第十三項」
改め、同条第七項の次に次の四項を加える。

第十一條の十三第一項並びに同條第四項に
おいて読み替へて準用する倉庫業法第八條第
一項及び第二項、第十二條第二項、第二十二
條並びに第二十七條第一項に規定する主務大
臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とす

第十一條の十三第四項において読み替へて平用する倉庫業法第二十七條第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は国土交通大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

農林水産大臣は、前項の規定により単独で
 調査を行つたときは、速やかに、その結果を
 国土交通大臣に通知するものとする。

国土交通大臣は、第九項の規定により単独に検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

第九十八条の三中「第九十七条の二」を「第九十七条」に改め、同条第四号中「第六十四条第六号」を「第六十四条第七項第二号」に改め

第九十八条の四中「金融破綻^{たん}処理制度」を「金

融破綻処理制度」に改める。

第九十八条の五中「第九十八条第十一項」を「第九十八条第十五項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第四十一条」に、
第第第

三章 都道府県農業会議(第三十六条—第五十
四章 全国農業会議所(第五十六条—第九十
五章 罰則(第九十一条—第九十四条)

五
条）
を
第三
章
第四
章
第五
章
農業
委員
会
ネッ
トワ
ーク
機
雑則
（第
五十
五
条）
罰則
（第
五十
六
条）
第五
十九

構(第四十二條—第五十四條)に改める。

第一条中「発展」を「増進」に、「図り」を「農民の地位の向上に寄与する」を「図る」に、「都道府

組織を「組織」に、「を定める」を「並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定

め、もつて農業の健全な発展に寄与する」に改める。

第二條第一項中「第六條第一項」の下に「及び第二項」を、「あつて委員」の下に「農地利用最

を「農業者の数」に改め、「農地等」の下に「農地

じ。)又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧

の目的に供されるものをいう。以下同じ。」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 国は、第四十二条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定

条第一項第七号に掲げるものであつて政令で定めるものに限る。）に要する経費を負担する。

第二条第五項中「国は、前項に定めるもののほか、国は」に、「第四十条第二項」を「第四十二条第一項」に、「都道府県農業会議が行う業務に要する経費及び全国農業会議所が行う業務」を「農林水産大臣又は都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務」に改める。

第三条第一項ただし書中「耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)」を「農地」に改める。

第四條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第六條第一項第一号中「属させた農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)」を「属させられた農地等」に、「属させた事項」を「属させられた事項」に改め、同項第二号中「属させた」を「属させられた」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号に掲げるもの」に、「属させたを」を「属せられた」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 農業一般に關する調査及び情報の提供

第六條第二項第四号及び第五号を削り、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等）による農地等の利用の効率

化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行う。

第六条第四項中「第二項」を「前二項」に、「同項」を「第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号」に、「基く」を「基づく」に改める。

第七条から第十条までを次のように改める。

(農地等の利用の最適化の推進に関する指針)
第七条 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

一 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標
二 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

2 農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。
3 農業委員会は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(委員の任命)

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。

一 認定農業者である個人
二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人
6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に關し利害關係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第九条 市町村長は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第十九条第一項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 市町村長は、前条第一項の規定による委員の任命に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(委員の任期)
第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

(委員の罷免)

第十一条 市町村長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(委員の失職)

第十二条 委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

第十三条から第十五条までを削る。

第十六条中「又は会長」を削り、「ときは、」の下に「市町村長及び」を、「得て」の下に「委員を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 会長は、正当な事由があるときは、農業委員会長の同意を得て会長を辞任することができる。

る。
第十六条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十七条を削る。

第十八条中「農業委員会の」を削り、同条を第十五条とする。

第三章から第五章までを削る。

第三十五条第一項中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加え、「区」を「区」に、「これ」を「これ」に改め、第二章中同条を第四十一条とする。

第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条を第四十条とし、第三十一条を第三十九条とする。

第三十条の見出しを「(公簿の閲覧等)」に改め、同条中「の委員」の下に「推進委員」を加え、「ついで」を「対し」に、「行」を「遂行する」に、「又は謄写」を「若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(情報の公表)
第三十七条 農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)
第三十八条 農業委員会は、その所掌事務の遂

行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策(以下「農地等利用最適化推進施策」という。)を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体(以下「関係行政機関等」という。)に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たつては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

第二十九条第一項中「行う」を「遂行する」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人を「関係者」に改め、「又は委員」の下に、「推進委員」を加え、同条第二項中「委員」の下に、「推進委員」を加え、「証票」を「証明書」に、「提示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条中「定が」を「定めが」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条中「会長は」の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「作製し、これを縦覧に供さなければ」を「作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改め、同条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条を削り、第二十四条を第三十一条とする。

第二十三条中「及び部会」の下に「の会議」を加え、「決する。」を「決し、」に改め、同条を第三十条とする。

第一項に改め、「当該」を削り、同条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第三項中「部会に」を「部会の会議に」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。
(総会及び部会と推進委員との関係)
第二十九条 総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。
2 推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べることが出来る。
第二十一条第一項中「会議」の下に「以下」を加え、同項ただし書中「者がともに欠け若しくは事故がある」を「者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた」に、「農業委員会の選挙による委員の一般選挙」を「委員の任期満了による任命」に改め、同条第二項中「在任委員」を「現に在任する委員」に改め、同条第三項中「在任委員」を「現に在任する委員」に改め、同項ただし書中「第二十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。
第二十條に次の一項を加える。
5 農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならない。
第二十條を第二十六条とする。
第十九條第一項から第七項までを次のように改める。
農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員が互選した者をもつて構成する。
3 部会の委員の構成は、次の各号(当該農業委員会の区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、第二号)に掲げる基準に従わなければならない。
一 第八条第五項各号に掲げる者が部会の委員の過半数を占めること。
二 第八条第六項に規定する者が含まれること。
4 第二項の規定による互選に関し必要な事項は、政令で定める。
5 部会の委員の定数は、条例で定める。
6 部会に部会長を置く。
7 部会長は、部会の委員のうちから総会(第二十七条第一項に規定する総会をいう。以下この条において同じ。)で選任する。
第十九條第八項中「部会長」の下に「に事故があり、又は部会長」を加え、「又は事故がある」ときを削り、同条第九項中「行う」を「遂行する」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の九條を加える。
(農地利用最適化推進委員の委嘱)
第十七條 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。
一 第三条第五項の政令で定める市町村
二 農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事

情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村
2 農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。
3 推進委員は、前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う。
4 前項の活動は、第七条第一項の指針が定められている場合には、当該指針に従つて行わなければならない。
5 推進委員は、その活動を行うに当たつては、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)との連携に努めなければならない。
6 第一項ただし書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第六条第二項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならない。
第十八條 推進委員は、非常勤とする。
2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。
3 前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。
4 第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。
5 推進委員は、委員と兼ねることができない。
第十九條 農業委員会は、第十七条第一項の規定により推進委員を委嘱しようとするとき

は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同条第二項の規定により農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員にならうとする者の募集をしなければならぬ。

2 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 農業委員会は、第十七条第一項の規定による推進委員の委嘱に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(推進委員の任期)

第二十条 推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

2 推進委員は、その任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 推進委員は、再任されることができる。

(推進委員の解嘱)

第二十一条 農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠った場合その他推進委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解嘱することができる。

2 推進委員は、前項の場合を除き、その意に反して解嘱されることがない。

(推進委員の失職)

第二十二条 推進委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

(推進委員の辞任)
第二十三条 推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。

(推進委員の秘密保持義務)

第二十四条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(推進委員の報酬等)

第二十五条 市町村は、推進委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。
本則に次の三章を加える。

第三章 農業委員会ネットワーク機構(指定)

第四十二条 農林水産大臣又は都道府県知事(以下「農林水産大臣等」という。)は、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項又は第二項に規定する業務(以下「農業委員会ネットワーク業務」という。)を適正かつ確実に行うことができる(と認められるものを、その申請により、全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、農業委員会ネットワーク機構として指定することができる。

2 農林水産大臣等は、前項の規定による指定(以下「指定」という。)をしたときは、農業委員会ネットワーク機構の名称、住所及び事務所の所在地を公告しなければならない。

3 農業委員会ネットワーク機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨をその指定をした農林水産大臣等に届け出なければならない。

4 農林水産大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公告しなければならない。

(業務)
第四十三条 都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県機構」という。)は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援を行うこと。

平成二十七年六月三十日 衆議院会議録第三十六号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

するときは、あらかじめ、その旨をその指定をした農林水産大臣等に届け出なければならない。

4 農林水産大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公告しなければならない。

(業務)

第四十三条 都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県機構」という。)は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援を行うこと。

二 農地に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援を行うこと。

四 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援を行うこと。

五 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援を行うこと。

六 農業一般に関する調査及び情報の提供を行うこと。

七 農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うものとされた業務を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 都道府県機構相互の連絡調整並びに都道府県機構が行う農業委員会の委員、推進委員及び職員の講習及び研修への協力その他の都道府県機構に対する支援を行うこと。

二 前項第二号から第六号までに掲げる業務を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)

第四十四条 農業委員会ネットワーク機構(以下「機構」という。)は、農業委員会ネットワーク業務を行うときは、その開始前に、農業委員会ネットワーク業務の実施方法その他の農林水産省令で定める事項について農業委員会ネットワーク業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、その指定をした農林水産大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣等は、前項の認可をした業務規程が農業委員会ネットワーク業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)
第四十五条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会ネットワーク業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、その指定をした農林水産大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、農業委員会ネットワーク業務に関する事業報告書及び収支決算書

を作成し、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十六条 機構は、その指定をした農林水産大臣等の許可を受けなければ、農業委員会ネットワーク業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 農林水産大臣等は、前項の許可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(秘密保持義務)

第四十七条 機構の役員又は職員は、当該機構の農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が、その職を退いた後も、同様とする。

(報告及び立入検査)

第四十八条 農林水産大臣等は、農業委員会ネットワーク業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、その指定に係る機構に対し、農業委員会ネットワーク業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、当該機構の事務所に立ち入り、農業委員会ネットワーク業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第四十九条 農林水産大臣等は、この法律を施行するために必要な限度において、その指定に係る機構に対し、農業委員会ネットワーク

業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十条 農林水産大臣等は、その指定に係る機構が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 農業委員会ネットワーク業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第四十四条第一項の認可を受けた業務規程によらないで農業委員会ネットワーク業務を行つたとき。

2 農林水産大臣等は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

(農地に関する情報の利用等)

第五十一条 農業委員会(第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。)は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

2 各機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

3 機構は、農業委員会が農地に関する情報の提供を求めたときは、農業委員会に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

第五十二条 機構は、農業経営を営み、又は営

もうとする者の求めに応じ、これらの者に対し、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の提供を行うことができる。

2 機構は、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の整理を行い、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者の求めに応じ、これらの者に対し、当該情報の提供を行うことができる。

3 前項の規定により情報の提供を受けた農地中間管理機構その他同項の農林水産省令で定める者は、当該情報をその提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(関係行政機関等に対する機構の意見の提出)

第五十三条 機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たつては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

(業務への協力)

第五十四条 地方公共団体その他の関係者は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第四章 雑則

第五十五条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合に

おけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第五十六条 都道府県機構の役員又は職員が、第四十三条第一項第七号に掲げる業務(政令で定めるものに限る。)に係る職務に関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に処する。

第五十七条 第十四条、第二十四条又は第四十七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の許可を受けないで、農業委員会ネットワーク業務の全部を廃止したとき。

二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十九条 第五十二条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

(農地法の一部改正)

第三条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「第七十二条の八第一項第一号」を「第七十二条の十第一項第一号」に改め、同項第二号イからチまで以外の部分を次のように改める。

その法人が、株式会社にあつては次に掲

ける者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数に社員数の過半を占めているものであること。

第二条第三項第二号イ中「構成員」を「株主又は社員」に改め、同号中チを削り、トをチとし、同号ヘ中「昭和五十五年法律第六十五号」及び「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。」を削り、同号ヘを同号トとし、同号中ホをヘとし、二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 その法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人

第二条第三項第三号中「構成員」の下に「（農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。以下同じ。）を加え、以下この号を「次号」に、占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものである」を「占めている」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれも常時従事者に限る。）のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

第二条第四項中「法人の構成員につき」を「前項第二号ホに規定する」に改める。

第三条第一項第十三号中「農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。」を削り、「（同法）を（農業経営基盤強化促進法）に改め、同条第二項ただし書中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一条の五十第一項第一号」に改め、同項第二号及び第四号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第六号中「第二条第二項を（第二条第二項各号）に、（農業生産法人）を（農地所有適格法人）に改め、同条第三項第三号中「のうち」を「又は農林水産省令で定める使用人（次条第一項第三号において業務執行役員等という。）のうち、」に改める。

第三条の二第一項第三号中「業務を執行する役員を業務執行役員等」に改める。

第四条第一項中「政令で定めるところにより、」を削り、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項及び第五項」に、「都道府県知事等が前項の協議を成立させよう」を「農業委員会が前項の規定により意見を述べよう」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。

り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三條第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会には、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第五条第一項中「政令で定めるところにより、」を削り、同条第三項中「前条第三項を（前条第二項から第五項まで）に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「申請書があつた」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地

以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

第五条第五項中「前条第三項」を「前条第九項及び第十項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

第六条の見出しを「（農地所有適格法人の報告等）」に改め、同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、「所有する農地若しくは採草放牧地」の下に「（同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものを除く。）を、（分割によつての下に当該を加え、同条第一項本文を「同項本文」に改め、同条第二項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第七条の見出し中「農業生産法人を（農地所有適格法人）」に改め、同条第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項ただし

書中「土地でその」を「土地で、その」に改め、「定めるもの」の下に「並びに同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るもの」を加える。

第十四条第一項中「昭和二十六年法律第八十八号」第二十九條第一項を「第三十五條第一項」に改め、「委員」の下に「推進委員同法第七條第一項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「委員」の下に「推進委員」を加える。

第十八條第二項中「しては」を「しては」に改め、同項第五号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三項中「都道府県知事が」を「都道府県知事は」に、「都道府県農業会議を」都道府県機構に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第三十一條第一項に次の一号を加える。

三 農地中間管理機構

第三十九條第四項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第五十條中「都道府県農業会議又は農業委員会を」農業委員会又は農業委員会等に関する法律第四十四條第一項に規定する機構に改める。

第五十二條の三の次に次の一条を加える。

(違反転用に對する措置の要請)

第五十二條の四 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第五十一條第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができ

る。

第五十八條第一項中「第四号まで、第八号及び第九号」を「第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十八号及び第十九号」に改め、同条第二項中「第三号、第六号から第八号まで」を「第六号、第八号、第十二号及び第十六号から第十八号まで」に改める。

第五十九條第一項第一号及び第二項第一号中「第五項を」第八項に改める。

第六十一條中「第三十五條第二項」を「第四十一條第二項」に改める。

第六十三條第一項第二号中「第三項(同条第六項において準用する場合を含む。）」及び第五項を「第二項及び第八項」に改め、同項中第九号を第十九号とし、第八号を第十八号とし、同項第七号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第六号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第五号を第十五号とし、第四号を第十四号とし、同項第三号中「及び第五項において準用する第四條第三項」を「において準用する第四條第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同次の次の五号を加える。

九 第五條第三項において準用する第四條第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

十 第五條第三項において準用する第四條第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。が)処理することとされている事務(申

請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。に限る。)

十一 第五條第三項において読み替えて準用する第四條第四項及び第五項の規定並びに第五條第五項において読み替えて準用する第四條第十項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務

十二 第五條第五項において準用する第四條第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を聴く事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。に限る。)

十三 第五條第五項において準用する第四條第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

第六十三條第一項第二号の次に次の五号を加える。

三 第四條第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

四 第四條第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。が)処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。に限る。)

五 第四條第四項及び第五項(これらの規定

を同条第十項において準用する場合を含む。の規定により市町村が処理することとされている事務

六 第四條第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を聴く事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。に限る。)

七 第四條第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

第六十三條第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四條第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。が)処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。に限る。)

第六十三條第二項に次の一号を加える。

四 第五條第三項において準用する第四條第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。が)処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。に限る。)

附則第二項第二号中「第四條第五項」を「第四條第八項」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第四條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九條の見出しを削り、同条第二項第二

号中「議決」を「決議又は議決(以下「決議等」という。)(に、「第六十四条第四項から第六項」を「第六十四条第五項から第七項」に改める。

第五十条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、農水産業協同組合に対し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

4 機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十七条第三項第一号中「議決」を「決議等」に改め、同項第二号中「第六十四条第四項後段」を「第六十四条第五項後段」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項第三号中「第六十四条第六項第二号」を「第六十四条第七項第二号」に改める。

第六十条の三の見出し中「決済用貯金」を「貯金等」に改め、同条第一項中「支払対象決済用貯金」を「支払対象貯金等」に、「支払対象決済用貯金の払戻しの円滑」を「その払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施」に改める。

第六十九条の二第一項中「中」支払対象決済用貯金を「中」支払対象貯金等に改める。

第八十六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第八十九条第一項中「被管理農水産業協同組合」の下に「農業協同組合法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合(以下「会計監査人設置組合」という。又は」を加える。

第九十一条第一項中「被管理農水産業協同組合」の下に「会計監査人設置組合又は」を加える。

第九十三条の見出し中「特別議決」を「特別決議」に改め、同条第一項中「議決」を「決議等」に改め、同条第二項中「議決」を「決議等」に、「仮議決」を「仮決議等」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議等」に、「議決」を「決議等」に改める。

第九十四条の見出し中「特別議決等」を「特別決議等」に改め、同条第二項中「まで及び」を「まで、同法第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百三十九条及び農業協同組合法」に改め、同条第三項中「並びに第三十条の二第五項」を「第三十条の二第六項並びに同法第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百二十九条第一項に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合には、農業協同組合法第三十条第十一項から第十四項まで、水産業協同組合法第三十四条第十項及び第十一項(これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。並びに農林中央金庫法第二十四条第三項の規定は、適用しない。

第九十四条第四項中「選任時の属する事業年度」を「その管理人による管理」に改め、同条第五項中「議決」を「決議等」に改める。

第百一条の次に次の一条を加える。

(優先出資の発行の特例)

第百一条の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第百条第三項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 前項の農水産業協同組合が第百条第三項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合

合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

用事業譲渡等又は付保貯金移転を「特定信用事業譲渡等」に改め、同項ただし書中「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に改める。

第百十三条中「議決する」を「決議等をする」に改める。

第百二十七条中「被管理農水産業協同組合」の下に「会計監査人設置組合又は」を加える。

第百十四条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項中「当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る債務の引受けは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転を「特定信用事業譲渡等(同号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転をいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の譲渡(第六項において「債務の引受け等」という。は、当該特定信用事業譲渡等」に改め、「係る債権者」の下に「及び救済農水産業協同組合が譲り受ける譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、「移転債権者」を「移転債権者等」に改め、同条第二項中「並びに再編強化法」を「再編強化法」に改め、「第十二条の下に「並びに金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十条の二第六項を加え、「信用事業譲渡等」を「特定信用事業譲渡等」に改め、同条第三項中「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に、「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「ある債権者及び「知れている債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第七項中「(第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転を「特定信用事業譲渡等」に、「つき第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「つき当該特定信用事業譲渡等」に改め、同条第八項中「第一項に規定する信

合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

第百三十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第百一条の二第二項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第五條 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第六條中「農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会」に改める。

第七條中「農業協同組合中央会、及び「農業協同組合法第百一条の三又は」を削り、「特定農水産業協同組合等」を「特定漁業協同組合等」に、「農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法」を「同法に、「第八項若しくは」を「第八項又は」に改める。

第九條第一項中「それぞれ総会の承認を受けて、合併契約を締結しなければ」を「合併契約を締結して、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければ」に改める。

第十二條第一項中「農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併決議の日(第九

平成二十七年六月三十日 衆議院會議録第三十六号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

条の二第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫にあつては、経営管理委員会の承認の決議の日から二週間以内に貸借対照表を作成するとともに、当該期間内に、債権者に対して「を合併を行う農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものに關する事項として主務省令で定めるもの
第十二条の二第一項各号を次のように改める。

一 農林中央金庫 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ 合併総会の日(第九条の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う場合にあつては、経営管理委員会の承認の決議の日)の二週間前日
ロ 前条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二 信用農水産業協同組合連合会 次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで
イ 合併総会の日(第二十三条)を「第二十四条第二項前段中「第二十三条」を「第二十二條」に改め、同項後段を次のように改める。

第十四条第三項中「第二十三条」を「第二十二條」に改める。
第二十七條中「第十二條第一項中「第九條の二第一項」とあるのは「第二十六條の二第一項」とを削り、「若しくは」を「又は」に改める。
第四十二條第一項中「基づきその信用事業」を「基づきその農業協同組合法第十條第一項第三号の事業」に、「農業協同組合法第十條」を「同條」に、「その信用事業の全部を譲り渡した農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会の業務の代理を」同條第六項第八号の事業に改め、同條に次の四項を加える。

4 前項の場合において、第一項の特定農業協同組合については農林中央金庫法第九十五條の二第一項又は農業協同組合法第九十二條の二第一項の規定は、第二項の特定農業協同組合又は特定水産加工業協同組合については農林中央金庫法第九十五條の二第一項又は水産業協同組合法第二百一十一條の二第一項の規定は、それぞれ適用しない。
5 第三項の認可に係る業務の代理を行う特定農業協同組合、特定農業協同組合又は特定水産加工業協同組合については、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二條の五十三から第五十二條の五十五まで並びに第五十二條の五十六第一項(第一号に係る部分を除く。)及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第五十二條の五十三、第五十二條の五十四第一項、第五十二條の五十五及び第五十二條の五十六中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣及び内閣総理大臣」と、同條第一項中「次の各号」とあるのは「第二号

から第五号まで」と、「当該銀行代理業者に対し、第五十二條の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」とあるのは「農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に対し、農林中央金庫及び特定農業協同組合連合会等による信用事業の再編及び強化に關する法律(平成八年法律第百十八号)第四十二條第三項の認可を取り消す」と、同項第二号及び第三号中「第五十二條の三十六第一項の許可」とあるのは「農林中央金庫及び特定農業協同組合連合会等による信用事業の再編及び強化に關する法律第四十二條第三項の認可」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 前項において読み替へて準用する銀行法第五十二條の五十三及び第五十二條の五十四第一項に規定する農林水産大臣及び内閣総理大臣の権限は、次条第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。
7 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。
一 農林水産大臣 内閣総理大臣
二 内閣総理大臣 農林水産大臣
第四十三條に次の一項を加える。
4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
第四十五條及び第四十六條を次のように改める。
第四十五條 次の各号のいずれかに該当する場合

合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 第三十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
二 第四十二條第五項において読み替へて準用する銀行法第五十二條の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
三 第四十二條第五項において読み替へて準用する銀行法第五十二條の五十四第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
第四十六條 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。
一 前条(第一号を除く。)二億円以下の罰金刑
二 前条第一号 同条の罰金刑
第四十七條に次の一号を加える。
十四 第四十二條第五項において読み替へて準用する銀行法第五十二條の五十五の規定による命令に違反したとき。
附則第十二條の見出し中「特別議決を」特別議決等」に改め、同條第一項中「議決は」を「議決又は議決(以下「議決等」という。は)」に改め、同條第二項中「議決」を「議決等」に、「仮議決」を「仮議決等」に改め、同條第三項中「仮議決」を

「仮決議等」に、「議決が」を「決議等が」に改める。

附則第十四条第二項及び第四項中「議決」を「決議等」に改める。

附則第二十八條を附則第三十七條とする。

附則第二十七條中「經營管理委員」の下に「並びに特定承継会社の役員」を加え、同条に次の二号を加える。

三 附則第二十六條第一項の認可を受けないで特定承継会社を子会社としたとき。

四 附則第二十八條の認可を受けないで農林中央金庫の会員以外の者（農林中央金庫法第五十四條第三項各号に掲げる者を除く。）に対する資金の貸付け又は手形の割引の業務を営んだとき。

附則第二十七條を附則第三十六條とし、附則第二十六條の前の見出しを削り、同条を附則第三十五條とし、同条の前の見出しとして「（罰則）」を付する。

附則第二十五條の次に次の九條を加える。

（特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例）

第二十六條 農林中央金庫は、平成三十八年三月三十一日までを限り、農林中央金庫法第七十二條の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的として、銀行法第十條及び第十一條に規定する業務を営む会社をいう。以下同じ。）を子会社（農林中央金庫法第二十四條第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とすることができ、

2 特定承継会社は、銀行法第四條第一項の規定にかかわらず、同法第二條第二項に規定する銀行業を営むことができる。

る銀行業を営むことができる。
（特定承継会社を子会社とすることの認可の要件）

第二十七條 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前条第一項の認可をするものとする。

一 特定承継会社が、特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする株式会社であつて、農林中央金庫がその発行済株式の総数を保有するものであること。

二 特定承継会社が、特定業務（銀行法第十條及び第十一條に規定する業務並びに担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二號）その他の法律により銀行が営む業務に相当する業務をいう。以下同じ。）以外の業務を営まないものであること。

三 特定承継会社が、特定業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、特定業務に係る収支の見込みが良好であること。

四 特定承継会社が、その人的構成等に照らして、特定業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

（特定承継会社に係る資金の貸付け又は手形の割引の認可）

第二十八條 特定承継会社は、農林中央金庫の会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引の業務を営もうとするときは、農林中央金庫法第五十四條第三項各号に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

（特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡）

第二十九條 特定農業協同組合等は、信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡すことができる。

2 前項の規定により特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡す場合には、当該特定農業協同組合等について、当該特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡す場合とみなして、この法律の規定を適用する。

（農林中央金庫と特定承継会社との合併）
第三十條 農林中央金庫と特定承継会社とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、農林中央金庫とする。

2 前項の規定により農林中央金庫と特定承継会社とが合併する場合には、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とが合併する場合とみなして、この法律の規定を適用する。

（特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡）
第三十一條 農林中央金庫は、特定承継会社から事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

2 前項の規定により農林中央金庫が特定承継会社から事業の全部又は一部を譲り受ける場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫が特定農業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合とみなして、この法律の規定を適用する。

（特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係）
第三十二條 特定業務を営む特定承継会社について

いは、農林中央金庫法第七十二條第一項第一号に掲げる会社とみなして、同法第三條第五項を除く。）の規定を適用する。

2 特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農林中央金庫法第三條第五項の規定を適用する。

（特定承継会社に係る銀行法等の適用関係）
第三十三條 前条に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、銀行とみなして、銀行法（第一条から第四條まで、第六條、第八條第二項及び第三項、第十條、第十一條、第七章、第七章の三、第五十二條の十一から第五十二條の十四までを除く。）並びに第五十三條第二項、第三項及び第五項その他の政令で定める規定を除く。）の規定その他銀行に適用される法令のうち政令で定めるものの規定（他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2 前条及び前項に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農水産業協同組合貯金保険法の規定その他信用農業協同組合連合会に適用される法令のうち政令で定めるものの規定を適用する。

（政令への委任）
第三十四條 附則第二十六條から前条までに定めるもののほか、特定承継会社が特定業務を営む場合における当該特定業務に関するこの法律その他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（農業倉庫業法の廃止）
第六條 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八條、第二十九條第一項及び第三項、第三十條から第四十條まで、第四十七條(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十條、第九百九條並びに第九百十五條の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

二 附則第一百十二條の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

三 附則第一百十三條の規定 医療法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(農業協同組合等の登記に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第九條第一項(新農協法第七十二條の九において準用する場合を含む。次項において同じ。及び第七十三條の九第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。

2 旧農協法第八十五條第二項の規定による登記簿は、新農協法第九條第一項の規定に基づく政令の相当規定による登記簿とみなす。

(共済代理店の事業報告書に関する経過措置)
第三条 新農協法第十一條の二十五第一項において読み替えて準用する保険業法(平成七年法律第百五号)第三百四條の規定は、この法律の施

行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。

(信託規程の変更等に関する経過措置)

第四条 新農協法第十一條の四十二第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一條の二十三第一項の信託規程の変更若しくは同項の信託規程の廃止、新農協法第十一條の四十八第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一條の二十九第一項の宅地等供給事業実施規程の変更若しくは同項の宅地等供給事業実施規程の廃止若しくは新農協法第十一條の五十一第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一條の三十二第一項の農業経営規程の変更若しくは同項の農業経営規程の廃止又は旧農協法第六十四條第二項の規定による組合(旧農協法第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。)の解散の議決(次項において「信託規程の変更等」という。)について施行日前に行われた旧農協法第十一條の二十三第三項、第十一條の二十九第三項若しくは第十一條の三十二第三項の承認又は旧農協法第六十四條第二項の認可の申請は、それぞれ新農協法第十一條の四十二第四項、第十一條の四十八第四項若しくは第十一條の五十一第四項又は第六十四條第四項の規定による届出とみなす。

2 施行日前に行われた信託規程の変更等(前項に規定する申請が行われたものを除く。)は、新農協法第十一條の四十二第四項、第十一條の四十八第四項若しくは第十一條の五十一第四項又は第六十四條第四項の規定の適用については、施行日に行われたものとみなす。

(回転出資金に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に存する旧農協法第十三條の二第二項に規定する回転出資金につ

いては、なお従前の例による。

(理事及び経営管理委員に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第三十條第十二項及び第十三項(これらの規定を新農協法第三十條の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する新農協法第三十條の二第五項に規定する経営管理委員設置組合については、同条第七項の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される経営管理委員会の終了の時までは、適用しない。

(会計監査人の設置等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)については、新農協法第三十六條第六項及び第七項並びに第三十七條の二第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して三年六月を経過した日から適用し、同日前は、なお従前の例による。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する出資組合以外の出資組合」とあるのは、「出資組合」とする。

2 出資組合組合員又は会員に出資をさせる組合をいう。以下この項において同じ。が前項の規定により読み替えて適用する新農協法第三十七條の二第二項の規定により会計監査人を置いた場合においては、当該出資組合については、前項の規定にかかわらず、当該会計監査人を置いた時から、新農協法第三十六條第六項及び第七項並びに第三十七條の二第一項、第三項及び第四項の規定を適用する。

(出資一口の金額の減少等に関する経過措置)

第八条 新農協法第四十九條第一項及び第二項(これらの規定を新農協法第五十條の二第四項、第五十條の四第四項、第六十五條第四項(新農協法第七十條第二項及び第七十三條第四項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十三條第二項及び第七十三條の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。並びに第六十五條第一項(新農協法第七十條第二項及び第七十三條第四項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に決議される出資一口の金額の減少、信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け、共済事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転、合併、権利義務の承継又は組織変更(以下この条において「出資一口の金額の減少等」という。)について適用し、施行日前に議決された出資一口の金額の減少等については、なお従前の例による。

(旧農業協同組合中央会の存続)

第九条 旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会であつてこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとする。

(存続中央会に係る旧農協法の効力)
第十条 前条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会(以下「存続中央会」という。)については、旧農協法(第七十三條の十七、第七十三條の二十一、第七十三條の三十四第三項及び第五項、第七十三條の四十二、第三章第五節並びに第七十三條の四十八第二項を除く。)の規定は、存続中央会が解散した場合又は附則第二十七條第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算終了の

登記の時、附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

(存続中央会の解散の届出)

第十一条 存続中央会は、前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第七十三條の四十八第一項第一号に掲げる事由によつて解散した場合には、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)

第十二条 附則第九条の規定によりなお存続するものとされた都道府県農業協同組合中央会(以下「存続都道府県中央会」という。)は、施行日から起算して三年六月を経過する日までの期間(以下「移行期間」という。)内に、その組織を変更し、農業協同組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)になることができる。

第十三条 存続都道府県中央会は、前条の規定による組織変更(以下この条から附則第二十条までにおいて「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の決議をする場合には、旧農協法第七十三條の四十三第二項の規定の例によらなければならない。

3 第一項の総会の招集に係る附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第七十三條の四十三第三項において準用する旧農協法第四十三條の六第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十日前」とあるのは「二週間前」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画」とある。

画の要領」とする。

4 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の農業協同組合連合会の新農協法第二十八條第一項第一号から第五号まで、第七号及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の農業協同組合連合会の定款で定める事項

三 組織変更後の農業協同組合連合会の理事(新農協法第三十條の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員)及び監事の氏名

四 組織変更後の農業協同組合連合会の会員の名称及び住所

五 組織変更がその効力を生ずべき日

六 その他農林水産省令で定める事項

5 組織変更計画を定める場合には、前項第一号に掲げる事項のうち新農協法第二十八條第一項第一号に掲げる事項についての定めは、組織変更後の農業協同組合連合会が次に掲げる事業の全部又は一部を行うことを内容とするものでなければならない。

一 会員である組合の組織、事業及び経営に関する相談に応ずること。

二 会員である組合の求めに応じて監査を行うこと。

三 会員である組合の意見を代表すること。

四 会員である組合相互間の総合調整を行うこと。

五 前各号の事業に附帯する事業

6 前項の場合において、同項に規定する定めが同項第二号の事業(以下「監査事業」という。)を行うことを内容とするものであるときは、監査の要領及びその実施方法を記載した監査規程を定めなければならない。

定めなければならない。

7 第四項第三号の理事(新農協法第三十條の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員)及び監事の任期は、組織変更後最初に招集される通常総会の終了の時までとする。

8 組織変更については、新農協法第四十九條並びに第五十條第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、新農協法第四十九條第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号。次項において「改正法」という。)附則第十三條第一項に規定する組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七條の四第二項」とあるのは「改正法附則第十條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一條の規定による改正前の農業協同組合法第九十二條第二項」と読み替えるものとする。

第十四條 組織変更は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可については、前条第六項の監査規程を定める場合にあっては新農協法第五十九條第二項の規定を、当該監査規程を定めない場合にあっては同項並びに新農協法第六十條及び第六十一條の規定を、それぞれ準用する。

第十五條 組織変更をする存続都道府県中央会は、附則第十三條第四項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(次項及び第三項において「効力発生日」という。)に、農業協同組合連合会となる。

2 組織変更をする存続都道府県中央会は、効力発生日に、附則第十三條第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の農業協同組合連合会の会員となる。

号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする存続都道府県中央会の会員は、効力発生日に、附則第十三條第四項第四号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の農業協同組合連合会の会員となる。

4 附則第十三條第四項第五号の日については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百八十條の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五條」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号)附則第十二條から第十七條まで」と読み替えるものとする。

第十六條 存続都道府県中央会が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十七條 附則第十二條から前条までに定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)

第十八條 組織変更後の農業協同組合連合会は、附則第十三條第五項に規定する事業の全部又は一部のみを行うことその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、新農協法第三條第一項の規定にかかわらず、その名称中に、農業協同組合連合会という文字に代えて、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができる。

第十九條 組織変更後の農業協同組合連合会(その地区の中に一の都道府県の区域を含むものに

限る。は、新農協法第十条の規定にかかわらず、監査事業を行うことができる。

2 監査事業を行う組織変更後の農業協同組合連合会は、組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものを監査事業に従事させなければならない。

第二十条 附則第十三条第六項の監査規程の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 監査事業を行う組織変更後の農業協同組合連合会は、前項の農林水産省令で定める事項に係る監査規程の変更をしたとき、又は監査規程を廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（存続全国中央会の一般社団法人への組織変更）
第二十一条 附則第九条の規定によりなお存続するものとされた全国農業協同組合中央会（以下「存続全国中央会」という。）は、移行期間内に、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第二十二條 存続全国中央会は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第二十六条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名
四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後の一般社団法人の社員の名称及び住所

六 組織変更がその効力を生ずる日（次条において「効力発生日」という。）

七 その他農林水産省令で定める事項

3 組織変更計画を定める場合には、前項第一号に掲げる事項のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一号に掲げる事項についての定めは、組織変更後の一般社団法人が次に掲げることを主たる目的とすることを内容とするものでなければならない。

一 社員である組合の意見を代表すること。

二 社員である組合相互間の総合調整を行うこと。

第二十三條 組織変更をする存続全国中央会は、効力発生日に、一般社団法人となる。

2 組織変更をする存続全国中央会は、効力発生日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする存続全国中央会の会員は、効力発生日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

4 前三項の規定は、附則第二十五条において読み替えて準用する附則第十三条第八項において読み替えて準用する新農協法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第二十四條 存続全国中央会は、組織変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第二十五条 組織変更については、附則第十三条第二項、第三項及び第八項、第十五条第四項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項の」とあり、及び同条第三項中「第一項の」とあるのは「附則第二十二條第一項の」と、同条第八項中「附則第十三条第一項」とあるのは「附則第二十二條第二項」と、同条第十五条第四項中「附則第十三条第四項第五号の日」とあるのは「附則第二十二條第六号に規定する効力発生日」と、「附則第二十二條から第十七條まで」とあるのは「附則第二十一條から第二十五條まで」と、附則第十七條中「附則第十二條から前条まで」とあるのは「附則第二十一條から第二十四條まで並びに附則第二十五條において読み替えて準用する附則第十三条第二項、第三項及び第八項、第十五条第四項並びに前条」と読み替えるものとする。

（組織変更後の一般社団法人に係る名称の使用制限に関する特例）
第二十六條 組織変更後の一般社団法人は、附則第二十二條第三項各号に掲げることを主たる目的とすることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、新農協法第三條第二項の規定にかかわらず、その名称中に引き

続き全国農業協同組合中央会という文字を用いることができる。

（存続中央会のみなし解散）

第二十七條 移行期間の満了の日に現に存する存続中央会は、同日に解散したものとみなす。

2 前項の場合には、農林水産大臣は、移行期間の満了後遅滞なく、同項の規定により解散したものとみなされた存続中央会の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

（農業委員会に関する経過措置）

第二十八條 公布日以後は、第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律（以下「旧農業委員会法」という。）の規定にかかわらず、農業委員会の委員の選挙は、行わない。ただし、この法律の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りでない。

2 公布日以後は、旧農業委員会法の規定にかかわらず、農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

3 この法律の公布の際現に調製されている農業委員会委員選挙人名簿についての旧農業委員会法第十條第六項の規定の適用については、同項中「次年の三月三十日まで」とあるのは、「委員の任期満了の日まで」とする。

第二十九條 この法律の公布の際現に在任する農業委員会（この法律の公布の際既にその期日が告示されている委員の一般選挙を行う農業委員会を除く。）の委員であつてその任期が平成二十八年三月三十一日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

2 この法律の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなつたときは、そのなくなつた日）までの間に限り、なお従前の例により在

任するものとする。この場合において、旧農業委員会法第八条第一項第三号中「農業生産法人」とあるのは、「農地所有適格法人」とする。

3 公布日から施行日の前日までの間に、農業委員会の選挙による委員の全員が天災その他の事由によりその職務を行うことができなくなった場合における当該農業委員会の事務の実施については、同日までの間、当該農業委員会が置かれていた市町村を、旧農業委員会法第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村とみなす。

第三十条 第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新農業委員会法」という。）第八条及び第九条の規定による農業委員会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（農業委員会ネットワーク機構の指定に関する準備行為）

第三十一条 新農業委員会法第四十二条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする者は、この法律の施行前においても、農林水産省令で定めるところにより、指定の申請をすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、この法律の施行前においても、新農業委員会法第四十二条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日にその効力を生ずる。

3 都道府県農業会議又は全国農業会議所が第一項の申請を行う場合には、当該都道府県農業会議及び全国農業会議所を一般社団法人とみなして、新農業委員会法第四十二条第一項の規定を適用する。

（都道府県農業会議の一般社団法人への組織変更）

第三十二条 都道府県農業会議は、その組織を変更し、一般社団法人にすることができる。

第三十三条 都道府県農業会議は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第三十五条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の総会の招集の通知は、その総会の日の二週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従つてしなければならない。

第三十四条 組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、一般社団法人となる。

2 組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る会則の変更をしたものとみなす。この場合において

は、当該会則を組織変更後の一般社団法人の定款とみなす。

3 組織変更をする都道府県農業会議の議員及び賛助員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

第三十五条 組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十三条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三

条第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第五十一条第二項」と、同条第八項中「第四十九条並びに」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに」と、「内容」とあるのは「とあるのは「内容」とあるのは」と、次項において「改正法」というのは「附則第十三条第一項」とあるのは「附則第三十三条第一項」と、「組織変更をする

旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一

条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十二条から第三十四条まで並びに附則第三十五条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに

前条」と読み替えるものとする。

（全国農業会議所の一般社団法人への組織変更）

第三十六条 全国農業会議所は、その組織を変更し、一般社団法人にすることができる。

第三十七条 全国農業会議所は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第三十九条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の総会の招集の通知は、その総会の日の二週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従つてしなければならない。

第三十八条 組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、一般社団法人となる。

に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする全国農業会議所の会員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

第三十九条 組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十七条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第三項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第七十六条」と、同条第八項中「第四十九条並びに」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに」と、「内容」とあるのは「とあるのは「内容」とあるのは」と、「次項において「改正法」という。」附則第十三条第一項」とあるのは「附則第三十七条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十六条から第三十八条まで並びに附則第三十九条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。

（都道府県農業会議及び全国農業会議所の解散）
第四十条 都道府県農業会議及び全国農業会議所は、次に掲げる場合には、施行日の前日に解散

する。
一 施行日の前日までの間に附則第三十一条第二項の規定による指定（次号において「指定」という。）を受けなかった場合
二 指定を受けた後に附則第三十二条又は第三十六条の規定による組織変更を中止した場合
前項の規定により解散した都道府県農業会議及び全国農業会議所の清算については、旧農業委員会法第八十三条第一項第一号に掲げる事由により解散した全国農業会議所の清算の例による。

（農地法の一部改正に伴う経過措置）
第四十一条 この法律の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の農地法（以下この条及び次条において「旧農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請は、第三条の規定による改正後の農地法（以下「新農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請とみなす。

2 前項の場合において、旧農地法第四条第三項（旧農地法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であつて、前項の申請が、同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする行為に係るもの又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について新農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて同一の事業の目的に供するため三十

アールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するものに係るものであるときは、都道府県知事は、新農業委員会法第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

3 施行日前に旧農地法第四条第六項又は第五条第五項において準用する旧農地法第四条第三項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、新農地法第四条第九項（新農地法第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

第四十二条 施行日前に旧農地法第十八条第三項又は第三十九条第四項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。
（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第四十三条 存続中央会については、第四条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法第八十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。
（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十四条 存続中央会については、第五条の規定による改正前の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第六条及び第七条の規定は、なおその効力を有する。

第四十五条 第五条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第九条の規定は、施行日以後に決議される合併については、なお従前の例による。

（農業倉庫業法の廃止に伴う経過措置）
第四十六条 この法律の施行の際現に第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法（以下この条において「旧農業倉庫業法」という。）第一条第一項に規定する農業倉庫業者である組合又は旧農業倉庫業法第十九条第一項に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合連合会（以下この条において「旧農業倉庫業者等」という。）については、次に掲げる日のいずれか早い日（次項において「適用日」という。）の前日までの間は、旧農業倉庫業法（第十五条（旧農業倉庫業法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

一 旧農業倉庫業者等が新農協法第十条第一項第八号の保管の事業を行うために必要な定款の変更につき新農協法第四十四条第二項の認可を受けた日
二 施行日から起算して六月を経過した日
適用日前に旧農業倉庫業者等が旧農業倉庫業法第七条ノ二（旧農業倉庫業法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により交付した倉荷証券（前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農業倉庫業法第七条ノ二の規定により交付した倉荷証券を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則）
第四十七条 次に掲げる場合には、存続中央会、

第四十五条 第五条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第九条の規定は、施行日以後に決議される合併については、なお従前の例による。

（農業倉庫業法の廃止に伴う経過措置）
第四十六条 この法律の施行の際現に第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法（以下この条において「旧農業倉庫業法」という。）第一条第一項に規定する農業倉庫業者である組合又は旧農業倉庫業法第十九条第一項に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合連合会（以下この条において「旧農業倉庫業者等」という。）については、次に掲げる日のいずれか早い日（次項において「適用日」という。）の前日までの間は、旧農業倉庫業法（第十五条（旧農業倉庫業法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

一 旧農業倉庫業者等が新農協法第十条第一項第八号の保管の事業を行うために必要な定款の変更につき新農協法第四十四条第二項の認可を受けた日
二 施行日から起算して六月を経過した日
適用日前に旧農業倉庫業者等が旧農業倉庫業法第七条ノ二（旧農業倉庫業法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により交付した倉荷証券（前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農業倉庫業法第七条ノ二の規定により交付した倉荷証券を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則）
第四十七条 次に掲げる場合には、存続中央会、

第四十五条 第五条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第九条の規定は、施行日以後に決議される合併については、なお従前の例による。

（農業倉庫業法の廃止に伴う経過措置）
第四十六条 この法律の施行の際現に第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法（以下この条において「旧農業倉庫業法」という。）第一条第一項に規定する農業倉庫業者である組合又は旧農業倉庫業法第十九条第一項に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合連合会（以下この条において「旧農業倉庫業者等」という。）については、次に掲げる日のいずれか早い日（次項において「適用日」という。）の前日までの間は、旧農業倉庫業法（第十五条（旧農業倉庫業法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

都道府県農業会議若しくは全国農業会議所の役員又は附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会若しくは附則第二十二條第一項、第三十三條第一項若しくは第三十七條第一項に規定する組織変更後の一般社団法人の理事(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六條に規定する仮処分命令により選任された理事の職務を代行する者又は新農協法第四十條第一項若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五條第二項の規定により選任された一時理事の職務を行うべき者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

一 附則第十三条第一項、第二項(附則第二十五條、第三十五條及び第三十九條において読み替へて準用する場合を含む。)、第三項(附則第二十五條において読み替へて準用する場合を含む。)、第四項、第五項若しくは第六項、第二十二條、第三十三條又は第三十七條の規定に違反して附則第十三条第一項、第二十二條第一項、第三十三條第一項又は第三十七條第一項に規定する組織変更の手續をしたとき。

二 附則第十三条第八項(附則第二十五條、第三十五條及び第三十九條において読み替へて準用する場合を含む。))において読み替へて準用する新農協法第四十九條第二項に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 附則第十六條第一項(附則第二十五條、第三十五條及び第三十九條において準用する場合を含む。))の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

四 附則第二十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

平成二十七年六月三十日 衆議院會議録第三十六号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

第四十八條 存続中央会又は農業協同組合連合会の役員又は清算人は、附則第十一條又は第二十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、五十万円以下の過料に処する。

第四十九條 農業協同組合連合会の役員又は参事その他の使用人が、監査事業に係る業務に關して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は参事その他の使用人でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

(全国農業協同組合中央会の監査から会計監査人の監査への移行に關する配慮等)

第五十條 政府は、旧農協法第三十七條の二第一項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七條の二第三項に規定する会計監査人の監査への移行に關し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。

一 全国農業協同組合中央会において組合に対する監査の業務に従事していた公認会計士その他の者を社員とする監査法人をはじめ、公認会計士又は監査法人が、円滑に組合に対する監査の業務を移行期間の満了の日までの間に開始し、及びこれを運営することができること。

二 新農協法第三十七條の二第三項に規定する会計監査人設置組合(次号において会計監査人設置組合という。))が会計監査人を確実に選任できること。

三 会計監査人設置組合の実質的な負担が増加することがないこと。

四 旧農協法第七十三條の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士(次

号)において「農業協同組合監査士」という。)に選任されていた者が組合に対する監査の業務に従事することができること。

五 農業協同組合監査士に選任されていた者であつて公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三號)第三條に規定する公認会計士試験に合格した者であるものが、同法第十五條第一項に規定する業務補助等の期間及び同法第十六條第一項に規定する実務補習の受講に關し、農業協同組合監査士としての実務の経験等を考慮され、円滑に公認会計士となることができること。

2 政府は、旧農協法第三十七條の二第一項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七條の二第三項に規定する会計監査人の監査への円滑な移行を図るため、農林水産省、金融庁その他の関係行政機関、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会(存続全国中央会を含む。))による協議の場を設けるものとする。

(検討)

第五十一條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に關する改革の実施状況(次項において「改革の実施状況」という。)、農地等の利用の最適化の推進(新農業委員会法第六條第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。))の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に關する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、准組合員(新農協法第十六條第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この

項において同じ。))の組合の事業の利用に關する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員(新農協法第十二條第一項第一号の規定による組合員又は同條第二項第一号の規定による会員をいう。))及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二號)の項中「第九十八條第十一項」を「第九十八條第十五項」に改め、同表農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の項第二号中「第三項(同條第六項において準用する場合を含む。))及び第五項」を「第二項及び第八項」に改め、同項中第九號を第十九號とし、第八號を第十八號とし、同項第七号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十七號とし、同項第六号中「第三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六號とし、同項第五号を第十五號とし、第四号を第十四號とし、同項第三号中「及び第五項において準用する第四條第三項」を「において準用する第四條第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の五号を加える。

九 第五條第三項において準用する第四條第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。))

十 第五條第三項において準用する第四條第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。))が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に

供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)に限る。)

十一 第五条第三項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定並びに第五条第五項において読み替えて準用する第四条第十項において読み替えて準用する同条第四項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務

十二 第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を聴く事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)に限る。)

十三 第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

別表第一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第二号の次に次の五号を加える。

三 第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を付する事務に限る。)

四 第四条第三項の規定により市町村(指定市町村に限る。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)

五 第四条第四項及び第五項(これらの規定

を同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

六 第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務(意見を聴く事務同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)

七 第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務(意見を述べる事務に限る。)

別表第一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の項中「第八条第四項」を「第八条第六項」に改め、同表農山村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の項中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改め、同表農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の項第四号及び第五号中「第七条第十三項」を「第七条第十五項」に改める。

別表第二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)

別表第二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項に次の一号を加える。

四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)に限る。)

(金融商品取引法の一部改正)
第五十三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号八中「第五条」を「第四条」に改める。

附則第三条の二中「第十一条の二の四及び第十一号の十の三」を「第十一号の五及び第十一号の二十七」に改める。

(土地改良法の一部改正)
第五十四条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第六項中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)」に、「聞き」を「聴き」に、「同項」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、都道府県機構に意見を聴くことを要しない。

第九十八条第九項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定

がされていない場合には、この限りでない。
第九十九条第十項中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。
第二百二十五条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 施行日前に前条の規定による改正前の土地改良法第九十七条第六項、第九十八条第九項又は第九十九条第十項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の土地改良法第九十七条第六項、第九十八条第九項又は第九十九条第十項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

(地方交付税法の一部改正)

第五十六条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第三十二号中「農家」の下に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号)第三条の規定による改正前の」を加える。

(地方税法の一部改正)

第五十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中、「都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会」を削る。

第七十二条の四第三項中「第七十二条の十第一項第一号」を「第七十二条の十三第一項第一号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中、「都道府県農業会議、全国農業会議所」及び「農業協同組合中央会」を削る。

第七十二条の二十四の七第五項第一号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中、「都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会」を削る。

第三百四十八条第二項第十三号の二を削り、同条第四項中「農業協同組合法」を削り、「並びに土地改良事業団体連合会」を「土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会」に改める。

第四百六条第一項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第二号中「の農地部会及び（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」を削る。

第四百二十五条第一項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第三号中「の農地部会」及び「（農地部会を置かない農業委員会にあつては委員）」を削る。

第七百一条の三十四第三項第十三号を次のように改める。

十三 削除

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 存続中央会に対する前条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第六項において「新地方税法」という。）第二十五条第一項、第七十二条の五第一項、第二百九十六条第一項及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、新地方税法第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第五号及び第二百九十六条第一項第二号中「中小企業団体中央会」

とあるのは、及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）附則第十条に規定する存続中央会、中小企業団体中央会と、新地方税法第三百四十八条第四項中「及び農業協同組合連合会」とあるのは「農業協同組合連合会及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

2 前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第二十五条第一項第二号に掲げる都道府県農業会議（収益事業を行わない場合に限る。）又は全国農業会議所（収益事業を行わない場合に限る。）に対して課する平成二十七年分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 施行日前に開始した事業年度に係る旧地方税法第七十二条の五第一項第五号に掲げる都道府県農業会議又は全国農業会議所の法人の事業税については、なお従前の例による。

4 旧地方税法第二百九十六条第一項第二号に掲げる都道府県農業会議（収益事業を行わない場合に限る。）又は全国農業会議所（収益事業を行わない場合に限る。）に対して課する平成二十七年分までの法人の市町村民税の均等割については、なお従前の例による。

5 旧地方税法第三百四十八条第二項第十三号の二に掲げる償却資産に対して課する平成二十八年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 附則第二十九条第二項の場合においては、新地方税法第四百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四百二十五条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は適用せず、旧地方税法

法第四百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四百二十五条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第十三号に掲げる施設に係る事業のうち、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。

（土地区画整理法の一部改正）

第五十九条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条中「都道府県農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の土地区画整理事業が都市計画法第七條第一項の市街化区域と定められた区域外の三十アールを超える農地法にいう農地の廃止を伴うものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合においては、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

土地区画整理法第百三十六條の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の土地区画整理法第百三十六條第一項の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第六十一条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「同条第十一項」を「同条第十五項」に、「第十一條の七第一項」を「第十一條の十七第一項」に改め、同条第二項中「第十一條の七第三項」を「第十一條の十七第三項」に改める。

第二十七条の二中「同条第十一項」を「同条第十五項」に、「第十一條の七第一項」を「第十一條の十七第一項」に、「第十一條の七第三項」を「第十一條の十七第三項」に改める。

第二十八条の二第二項第二号中「第十一條の七第一項」を「第十一條の十七第一項」に改め、同条第二項中「第十一條の七第二項」を「第十一條の十七第二項」に改める。

第二十八條の三第二項中「第十一條の十三」を「第十一條の三十二」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第六十二条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第十四号中「第十一條の二十九」を「第十一條の四十八第一項」に改める。

第五十七條の五第一項第四号中「第十一條の十三」を「第十一條の三十二」に改める。

第六十五條の四第一項第十四号中「第十一條の二十九」を「第十一條の四十八第一項」に改める。

第六十八条の五十五第一項第三号中「第十一
条の十三を「第十一条の三十二」に改める。
(たばこ耕作組合法の一部改正)

第六十三条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法
律第百三十五号)の一部を次のように改正す
る。

第八条第四項中「農業協同組合連合会又は
農業協同組合中央会(以下)を又は農業協同組
合連合会」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正に伴う経過措置)
第六十四条 存続中央会については、前条の規定
による改正後のたばこ耕作組合法第八條第四項
に規定する農業協同組合等とみなして、同項及
び同条第五項の規定を適用する。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に
係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改
正)
第六十五条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村

の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律
(昭和三十九年法律第百六号)の一部を次のよう
に改正する。

第八条第一項中「教育委員会、公平委員会」の
下に「農業委員会」を、「公平委員会の委員」の
下に「農業委員会の委員」を加え、「農業委
員会については新村の設置による長の選挙が行
われ、新村の長が就任するまでの間」を削り、
同条第二項中「職務執行者」の下に「新村の設置
による長の選挙が行われ、新村の長が就任した
日以後においては、当該新村の長」を加える。
第九条第一項中「選挙による」を削り、「第十
五条第一項本文を「第十条第一項本文」に改め
る。

(所得税法の一部改正)

第六十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一 全国農業会議所の項及び都道府県農業会議の項を削り、同表中

(医療法第
十一條(公的医療機関の定義)
に該当す
るもの
を満たすもの
をしたもの

農業協同組合連合会(医療法第三
十一條(公的医療機関の定義)に規
定する公的医療機関に該当する病
院又は診療所を設置するもので政
令で定める要件を満たすものとし
て財務大臣が指定をしたものに限
る。)

に改める。

農業協同組合中央会
農業協同組合連合会
三十一條(公的医療機
関に規定する公的医療機
関又は診療所を設
で政令で定める要件を
として財務大臣が指定
に限る。)

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)
第六十七条 存続中央会は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表
第一に掲げる法人とみなす。
(法人税法の一部改正)

第六十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第八十四条第二項第三号イ及び附則第二十条第二項第三号ロ中「第十一条の十三」を「第十一条の
三十二」に改める。

別表第二 全国農業会議所の項及び都道府県農業会議の項を削り、同表中

(医療法第
十一條(公的医療機関の定義)
に該当す
るもの
を満たすもの
をしたもの

農業協同組合連合会(医療法第三
十一條(公的医療機関の定義)に規
定する公的医療機関に該当する病
院又は診療所を設置するもので政
令で定める要件を満たすものとし
て財務大臣が指定をしたものに限
る。)

に改める。

農業協同組合中央会
農業協同組合連合会
三十一條(公的医療機
関に規定する公的医療機
関又は診療所を設
で政令で定める要件を
として財務大臣が指定
に限る。)

別表第三 農事組合法人(農業協同組合法第七
十二條の八第一項第二号(農業の経営)の事業を
行う農事組合法人)でその事業に従事する組合員
に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を
有する給与を支給するものを除く。の項中「第
七十二條の八第一項第二号を「第七十二條の十
第一項第二号」に改める。
(法人税法の一部改正に伴う経過措置)
第六十九条 存続中央会は、法人税法その他法人
税に関する法令の規定の適用については、同法
別表第二に掲げる法人とみなす。

2 存続中央会は、地方税法第七百一条の三十四
第二項の規定の適用については、法人税法第二
条第六号の公益法人等とみなす。
(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に
関する法律等の一部改正)
第七十条 次に掲げる法律の規定中「農業生産法
人」を「農地所有適格法人」に改める。
一 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長
に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六
号)第四条第三項及び第十四条第三項
二 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四
年法律第百二十七号)附則第六條第五項

三 独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第四十二條第二項及び第四十三條

四 独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法第四十四條第二項第一号及び第三号並びに第四十六條第二項第二号

(印紙税法の一部改正)

第七十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号の課税物件の定義の欄2中「とし、農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券を含まないものを削る。

別表第二全国農業会議所の項、都道府県農業会議の項及び農業協同組合中央会の項を削る。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第七十二條 存続中央会は、印紙税法の規定の適用については、同法別表第二に掲げる者とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第七十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十四の項を次のように改める。

二十四 農業協同組合及び農業協同組合連合会	農業協同組合法	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一條(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所 介護保険法第八條第二十八項(定義)に規定する介護老人保健施設若しくは老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十條の五(特別養護老人ホーム)に規定する特別養護老人ホームの用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
-----------------------	---------	---	--

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)第七十四條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八

機構」という。)に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

第十五條の二第六項の次に次の一項を加える。

7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第十八條中「(昭和二十六年法律第八十八号)」を削る。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五條 施行日前に前条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律第十五條の二第六項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律第十五條の二第六項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第七十六條 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第三号中「第七十二條の八第一項第二号」を「第七十二條の十第一項第二号」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第七十七條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百五條を次のように改める。

第百五條 削除

第百十八條中「第百五條各号」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 沖縄法令の規定(第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。以下この条において同じ。)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

三 選挙に関する沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

第百五十三條第一項中、「公職選挙法の下に「(昭和二十五年法律第百号)」を加え、同項第一号及び第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十八條 附則第二十九條第二項の場合においては、前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百五條の規定は、なおその効力を有する。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第七十九條 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第六項中「都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会」を「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三條第一項に規定する都道府県機構(以下この項において「都道府県機構」という。)及び農業者、農業に関する団体その他の関係者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県機構については、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の

指定がされていない場合は、この限りでない。

第七条第三号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第十四条中「株式会社にあつては、次に掲げる者」とあるのは、「株式会社にあつては、次に掲げる者（を「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者又は」、「を除く。以下この号において同じ。」を「（以下この号において「関連事業者等」という。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社員」に改める。

第十五条第一項中「昭和二十六年法律第八十八号」を削る。

第十八条第二項第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第三項第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ただし書中「第十一号の三十一第一項第二号」を「第十一号の五十第一項第一号」に、「第二号第三項第二号」を「第二号第三項第二号イからチまで」に、「を除く」を「に限る」に改め、同項第三号口中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等（農地法第三條第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第二十條の二第一項第三号において同じ。）」に改める。

別表第三第一号の表全国農業会議所の項及び都道府県農業会議の項を削り、同表中

合中央会
合連合会（所得税法別業協同組合連合会の項のものに限る。）

を
農業協同組合連合会（所得税法別業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）

に改める。

第二十條の二第一項第三号中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等」に改める。

第二十二條中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十四條第一項に規定する機構」に改める。

第二十三條第一項中「第七十二條の八第一項第一号」を「第七十二條の十第一項第一号」に改める。

第二十八條第一項中「第二十二條第一項第一号」を「第二十一條第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十二條第一項第一号」を「第二十一條第一項第一号」に、「第七十二條の八第一項第一号」を「第七十二條の十第一項第一号」に改める。

第二十九條中「第七十二條の八第一項」を「第七十二條の十第一項」に改める。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置）

第八十條 施行日前に前条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第五條第六項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法第五條第六項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

（消費税法の一部改正）
第八十一條 消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）
第八十二條 存続中央会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正）
第八十三條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七條中「第三十五條第二項」を「第四十一條第二項」に改める。

（地価税法の一部改正）
第八十四條 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十三号口中「又は農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一條第一項（農業倉庫業者に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九條第一項（連合農業倉庫業者に規定する連合農業倉庫業者の同法第六條 農業倉庫業者の認可）（第二十六條第一項（準用）において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る同法第一條第一項若しくは第十九條第一項の倉庫」を削る。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）
第八十五條 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第五項第三号中「第四十條の二及び」を「第四十一條及び」に改める。

第四十條第四項中「第三十九條（同法第七十二條の二の二）を「第三十九條第一項（同法第七十二條の三）に改める。

第四十三條第二項第五号中「第十條の二」を「第十條の三」に、「第十一條の八第一号」を「第十一條の十八第一号」に改める。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）
第八十六條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「農業委員会」の下に「（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）を加え、同条第六項中「前三項」を「第三項及び前項」に、「次項第一号」を「第六項第一号」に、「第四項」を「前項」に改め、「前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村」と、「について同項の承認をしよう」とあるのは「を定めよう」とを削り、同項を同条第七項とし、同条中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 農業委員会は、第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするとき（当該所有権移転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。）であるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合については、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、次項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について第一項の決定をする

るため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第九條第二項ただし書中「前條第四項」を「前條第六項」に改める。

第二十四條中「第八條第四項」を「第八條第六項」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十七條 施行日前にされた前條の規定による改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(次項において「旧特定農山村法」という。)

第八條第一項の規定による改正後の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(次項において「新特定農山村法」という。)

2 前項の場合において、旧特定農山村法第八條第五項の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であつて、新特定農山村法第八條第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三ノアールを超える農地であるときは、都道府県知事は、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員会法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八十八條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第九号中「第九十九條の六第一号」を「第

九十九條の九第一号」に改める。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第八十九條 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八條の見出し中「議決」を「決議等」に改め、同條第一項中「議決」を「決議又は議決」に改める。

(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正)

第九十條 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九條中「第七十二條の十第一項」を「第七十二條の十三第一項」に改め、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」の下に「(平成十四年法律第五十二号)」を加える。

第十條第一項中「とあるのは、」を「に該当する株主とあるのは、」に、「とあるのは、」を「に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は当該承認会社社員に該当する社員とする」に改め、同條第二項を削る。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正)

第九十一條 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「第四條第二項」を「第四條第六項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第九十二條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十

号)の一部を次のように改正する。

別表農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の項を削る。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第九十三條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條及び第十一條を次のように改める。

第十條及び第十一條 削除

第十六條第三項中「指定都市及び」を「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この項及び第二十一條第一項において「指定都市」という。及び)」に改める。

(地域再生法の一部改正)

第九十四條 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條の七第二項中「都道府県農業会議を「農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第十七條の十五第二項において同じ。)」に改め、同條第五項第一号中「第四條第二項」を「第四條第六項」に改め、同項第二号中「第四條第二項第一号」を「第四條第六項第一号」に改める。

第十七條の十五第二項中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同條第四項第一号中「第四條第二項」を「第四條第六項」に改め、同項第二号中「第四條第二項第一号」を「第四條第六項第一号」に改める。

(会社法の一部改正)

第九十五條 会社法の一部を次のように改正する

る。

第九百四十三條第一号中「第九十二條第五項」を「第九十七條の四第五項」に改める。

(会社法の一部改正に伴う経過措置)

第九十六條 前條の規定による改正後の会社法(以下この条において「新会社法」という。)

第九百四十三條の規定の適用については、旧農協法第九十二條第五項(附則第十條の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正)

第九十七條 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「農業委員会」の下に「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。」を加え、同條第五項及び第六項を削り、同條第四項中「市町村」の下に「(農地法第四條第一項に規定する指定市町村を除く。)」を加え、「(当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。)」を削り、同項を同條第六項とし、同條第三項の次の二項を加える。

4 農業委員会は、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地(当該農用地に係

る所有権の移転等の内容が農地法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下この条において同じ。）である所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするとき（当該所有権移転等促進計画に係る農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。）であるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合については、この限りでない。

5 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地である所有権移転等促進計画について第一項の決定をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第八條第二項ただし書中「前條第四項」を「前條第六項」に改める。

第十五條中「第七條第四項」を「第七條第六項」に改める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十八條 施行日前にされた前條の規定による改正前の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（次項において「旧農山漁村活性化法」という。）第七條第一項の決定は、前條の規定による改正後の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（次項において「新農山漁村活性化法」という。）第七條第一項の決定とみなす。

2 前項の場合において、旧農山漁村活性化法第七條第五項の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であつて、新農山漁村活性化法第七條第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が新農山漁村活性化法第二條第三項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る新農山漁村活性化法第五條第八項に規定する所有権の移転等の内容が新農地法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下この項において同じ。）である所有権移転等促進計画に係る農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地であるときは、都道府県知事は、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員会法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十九條 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第七項第一号中「第四條第二項」を「第四條第六項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第一百條 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項第一号中「都道府県農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第四十七條第四項第十五号及び第四十九條第八項第五号

において同じ。）」に改め、同條第四項第一号中「第四條第二項」を「第四條第六項」に改め、同項第二号中「第四條第二項第一号」を「第四條第六項第一号」に改める。

第四十七條第四項ただし書中「場合」の下に「又は第十六号に掲げる協議にあつては農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合」を加え、同項第十五号中「都道府県農業会議を「農業委員会」に改め、同項第十六号中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構（第四十九條第八項第六号において単に「都道府県機構」という。）に改める。

第四十九條第八項に次のただし書を加える。

ただし、第六号に掲げる事項にあつては、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合における同号に定める者への協議については、この限りでない。

第四十九條第八項第五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項第六号中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第一百條 施行日前に前條の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十九條第七項又は第八項の規定によりされた協議は、前條の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十九條第七項又は第八項の規定によりされた協議とみなす。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第一百二條 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一條第四項ただし書中「場合」の下に「又は第十六号に掲げる協議にあつては農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合」を加え、同項第十五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第十三條第八項第五号において同じ。）」に改め、同項第十六号中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構（第十三條第八項第六号において単に「都道府県機構」という。）に改める。

第十三條第八項に次のただし書を加える。

ただし、第六号に掲げる事項にあつては、農業委員会等に関する法律第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合における同号に定める者への協議については、この限りでない。

第十三條第八項第五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項第六号中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百三條 施行日前に前條の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第十三條第七項又は第八項の規定によりされた協議は、前條の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律第十三條第七項又は第八項の規定によりされた協議とみなす。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第一百四條 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する

法律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第五項第一号中「第四條第二項」を「第四條第六項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、同条第十一項第一号中「都道府県農業会議」を「農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。次項及び第十三項において同じ。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

12 農業委員会は、前項(第一号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により意見を述べようとするとき(前項の協議に係る同号に掲げる行為が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三條第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。))の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二條第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第八條第四項中「第十三項」を「第十五項」に改める。

第二十四條第四号及び第五号中「第七條第十三項」を「第七條第十五項」に改める。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百五條 施行日前に前条の規定による改正前の

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(以下この条において「旧農林漁業再生可能エネルギー法」という。))第七條第十一項(第一号に係る部分に限る。)(旧農林漁業再生可能エネルギー法第八條第四項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(以下この条において「新農林漁業再生可能エネルギー法」という。))第七條第十一項(第一号に係る部分に限る。)(新農林漁業再生可能エネルギー法第八條第四項において準用する場合を含む。))の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)
第百六條 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十八條第四項第三号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ただし書中「第十一條の三十一第一項第一号」を「第十一條の五十第一項第一号」に改め、同項第四号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号口中「役員」を「業務執行役員等(農地法第三條第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。)」に改める。

第二十四條中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十四條第一項に規定する機構」に改める。

(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第百七條 農業の構造改革を推進するための農業

経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項中「第二條の規定による改正後の」と及び「(附則第六條第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。))」を削り、「同項第二号へ」を「同項第二号ト」に改め、同条第四項中「附則第十四條の規定による改正後の」を削り、「第七十二條の十第一項」を「第七十二條の十三第一項」に改める。

附則第六條第一項中「新農地法」を「第二條の規定による改正後の農地法(次項及び第三項において「新農地法」という。)」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第百八條 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第十八條及び」を削る。
第十一條第一項中「第十八條第四項第一号」を削る。

第十八條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十八條 削除

第十九條に見出しとして「(農地法等の特例)」を付し、同条第一項中「農地等」を「(農地法昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第一項に規定する農地又は採草放牧地(以下この項において「農地等」という。))」に、「(農地法をの

同法」に改め、同条第六項中「指定都市」を「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十一條第二項の規定により区(総合区を含む。以下この項において同じ。))とともに農業委員会を置かないこととされたものを除く。)」に改める。

別表の六の項中「農業法人経営多角化等促進

事業」を「削除」に改める。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)
第百九條 保険業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の次に次の一條を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第二條の二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條の二十五第一項中「から第三百六條まで」を「第三百四條、第三百五條第一項、第三百六條」に、「保険仲立人」とあるのは「共済代理店(その規模が大きいものとして農林水産省令で定めるものに限る。次条において同じ。)」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」を「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、「限るもの」とし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る」とあるのは「限る」に改め、「保険仲立人」とあるのは「共済代理店」と、「を削り、」

「第三百五條」を「第三百五條第一項」に改め、同条第二項中「第三百五條」を「第三百五條第一項」に改める。

第百二條第三号中「第三百五條」を「第三百五條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第百十條 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第百九十五條を次のように改める。

平成二十七年六月三十日 衆議院會議録第三十六号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

第百九十五条 削除

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第百十一条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第百十二条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百三十九条のうち、農業協同組合法第十一条の十一第四項の改正規定中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に改め、同法第三十五条の二第二項の改正規定を次のように改める。

第三十五条の二第三項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第二百四十条第一項中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に改め、同条第二項中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に、「第十一条の十一第一項」を「第十一条の二十八第一項」に改め、同条第三項中「行われた」を削り、「農業協同組合又は農業協同組合連合会との利益相反行為をなつた者の利益相反取引」に、「第三十五条の二第二項」を「第三十五条の二第三項」に、「第七十二条の二」を「第七十二条の三」に改める。

第二百五十九条を次のように改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
第二百五十九条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第百十四条第一項中「譲渡禁止の特約のあ

る債権の譲渡(第六項において「債務の引受け等」という。))を「契約上の地位の移転」に、「譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者(第六項において「移転債権者等」という。))を「契約上の地位に係る契約の相手方」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「移転債権者等が第三項」を「第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受ける債務に係る債権者、救済農水産業協同組合が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方及び救済農水産業協同組合が譲り受ける譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者(以下この項において「移転債権者等」という。))が第四項」に、「債務の引受け等」を「当該特定信用事業譲渡等に係る債務の引受け、契約上の地位の移転及び譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡(以下この項において「債務の引受け等」という。))」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「ある債権者及び譲渡禁止の特約のある」を「ある債権者、契約上の地位に係る契約の相手方及び譲渡制限の意思表示がされた」に、「貯金者等その他政令で定める債権者以外」の知れている債権者及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を「次に掲げる者であつて知れているもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 貯金者等その他政令で定める債権者以外の債権者及び契約上の地位に係る契約の相手方

二 譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者

第百十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六條の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示(同法第四百六十六條第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいう。第四項及び第七項において同じ。))がされた債権の譲渡については、適用しない。

第百三十二条第一項第六号中「第百十四条第八項」を「第百十四条第九項」に改める。

第二百五十九条の次に次の一条を加える。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二百五十九条の二 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第百十四条第二項、第四項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(医療法の一部を改正する法律の一部改正)

第百十三条 医療法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第十三条の規定並びに」を「の規定、附則第十一条の二の規定(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の改正規定を除く。)、附則第十三条の規定及び」に改める。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(農業協同組合法の一部改正)
第十一条の二 農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第八十八条第二項第一号中「第七号まで及び第九号から第十一号まで」を「第八号まで及び第十号から第十二号まで」に改める。

第九十二条中「第七十一条の三」を「第七十三条」に改める。

第百条の七中「第四十六條の四第五項」を「第四十六條の五の三第二項」に改め、「若しくは仮理事」を削る。

(罰則に関する経過措置)

第百十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理 由

最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合等についてその目的の明確化、事業の執行体制の強化、株式会社等への組織変更を可能とする規定の整備、農業協同組合中央会の廃止等の措置を講ずるとともに、農業委員会の委員の選任方法の公選制から市町村長による任命制への移行、農業生産法人に係る要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案 内閣提出 に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人について見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業協同組合法の一部改正

(一) 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」という。)は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、その事業を行うに当たつては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。とともに、農畜産物の販売等の事業の確かな遂行により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする。

(二) 組合は、事業を行うに当たつて、組合員及び会員に利用を強制してはならないものとする。

(三) 理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に關し実践的能力を有する者でなければならないものとする。

(四) 組合は、その選択により、組合を設立する新設分割及び組合から株式会社・一般社団法人・消費生活協同組合・社会医療法人への組織変更ができるものとする。

(五) 農業協同組合中央会制度は廃止し、法施行後三年六月の間に、都道府県農業協同組合中央会は農業協同組合連合会に、全国農業協同組合中央会は一般社団法人に移行す

ることが出来るものとする。

(六) 一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないものとし、新制度への移行に当たつて、政府は適切な配慮を行うものとする。

2 農業委員会等に関する法律の一部改正

(一) 農業委員会は、農地法に基づく権利移動等に関する許可業務のほか、農地等の利用の最適化の推進を行うものとする。

(二) 農業委員の選出方法について公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め、農業委員の過半数は、原則として、認定農業者でなければならないものとする。

3 農地法の一部改正

農地を所有できる法人の要件のうち、役員は、農作業に従事する役員等のうち一人以上の者が農作業に従事すればよいものとする。とともに、議決権要件について農業者以外の者の議決権が総議決権の二分の一未満までよいものとする。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るための措置として、おおむね妥当なものと認めるが、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進についての農業の担い手をはじめと

する農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿つた自主的な取組を促進するものとする規定を追加する修正を行うことが適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年六月二十五日

農林水産委員長 江藤 拓

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

附 則 (小字及び一は修正)

○自主的な取組の促進及び

(〇検討)

第五十一条 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進(新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。次項において同じ。)についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿つた自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況(次項において「改革の実施状況」という。)農地等の利用の最適化の推進(新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。)の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

12 3 政府は、准組合員(新農協法第十六条第一項

ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。)の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員(新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による組合員をいう。)及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

(別紙)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

我が国の農業・農村の現場を取り巻く状況が厳しさを増す中、これを克服し、本来の活力を取り戻すべく、六次産業化等による高付加価値化、輸出も視野に入れた需要の開拓、担い手への農地の集積・集約化等を通じて農業の成長産業化を推進し、その成果を着実にあげていくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地域の農協が、地域の農業者と協力して農産物の有利販売・生産資材の有利調達等に創意工夫を活かして積極的に取り組むとともに、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たし、農業者の更なる経営発展を促すことができる環境を一体的に整備することが必要不可欠である。

よつて政府は、本法の施行に当たつては、左記事項の実現を図り、農政改革の推進に万全を期すべきである。

記

一 農協改革の最大の目的である農業所得の増大のための農産物の有利販売・生産資材の有利調達を確実に達成されるよう、改革の趣旨に沿つた自主的な取組を促進すること。

二 農協の理事構成及び農業委員の構成に係る農

林水産省令の制定に当たっては、制度の趣旨を踏まえつつ、組織・運営の自主性・自律性を最大限尊重し、関係者の意向や地域の実態を踏まえた適切なものとなるように配慮すること。農協の理事構成の見直しが着実に行われるようにすること。

三 准組合員の利用の在り方の検討に当たっては、正組合員・准組合員の利用の実態などを適切に調査するとともに、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割を十分踏まえること。農業生産法人の要件の見直し及び農協の准組合員の利用の在り方の検討については、速やかに進めること。

四 農協の組織変更は、選択であることを徹底するとともに、株式会社への組織変更については、省令において定款に株式譲渡制限ルールを明記するよう措置すること。

五 地区重複農協の設立については、今回の法改正で完全に自由となるが、これを踏まえて、農業者の選択により、複数の農協のサービスが利用できる状況が生まれるように配慮すること。

六 農協・全農等は、経済界との連携を強化し、農業・食品産業の発展に資する経済活動を積極的に行うようにすること。

七 農林中央金庫及び都道府県信用農業協同組合連合会は、担い手等の新しい資金需要に適切に応えられるよう農業融資に積極的に取り組むこと。

八 全中監査から公認会計士監査への移行に当たっては、配慮事項が確実に実施されるよう、関係者の協議を踏まえ、万全の措置を講ずること。

九 今回の農協改革に伴い、税制に関して万全の措置を講ずること。

十 農協系統組織は、その構成員のための組織で

あるという原点を踏まえ、協同組合に対する誤解を惹起することのないよう、その事業の実施に際しては、あらゆる面で公平・公正な運営に努めること。

十一 農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱及びそのための推薦・公募等について、適正な手続により公正に行われるようにすること。また、農業委員及び新設される推進委員について、その業務を適切に遂行できるよう十分な定数を確保するとともに、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう十分な予算の確保を図ること。

十二 公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とすることに鑑み、農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮すること。

十三 農業委員会の改革により、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担の明確化を図った上で、農地中間管理機構との連携が強化され、担い手への農地利用の集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消等が効率的・効果的に推進されるようにすること。

十四 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上のため、研修の機会を確保するとともに、事務局体制の整備強化を図ること。

十五 市町村長と農業委員会は、密接に連絡し、人と農地の問題の解決など地域農業の発展に責任を持って取り組むようにすること。右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五八四四五
東京港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 一三六円
（本体） 一三〇円